

平成23年度

# 行政監査報告書

監査テーマ

「税外諸収入の収入未済金に係る徴収事務等について」

平成24年9月

北海道監査委員

## 目 次

第1	監査の概要	
1	監査のテーマ	1
2	監査の目的及び着眼点	1
3	監査の対象部局	2
4	監査の対象年度	2
5	監査の実施期間	2
6	監査の方法	2
第2	道における収入未済額の状況等	
1	収入未済額の推移	3
2	監査対象とした収入金	4
第3	収入未済金に係る徴収事務等	
1	債権の性質	6
2	徴収事務の流れ	7
3	徴収事務に係る用語等	7
第4	道における歳入確保の取組等	
1	歳入確保の取組	12
2	民間委託等の状況	13
第5	監査結果等	
1	監査結果の概要	14
2	監査結果及び改善意見	17
	(1) 中小企業高度化資金貸付金収入（中小企業近代化資金貸付事業特別会計）	18
	① 工場等集団化資金貸付金収入	
	② 店舗共同化資金貸付金収入	
	③ 共同施設資金貸付金収入	
	④ 商店街近代化資金貸付金収入	
	⑤ 設備リース資金貸付金収入	
	⑥ 集団化資金貸付金収入	
	⑦ 工場共同利用資金貸付金収入	
	⑧ 集積区域整備資金貸付金収入	
	⑨ 企業合同資金貸付金収入	
	(2) 中小企業設備近代化資金貸付金収入（中小企業近代化資金貸付事業特別会計）	23

(3)	中小企業設備合理化資金貸付金収入等	27
	① 中小企業設備合理化資金貸付金収入	
	② 公害防止施設改善資金貸付金収入	
(4)	母子福祉資金貸付金収入等（母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計及び一般会計）	31
	① 母子福祉資金貸付金収入	
	② 寡婦福祉資金貸付金収入	
	③ 遺児福祉修学資金貸付金収入	
(5)	土地区画整理事業資金貸付金収入	40
(6)	林業・木材産業改善資金貸付金収入等（林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計）	42
	① 林業・木材産業改善資金貸付金収入	
	② 違約金収入	
(7)	公立高等学校奨学資金貸付金収入等	47
	① 公立高等学校奨学資金貸付金収入	
	② 公立高等学校定時制課程及び通信制課程生徒学資金返還金	
(8)	特用林産物振興資金貸付金収入	52
(9)	農業改良資金貸付金収入等（農業改良資金貸付事業特別会計）	54
	① 農業改良資金貸付金収入	
	② 違約金収入	
(10)	看護職員等養成修学資金貸付金収入	58
(11)	介護福祉士等修学資金貸付金収入	62
(12)	道営住宅使用料等（道営住宅事業特別会計）	65
	① 道営住宅使用料	
	② 道営住宅駐車場使用料	
	③ 道営住宅、駐車場の使用権原喪失等に伴う不法占有により発生する損害金	
(13)	道路占用料等	70
	① 道路占用料	
	② 堤塘使用料	
	③ 海岸占用料	
(14)	高等学校授業料	78
(15)	生活保護費返還金収入等	82
	① 生活保護費返還金収入	
	② 生活保護費戻入（雑入）	
(16)	放置違反金収入	87
(17)	違法駐車措置代執行収入	90
(18)	児童保護措置費徴収金	93

(19)	心身障害者扶養共済掛金収入	97
(20)	産業廃棄物処理特別対策事業回収金収入	100
(21)	児童扶養手当返還金	102
(22)	過年度医業未収金（病院事業会計）	105
(23)	特定疾患医療費返還金	109
(24)	物件移転契約解除に伴う返還金	113
(25)	知的障害者保護措置費徴収金	115
3	所見	117

(資料編)

資料 参考法令等

凡 例

◎ 報告書の文中引用の略称は次のとおりである。

地方自治法 (昭和22年法律第67号)	自治法
地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号)	自治令
北海道税外諸収入金の徴収に関する条例 (昭和30年4月1日条例第15号)	徴収条例
北海道財務規則 (昭和45年4月1日規則第30号)	財務規則

# 監 査 報 告

## 第1 監査の概要

### 1 監査のテーマ

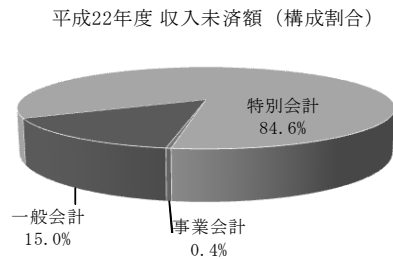
平成23年度の行政監査（法第199条第2項）のテーマとして「税外諸収入の収入未済金に係る徴収事務等について」を選定し、実施した。

### 2 監査の目的及び着眼点

道においては、平成18年2月に持続可能な行財政構造の確立を目指す「新たな行財政改革の取組み」を策定後、平成20年2月に改訂し、平成20年度から平成23年度を「前半期の取組み」として位置づけ、事務事業の抜本的な見直しや集中的な歳出削減等に取り組むなど、収支不足額の解消に努めているが、平成23年度における道財政の中長期収支試算において、いまだ140億円の収支不足額が見込まれているところである。

このような状況の中、平成22年度末における道税以外の収入金（以下「税外諸収入金」という。）の収入未済額の合計金額は約148億円であり、このうち一般会計に係るものは約22億円、特別会計に係るものは約125億円、事業会計に係るものは約1億円となっており、この税外諸収入金の堅実な確保を図ることが極めて重要な課題となっている。

このことから、各部局における税外諸収入金の収入未済額解消の取組等について、貸付事務や徴収事務、執行体制等が適正かつ効率的・効果的に行われているかといった観点のほか、当該監査テーマは平成18年度においても類似のテーマとして実施しており、その際に改善意見を付した事項もあることからその是正措置が適切に講じられているかを含め、次の事項に着目して監査を実施した。



(単位：千円)

平成22年度 収入未済額	一般会計	特別会計	事業会計
14,815,122	2,229,241	12,531,084	54,797

- (1) 貸付金等の貸付事務等は適切に行われているか（着眼点1）。
- (2) 貸付金等の収入未済金の徴収事務は適切に行われているか（着眼点2）。
- (3) 徴収等に係る体制は整備されているか（着眼点3）。
- (4) 平成18年度行政監査の改善意見に対する是正措置は適切に行われているか（着眼点4）。

#### 〔平成18年度行政監査〕

- 1 監査テーマ 「税外諸収入の収入未済金に係る徴収事務について」
- 2 監査の主眼 (1) 滞納整理のための規程等は整備されているか。  
(2) 滞納整理は適切に行われているか。  
(3) 徴収態勢は整備されているか。

(参考) 北海道監査委員事務局ホームページ

平成18年度行政監査「税外諸収入の収入未済金に係る徴収事務について」  
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kj/skk/grp/H18gyousei.pdf>

### 3 監査の対象部局

総務部、環境生活部、保健福祉部、経済部、農政部、水産林務部、建設部、出納局、教育庁、警察本部、各総合振興局・振興局（以下「振興局等」という。）及び出先機関等

なお、総務部及び出納局においては、貸付事務等を所管していないことから、平成18度を実施した行政監査の結果により講じた是正措置に係る監査のみ行った。

実地監査を行った出先機関等については、次のとおりである。

#### 〔保健福祉部関係〕

- ・ 衛生学院、江差病院、北見病院、羽幌病院、苫小牧病院、緑ヶ丘病院、向陽ヶ丘病院、子ども総合医療・療育センター

#### 〔教育庁関係〕

- ・ 各教育局のほか、各教育局管内の高等学校は次のとおり。
  - （空知管内） 夕張高等学校、美唄工業高等学校、三笠高等学校、滝川高等学校、深川東高等学校、深川西高等学校、南幌高等学校、栗山高等学校
  - （石狩管内） 札幌工業高等学校、札幌厚別高等学校、札幌白陵高等学校、北広島西高等学校
  - （後志管内） 岩内高等学校、仁木商業高等学校、余市紅志高等学校
  - （胆振管内） 室蘭工業高等学校、苫小牧工業高等学校、追分高等学校
  - （日高管内） 富川高等学校、静内農業高等学校
  - （渡島管内） 函館工業高等学校、上磯高等学校、七飯高等学校、森高等学校、長万部高等学校
  - （上川管内） 富良野高等学校、富良野緑峰高等学校
  - （オホーツク管内） 留辺蘂高等学校、網走桂陽高等学校、美幌高等学校、訓子府高等学校、女満別高等学校
  - （釧路管内） 釧路東高等学校、厚岸翔洋高等学校、白糠高等学校

※ なお、上記以外の高等学校については、収入未済額等に係る関係書類の提出を求めている。

#### 〔警察関係〕

- ・ 函館方面本部、旭川方面本部、釧路方面本部、北見方面本部

### 4 監査の対象年度

平成23年度（必要に応じ他の年度も対象とした。）

### 5 監査の実施期間

平成23年11月から平成24年7月まで

### 6 監査の方法

監査対象部局から関係資料の提出を求めた上で、監査を行った。

また、徴収事務等に当たって、指定管理者制度を活用しているものや民間委託を行っているものについては、必要に応じて関係人調査（法第199条第8項）を行った。

## 第2 道における収入未済額の状況等

### 1 収入未済額の推移

税外諸収入金の収入未済額は、平成18年度決算では134億7,454万円であったものが、平成23年度決算（見込額）では144億9,104万円であり、約10億円増加する見込みである。

平成18年度から平成23年度までの間に収入未済額が増加した主な事業は、中小企業近代化資金貸付事業が約5億6千万円の増、母子寡婦福祉資金貸付事業が約4億1千万円の増となっている。

#### ○ 収入未済額の推移

（単位：千円）

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
<b>一般会計</b>	<b>2,097,383</b>	<b>1,938,778</b>	<b>2,090,304</b>	<b>2,210,264</b>	<b>2,229,241</b>	<b>2,218,410</b>
分担金及び負担金	0	161	0	0	0	0
使用料及び手数料	79,819	74,836	39,988	42,693	25,771	20,248
財産収入	240	3	230	978	853	913
諸収入	2,017,324	1,863,778	2,050,086	2,166,593	2,202,617	2,197,249
<b>特別会計</b>	<b>11,312,917</b>	<b>12,014,196</b>	<b>12,312,034</b>	<b>12,372,030</b>	<b>12,531,084</b>	<b>12,228,133</b>
小児総合保健センター事業	9,266	-	-	-	-	-
使用料及び手数料	1,653	-	-	-	-	-
諸収入	7,613	-	-	-	-	-
母子寡婦福祉資金貸付事業	1,612,964	1,713,462	1,791,799	1,891,905	1,945,514	2,023,325
諸収入	1,612,964	1,713,462	1,791,799	1,891,905	1,945,514	2,023,325
中小企業近代化資金貸付事業	8,549,086	9,134,544	9,315,654	9,294,297	9,438,249	9,107,648
諸収入	8,549,086	9,134,544	9,315,654	9,294,297	9,438,249	9,107,648
農業改良資金貸付事業	62,498	49,417	61,565	62,455	63,450	64,513
諸収入	62,498	49,417	61,565	62,455	63,450	64,513
林業・木材産業改善資金貸付事業	308,673	315,721	333,301	331,030	324,245	298,688
諸収入	308,673	315,721	333,301	331,030	324,245	298,688
公共下水道事業	743	1,146	2,934	4,938	7,065	7,454
使用料及び手数料	699	1,104	2,079	732	576	1,064
諸収入	44	42	855	4,206	6,489	6,390
道営住宅事業	769,687	799,906	806,781	787,405	752,561	726,505
使用料及び手数料	175,224	167,779	144,620	115,613	104,113	86,964
諸収入	594,463	632,127	662,161	671,792	648,448	639,541
<b>事業会計</b>	<b>64,242</b>	<b>52,298</b>	<b>50,947</b>	<b>48,766</b>	<b>54,797</b>	<b>44,493</b>
病院事業	64,242	52,298	50,947	48,766	54,797	44,493
過年度医業未収金	64,242	52,298	50,947	48,766	54,797	44,493
<b>合 計</b>	<b>13,474,542</b>	<b>14,005,272</b>	<b>14,453,285</b>	<b>14,631,060</b>	<b>14,815,122</b>	<b>14,491,036</b>
					平成22年度収入未済額のうち、監査対象分	14,412,661

(注1) 平成23年度については、決算（見込額）である。

(注2) 平成22年度収入未済額148億1,512万円のうち、監査対象分は144億1,266万円である。

(注3) 会計の変更や廃止等により数値が入らないものについては「-」を表示した。

(注4) 農業改良資金貸付事業特別会計は、平成22年度に廃止となり、平成23年度に設置された就農支援資金貸付事業等特別会計へ移行した。

(注5) 病院事業会計は、監査対象とした過年度医業未収金のみを記載した。

## 2 監査対象とした収入金

### (1) 監査対象の選定方法

監査対象として、一般会計、特別会計及び事業会計における税外諸収入金のうち、平成22年度末における収入未済額が500万円以上となっているものを対象とした。

また、収入未済額が500万円未満であっても、平成18年度行政監査において対象とした収入金についても対象とした。

なお、平成22年度末における収入未済額148億1,512万円のうち、行政監査対象に係る収入未済額は144億1,266万円であり全体の97%を対象としている。

### ○ 監査対象収入金一覧（種類別）

（単位：千円）

区 分		収入金の名称	平成22年度 収入未済額	区 分		収入金の名称	平成22年度 収入未済額	
種 類	会 計			種 類	会 計			
貸付金	一般会計	遺児福祉修学資金貸付金収入	68,466	使用料	一般会計	道路占用料 ※	3,226	
		看護職員等養成修学資金貸付金収入	16,603			堤塘使用料	75,668	
		介護福祉士等修学資金貸付金収入	11,289			海岸占用料	7,797	
		公立高等学校奨学資金貸付金収入	107,637			高等学校授業料	46,795	
		土地区画整理事業資金貸付金収入	280,900		道営住宅 特別会計	道営住宅使用料	591,491	
		中小企業設備合理化資金貸付金収入	8,689		道営住宅駐車場使用料	52,111		
		公害防止施設改善資金貸付金収入	8,130		<b>使用料 計</b>	<b>(6種) 777,088</b>		
		特用林産物振興資金貸付金収入	53,000		雑 入	一般会計	児童保護措置費徴収金	125,278
	母子寡婦 特別会計	母子福祉資金貸付金収入	1,872,214	心身障害者扶養共済掛金収入			80,842	
		寡婦福祉資金貸付金収入	73,203	生活保護費返還金収入			367,215	
	中小企業 特別会計	工場等集団化資金貸付金収入	2,023,158	知的障害者保護措置費徴収金 ※			72	
		店舗共同化資金貸付金収入	2,383,921	違法駐車措置代執行収入 ※			1,036	
		共同施設資金貸付金収入	1,906,966	特定疾患医療費返還金			33,967	
		商店街近代化資金貸付金収入	394,807	児童扶養手当返還金			74,775	
		設備リース資金貸付金収入	721,666	生活保護費戻入（雑入）			5,667	
		集団化資金貸付金収入 ※	0	物件移転契約解除に伴う返還金			7,628	
		工場共同利用資金貸付金収入	1,486,564	道営住宅、駐車場の使用権原喪失等 に伴う不法占有により発生する損害金			108,413	
		集積区域整備資金貸付金収入	38,963	公立高等学校定時制課程 及び通信制課程生徒学費返還金			13,510	
		企業合同資金貸付金収入	43,270	産業廃棄物処理特別対策事業回収金収入			80,354	
		設備近代化資金貸付金収入	438,934	農業改良 特別会計			違約金収入	25,293
	農業改良 特別会計	農業改良資金貸付金収入	38,157	林業改善 特別会計			違約金収入	105,719
		林業・木材産業改善資金貸付金収入	218,526	過料等			一般会計	放置違反金収入
<b>貸付金 計</b>		<b>(22種)</b>	<b>12,195,063</b>	その他			病院事業	過年度医薬未収金
				<b>その他の収入金 計</b>		<b>(16種)</b>	<b>1,440,510</b>	
				<b>合 計</b>		<b>(44種)</b>	<b>14,412,661</b>	

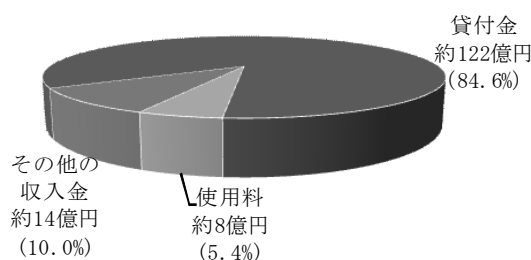
(注1) 特別会計の名称は略称とした。

(注2) 収入未済額が500万円未満であるが、平成18年度行政監査において対象とした収入金については、「※」を記した。

### (2) 収入未済額及び構成割合

平成22年度末の収入未済額約144億円を収入金の種類別の構成割合で見ると、貸付金に係るものが22種で約122億円、使用料に係るものが6種で約8億円、その他の収入金が16種で約14億円となっている。

平成22年度 収入未済額及び構成割合

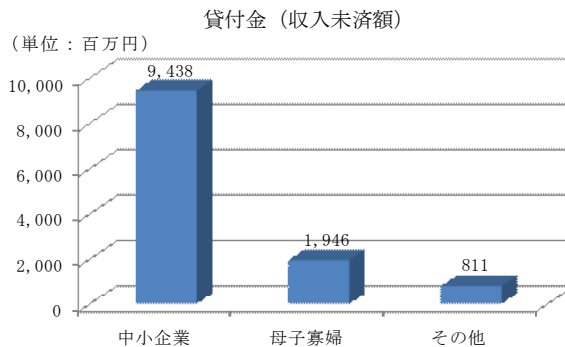




### (3) 収入未済額の種類別内訳

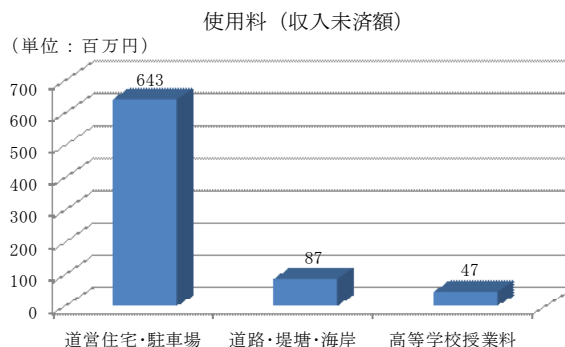
#### ア 貸付金

平成22年度末における収入未済額約144億円のうち、貸付金に係るものは約122億円であるが、その内訳を見ると、経済部が所管する中小企業近代化資金貸付事業特別会計に係る貸付金が約94億4千万円と多額となっており、次に保健福祉部が所管する母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計に係る貸付金が約19億5千万円となっている。これらの貸付金を合わせると約113億9千万円となり、貸付金の収入未済額全体の93.3%を占めている。



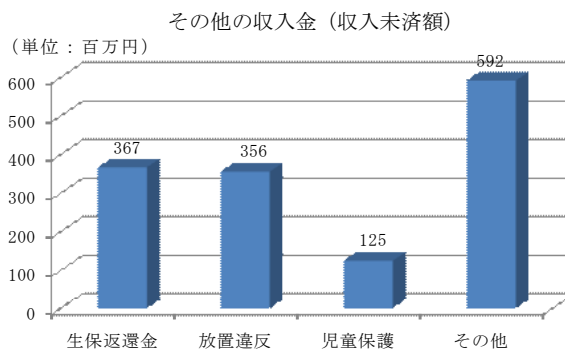
#### イ 使用料

使用料に係る平成22年度末の収入未済額約8億円については、建設部が所管する道営住宅使用料、道営住宅駐車場使用料に係るものと道路占用料、堤塘使用料及び海岸占用料に係るもの、また、教育庁が所管する高等学校授業料に係るものに区分すると、道営住宅事業特別会計に係る道営住宅使用料・道営住宅駐車場使用料が約6億4千万円と多額となっており、使用料の収入未済額全体の82.8%を占めている。



#### ウ その他の収入金

その他の収入金に係る平成22年度末の収入未済額約14億円については、保健福祉部が所管する生活保護費返還金が約3億7千万円、児童保護措置費徴収金が約1億3千万円である。また、警察本部が所管する放置違反金収入が約3億6千万円である。その他に係るものは約6億円であるが、そのうち、道営住宅、駐車場の使用権原喪失等に伴う不法占有により発生する損害金が約1億1千万円と多額となっている。



### 第3 収入未済金に係る徴収事務等

#### 1 債権の性質

地方公共団体の債権（金銭の給付を目的とする金銭債権）は、税、使用料、手数料など公法関係に基づいて発生する「公法上の債権」と、貸付金収入、財産収入など私法関係に基づいて発生する「私法上の債権」に分類される。

また、公法上の債権のうち、分担金、加入金、過料及び使用料その他の歳入については、地方自治法（以下「自治法」という。）で滞納処分することができることとされているが、その他の公法上の債権については民事執行手続による強制執行等の措置をとらなければならないこととされている。

なお、私法上の債権については、全て民事執行手続による強制執行等の措置をとらなければならないこととされている。

監査対象とした収入金を、債権の分類で表すと次の表のとおりである。

#### ○ 監査対象とした収入金の分類

公法上の債権 (滞納処分できるもの) (注4)	私法上の債権 (強制執行等をするもの)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路占用料</li> <li>・堤塘使用料</li> <li>・海岸占用料</li> <li>・放置違反金収入</li> <li>・違法駐車措置代執行収入</li> <li>・児童保護措置費徴収金</li> <li>・産業廃棄物処理特別対策事業回収金収入 (行政代執行費用に係るもの) (注3)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工場等集団化資金貸付金収入</li> <li>・店舗共同化資金貸付金収入</li> <li>・共同施設資金貸付金収入</li> <li>・商店街近代化資金貸付金収入</li> <li>・設備リース資金貸付金収入</li> <li>・集団化資金貸付金収入</li> <li>・工場共同利用資金貸付金収入</li> <li>・集積区域整備資金貸付金収入</li> <li>・企業合同資金貸付金収入</li> <li>・設備近代化資金貸付金収入</li> <li>・中小企業設備合理化資金貸付金収入</li> <li>・公害防止施設改善資金貸付金収入</li> <li>・母子福祉資金貸付金収入</li> <li>・寡婦福祉資金貸付金収入</li> <li>・遺児福祉修学資金貸付金収入</li> <li>・土地区画整理事業資金貸付金収入</li> <li>・林業・木材産業改善資金貸付金収入</li> <li>・違約金収入</li> <li>・公立高等学校奨学資金貸付金収入</li> <li>・公立高等学校定時制課程及び 通信制課程生徒学資金返還金</li> <li>・特用林産物振興資金貸付金収入</li> <li>・農業改良資金貸付金収入</li> <li>・違約金収入</li> <li>・看護職員等養成修学資金貸付金収入</li> <li>・介護福祉士等修学資金貸付金収入</li> <li>・道営住宅使用料 (注2)</li> <li>・道営住宅駐車場使用料 (注2)</li> <li>・道営住宅、駐車場の使用権原喪失に伴う 不法占有により発生する損害金 (注2)</li> <li>・心身障害者扶養共済掛金収入</li> <li>・産業廃棄物処理特別対策事業回収金収入 (一時除去費用に係るもの) (注3)</li> <li>・過年度医業未収金 (注2)</li> <li>・物件移転契約解除に伴う返還金</li> </ul>
<p>公法上の債権 (強制執行等をするもの) (注4)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高等学校授業料</li> <li>・生活保護費返還金収入</li> <li>・生活保護費戻入(雑入)</li> <li>・児童扶養手当返還金 (注1)</li> <li>・特定疾患医療費返還金</li> <li>・知的障害者保護措置費徴収金</li> </ul>	

(注1) 偽りその他不正の手段による不正利得の返還金については、滞納処分ができることとされている。

(注2) 公法上の債権とする見解もあるが、監査では道における取扱いに合わせて私法上の債権に分類した。

(注3) 産業廃棄物処理特別対策事業回収金収入については、費用により債権の区分が異なる。

(注4) 本項中の「滞納処分」及び「強制執行等」の説明については、9頁に記述した。

## 2 徴収事務の流れ

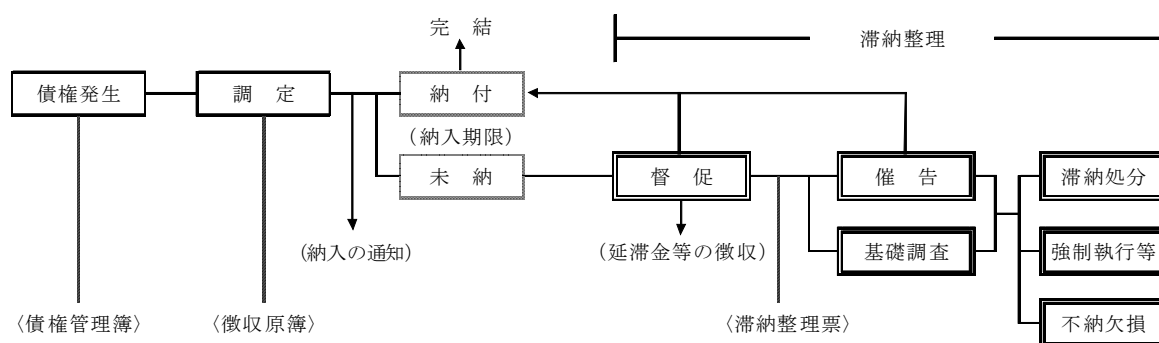
徴収事務については、納入義務者が収入金を納入期限内に納付することによって完結することとなるが、収入金が何らかの理由により納入期限内に納付されない場合があり、この場合においては、歳入を確保するために督促や延滞金等の徴収、滞納処分及び強制執行等を行うこととなるがこれらの手続を徴収事務といい、この一連の処理を滞納整理という。

税外諸収入金の収入未済に係る滞納整理に関する道の諸規程としては、昭和30年に制定された北海道税外諸収入金の徴収に関する条例（以下「徴収条例」という。）と、昭和45年に制定された北海道財務規則（以下「財務規則」という。）がある。

債権の発生から、収入金が納入期限までに納付されない場合などの徴収事務の流れについては、次のとおりである。

なお、本報告書で用いる用語等については、「3 徴収事務に係る用語等」で説明する。

### ○ 徴収事務の流れ



(注) 〈 〉は、一般的に作成することとなる帳票等である。

## 3 徴収事務に係る用語等

当該行政監査報告書の監査結果等の本文中において、徴収事務に係る手続等の用語を用いているため、本項において説明する。

なお、説明内容は、出納局が作成した「収入事務ハンドブック（改訂版）」などを参考とした。

### (1) 歳入

一会計年度（地方公共団体の収入、支出の計算を区分整理して、その関係を明確にするため設けられた期間）における一切の収入をいう。

収入という言葉には期間の観念がないが、予算や決算の観点から期間的に見る場合に歳入という言葉を用いる。

### (2) 収入

地方公共団体が、行政を行うために必要な支払の財源となる現金を収納することといい、道においては、道税のほか公の施設等の利用の対価としての使用料、貸付金の返還金などの収入がある。

これらの収入は、道税とそれ以外の収入に大別され、道税以外の一切の収入は、道税と対比して税外収入という。

(3) 調定と納入の通知

調定とは、歳入を徴収する際に、徴収すべき歳入の内容（徴収の根拠、納入義務者、金額等）を調査し、徴収金額を決定する道内部の意思決定をいう。

また、納入の通知とは、道に現金を納付しなければならない者に対して、履行の請求をすることをいい、調定をしたときは、直ちに納入通知書を作成して、納入義務者に送付する（財務規則第49条第1項）。

(4) 納入期限

ア 法令その他の定めがある場合

法律、条例、規則、契約等により納入すべき期限が定められている場合は、その日を納入期限とする。

イ 法令その他の定めがない場合の納入期限（随時の収入）

調定の日から20日以内において、休日等以外の適宜の日を納入期限とする。

(5) 督促

納入義務者がその納入期限を過ぎてもなお納入しない場合に、期限を指定してその納付の履行を請求する行為であり、督促状の発付は納入期限後30日以内に行い、督促状を発した日から14日以内の適宜の期限を指定する。

督促状は、債権が公法上の債権か私法上の債権かによりその根拠等が異なる。

また、督促は時効を中断する効果があるほか、滞納処分又は強制執行等の前提行為となり、公法上の債権については延滞金徴収の前提行為でもある。

○ 督促の根拠等

区 分	公法上の債権	私法上の債権
根 拠 規 定	自治法第231条の3第1項 徴収条例第2条	自治令第171条 財務規則71条
督 促 の 時 期	納期限後30日以内	履行期限後30日以内
指 定 す べ き 期 限	督促状を発した日から起算 して14日以内	同 左
効 果 等	・時効中断 ・延滞金徴収の前提行為 ・滞納処分又は強制執行等の 前提行為	・時効中断 ・強制執行等の前提行為

(6) 催告

督促状の指定期限を経過してもなお納入しない場合は、再度期日を設定して納付の履行を請求する行為を「催告」と称しており、法令等の定めに基づき行う督促とは違い、法令等の定めによらず実務上行う文書や電話などによる履行請求の行為をいう。

(7) 滞納整理票の作成

納入期限内に収納されない場合には、納付を督促するなど歳入の確保に必要な措置を適期にとる必要がある。このため、納入期限経過後、債務者からの一部納付や延滞金等の発生及びその他収納管理上必要な事実が発生したときは、これを整理し記録する滞納整理票を作成し、滞納債権を管理することとしている。

また、滞納整理票には、収納が完結するまでの間、一連の発生事実等のほか、徴収督促の処理経過を記載することとされている。

(8) 延滞金等の徴収

収入未済金が督促の期限を経過して納付されるときは、公法上の債権については、条例の定めるところにより延滞金を徴収することができる。

また、私法上の債権については、このような規定がないことから延滞金を徴収することはできないが、契約の取決めにより遅延違約金や遅延利息等を徴収することができる。

○ 延滞金等の根拠

区 分	公法上の債権	私法上の債権
根 拠 規 定	自治法第231条の3第2項	契約の取決めによる
延滞金等の徴収	[延滞金] 納期限の翌日から収入金を完納するに至った日数に応じて徴収	[遅延違約金、遅延利息等] 督促状の指定期限にかかわらず、契約に基づき当初の履行期限の翌日から履行された日までの日数に応じて徴収

(9) 基礎調査

滞納整理の方向付けを行う際に必要な滞納者の「実情調査（滞納に至った原因、滞納者の生活状況や経営状況など）」と差押等を行うために必要な「財産調査」を併せて基礎調査という。

基礎調査は、今後の滞納整理の処理方針を確定し、差押等の手続きを有効なものとしていくものであり、できる限り広範囲に行うこととされている。

(10) 滞納処分及び強制執行等

督促をしても納付されない場合は、次の措置をとることとされている。

ア 滞納処分の執行

滞納処分とは、公法上の債権のうち、分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の収入について、納入義務者が督促状により指定した期限までに納付すべき金額を納付しない場合に、地方税の滞納処分の例により行う強制的な徴収の手続きをいう（自治法第231条の3第3項）。

具体的には、法的に道の職員に強制的な徴収権限を与え納入義務者の財産を差し押え、これを換価し、その換価代金を収入金等に充当することである。

道においては徴収条例が滞納処分に係る規程となるが、この条例は自治法に基づいて制定されたものであることから、自治法が滞納処分の根拠となる収入金にしか適用されないため、自治法以外の法律が滞納処分の根拠となる収入金に関しては、徴収条例とは別の規程等が必要となるが、道路法や河川法などは個別の法律において、税の例により滞納処分を行うことができるものと定めている。

なお、監査対象の収入金に係る滞納処分の規程は、個別の法律に基づくものである。

○ 監査対象の収入金に係る滞納処分の諸規程

区 分	滞納処分できるもの（自治法以外の個別法の規定）				
監査対象の収入金	・道路占用料 ・堤塘使用料 ・海岸占用料	・違法駐車措置代執行収入	・放置違反金収入	・児童保護措置費徴収金	・産業廃棄物処理特別対策事業回収金収入
滞納処分の根拠法令	・道路法 ・河川法 ・海岸法	・道路交通法	・道路交通法	・児童福祉法	・行政代執行法
道における手続規定	・道路管理規則 ・河川法施行細則 ・海岸法施行細則	・違法駐車車両の移動等に関する措置要領	・放置違反金に係る納付、督促及び徴収並びに滞納処分に関する規則	・児童福祉施設費用徴収規則	・硫酸びっつ不法投棄事業行政代執行等費用回収マニュアル

## イ 強制執行等の措置

滞納処分ができない公法上の債権又は私法上の債権については、督促状の指定期限経過後、相当の期間を経過しても納付されないときは、強制執行等の措置をとることとされており（自治令第171条の2）、道においては財務規則が強制執行等に係る規程となっている（財務規則第260条第1項）。

滞納処分のできない収入金について強制執行の措置をとる場合、その多くは裁判所における民事執行手続によることとなる。

民事執行手続は、金銭債権について、債権者の申立てにより裁判所が債務者の財産を差し押さえて金銭に換価し、配当などをして、債権者の債権を回収する手続であり、強制執行手続や担保権の実行手続などがある。

### (7) 強制執行手続

勝訴判決を得たり、債務者との間で裁判上の和解が成立したにもかかわらず、債務者が債務の履行を行わない場合に、判決などで債務名義を得た債権者の申立てに基づいて、債務者に対する請求権を裁判所が強制的に実現する手続である。

### (イ) 担保権の実行手続

債権者が債務者の財産について抵当権などの担保権を有しているときに、これを実行して当該財産から債権の回収を得る手続である。この場合、判決などの債務名義は必要なく、担保権が登記されている登記簿謄本などを提出することにより、裁判所が手続を開始する。

#### ○「債務名義」について

債務名義とは、強制執行によって実現される請求権の存在を公に証明する文書のことをいい、強制執行をするためには、この債務名義が必要となる。

具体的には次のようなものがある。

〈例〉（民事執行法第22条）

①仮執行宣言付支払督促、②確定判決、③仮執行宣言付判決、④和解調停、調停調書

※ 仮執行宣言付支払督促とは

金銭、有価証券、その他の代替物の給付に係る請求について、債権者の申立てにより、その主張から請求に理由があると認められる場合に、支払督促を発する手続であり、債務者が2週間以内に異議の申立てをしなければ、裁判所は、債権者の申立てにより、支払督促に仮執行宣言を付さなければならず、債権者はこれに基づいて強制執行の手続を採ることができる。

### (11) 債権の時効

時効とは、長い間権利を行使しない場合、その権利者よりも、たとえ権利者等でなくても一定の状態を続けてきた者を法的に保護しなければ、法的安定が損なわれること、また、真実の権利関係の把握が困難であることなどから、権利が存在しないような状態が長く続いた場合、真実の権利関係にかかわらず、その状態を尊重して、権利の取得又は消滅の効果を生じさせる制度である。民法は、時効制度に関して一般的な原則を定めているが、地方公共団体の金銭債権に係る消滅時効については、自治法第236条の規定において、特例を定めている。

## ア 時効期間

時効期間については、その債権の関係法律に定めがあればそれに従い、その定めがなければ、公法上の債権は自治法の規定が適用され、私法上の債権は民法等の規定が適用される。

自治法第236条第1項は、金銭の給付を目的とする地方公共団体の権利は、5年間これを行わないときは、時効により消滅すると規定している。

### ○ 時効期間の根拠等

	債権の種類	時効期間	根拠法令
公法上の債権	道路占用料	5年	道路法第73条第5項
	海岸占用料	5年	海岸法第35条第5項
	扶養手当の過払に伴う返還請求権	5年	自治法第236条第1項
	不当利得返還請求権(公法上に係るもの)	5年	
私法上の債権	財産貸付収入	10年	民法第167条第1項
	不当利得返還請求権(私法上に係るもの)	10年	
	貸付金収入	10年	
	財産貸付収入(定期給付債権)	5年	民法第169条(1年以内に支払われる債権)
	診療収入	3年	民法第170条
	不法行為に基づく損害賠償請求権	(注) 3年又は20年	民法第724条

(注) 損害及び加害者を知ったときから3年、不法行為のときから20年

## イ 時効の起算点

自治法には、時効の起算点に関する規定がないことから、他の法律に定めがあるものを除くほか、民法の規定が適用される。

民法第166条第1項では、消滅時効は、権利を行使することができる時から進行すると規定している。

## ウ 時効の中断

時効の中断とは、権利が存在しないような状態と異なる一定の事由が生じた場合に、既に進行してきた時効期間の経過が無意味になることをいい、この場合、その事由が生じた時点から新たに時効が進行する。

時効の中断については、公法上の債権と私法上の債権とで、適用を受ける法律が異なることはない。

### (7) 民法上の中断事由

民法第147条は中断事由として、①請求、②差押え、仮差押え又は仮処分、③承認の3つを挙げている。

### (イ) 納入の通知及び督促による中断

納入の通知及び督促は、民法の中断事由の「請求」のうち、催告に相当するものである。民法上の催告は、6か月以内に裁判上の請求、和解のためにする呼出し若しくは任意出頭、破産手続参加、差押え、仮差押え又は仮処分をしなければ、時効の中断の効力を生じない(民法第153条)。

しかしながら、自治法第236条第4項は、納入の通知及び督促は、民法第153条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有すると規定しており、民法第153条の手続を必要としない。

## (12) 不納欠損

既に調定した歳入に係る債権について、消滅時効の完成、法令又は条例の定めによる債務の免除等の事由に該当することとなったときに、調定済の額から当該収納されなかった金額に相当する額を控除するための手続をいう。

調定した歳入に係る債権が、次の事由に該当することとなったときは、不納欠損の整理をすることになる。

ア 法令又は条例の定めるところにより債務を免除したとき。

イ 公法上の金銭債権については、消滅時効が完成したとき、私法上の金銭債権については、消滅時効が完成し、かつ、債務者がその援用をし、又は援用をする見込みがあるとき。

ウ 自治法第96条第1項第10号の規定により権利の放棄の議決があったとき。

エ 地方税の滞納処分の例により徴収する債権について、地方税法第15条の7第4項又は第5項の規定により納入義務が消滅したとき。

オ 破産法、会社更生法その他の法令の規定により債務者が当該債権について、その責任を免れたことにより徴収しないことを決定したとき。

カ 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行する場合の費用の額及びその財産について優先弁済権を有する他の債権の金額の合計額を超えないと見込まれ、徴収しないことを決定したとき。

キ 債務者である法人の清算が終了し、未収納債権について、徴収しないことを決定したとき。

### ○「時効の援用」について

時効の援用とは、時効により利益を受ける者が、その利益を受ける旨主張することをいう。公法上の債権の場合は、時効の完成と同時に援用を待たずに債権が消滅するが、私法上の債権の場合は、民法の適用を受け、時効が完成した債権を消滅させるためには、債務者が時効の援用をすることが必要である。

## 第4 道における歳入確保の取組等

### 1 歳入確保の取組

道においては、前述のとおり「新たな行財政改革の取組み」を策定し収支不足額の解消に努めているところであり、歳入確保の取組として関係部局による「収入確保の取組に関する庁内会議」を平成18年6月に設置している。

当該庁内会議においては、平成19年10月、徴収事務の参考となるよう収入確保の方法を取りまとめた報告書を各部局に通知しており、また、累積収入未済額が1,000万円以上の収入金について、個別債権ごとの収入未済解消計画を策定し目標の達成状況や取組内容などについて、毎年度確認している。

収入未済金に係る徴収事務については、「北海道税外諸収入金の徴収に関する条例」に基づき行うこととされており、延滞金の計算方法や督促状の様式など所要の改正を行こなっている。また、平成20年9月には滞納整理事務の内容を追加した「収入事務ハンドブック（改訂版）」を作成し各部局に周知するなど取り組んでいる。



## 2 民間委託等の状況

道における「新たな行財政改革の取組み」においては、民間開放等の推進を掲げ、民間との役割分担の明確化と協働推進の視点から、民間開放・民間委託等の官民連携を推進することとしており、徴収事務などについても、指定管理者制度の活用や民間委託を行い、民間の徴収事務等に関するノウハウを活用することとしている。

監査対象とした収入金の民間委託等の状況は、次のとおりである。

### (1) 中小企業高度化資金貸付金収入

中小企業高度化資金貸付金については、平成21年度から過年度分に係る収入未済金の徴収事務を債権回収会社に委託している。

債権回収に当たっては、北海道中小企業高度化資金債権管理指針に基づき、債務者ごとの債権回収計画について道と協議し、債務者の実態に合った債権回収計画を立てて行っている。債務者との交渉、連帯保証人に係る調査などは債権回収会社が行うこととなるが、債権回収に必要な情報については道においても収集し債権回収会社に提供するほか、必要に応じ債務者との交渉に道も同席するなど、債権回収会社との連携を図りながら債権回収を行っている。

### (2) 母子福祉資金貸付金収入等

母子寡婦福祉資金、遺児福祉修学資金（以下「母子福祉資金貸付金収入等」という。）の貸付金に係る過年度の収入未収金のうち、過去10年間納付実績のないものなどについて、道が自ら取り扱うことが適当と判断したものや破産、免責となったものを除き、その徴収事務を平成23年10月から債権回収会社に委託している。

母子福祉資金貸付金収入等は、貸付けに係る償還金が、次の貸付けの原資（財源）となることから、民間のノウハウを活用し過去の滞納金を回収することとしている。

### (3) 道営住宅使用料等

道営住宅使用料及び道営住宅駐車場使用料のうち、道営住宅を退去し、所在が不明等の理由により収納が困難な退去者に係る収入未済金について、道が自ら取り扱うことが適当と判断したものや破産、免責となったもの、分納誓約を履行中のものなどを除き、その収納事務を平成22年9月から債権回収会社に委託している。

これまでは、滞納者の退去後における所在が不明等の理由により収納が困難な状況となっていたが、債権回収会社の専門的知識及びノウハウを活用し収納率及び収納額の向上や収納事務の効率化を図ることとしている。

また、道では多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間能力を活用し、住民サービスの向上と施設の管理・運営経費の削減を図ることを目的として、平成18年度から指定管理者制度を導入している。

道営住宅の管理業務においても、平成18年度から入居者の公募や道営住宅使用料等の収納に関することなどの業務について、指定管理者制度を導入している。

#### ○「指定管理者制度」について

平成15年に地方自治法の一部が改正され、公の施設の管理については、地方公共団体が出資している法人、公共団体、公共的団体に限定して施設の管理を委託することができるとしたこれまでの「管理委託制度」から、民間の事業者も含めた幅広い団体が管理運営を行うことができる「指定管理者制度」へ移行された。

指定管理者制度は、地方公共団体が指定する法人その他の団体（民間の事業者を含む。）に、公の施設の管理を行わせるものである。

## 第5 監査結果等

### 1 監査結果の概要

今回の行政監査においては、税外諸収入金について、22種の貸付金、6種の使用料、16種のその他の収入金の計44種の収入金を選定し、監査を行った。

なお、類似の収入金は、合わせて1種としてまとめるなどした結果、貸付金は11種、使用料は3種、その他の収入金は11種の計25種の収入金を個別の監査結果として「2 監査結果及び改善意見」に詳述したが、各収入金に共通する問題点や特記すべき事項等の概要は次のとおりである。

#### (1) 貸付金等の貸付事務等は適切に行われているか（着眼点1）。

貸付金の貸付けや使用料に係る使用許可、その他の収入金に係る調定等は、適切に行われているかなどについて、監査を行った。

##### ア 借受者の返済能力が確認困難なもの

貸付金については、貸付決定時において借受者の返済可能性の検討が重要であるが、借受者の所得等の下限額や年間所得等に対する返済額の上限率、基本的な貸付方針等が定められていないため、他の債務がある者や既に滞納している者への貸付等、返済が期待できない又は困難と認められる貸付けがあった。

##### イ 貸付けの必要性等が明らかとなっていないもの

福祉目的である個人への貸付けにおいて、所得の上限が定められていないことから、高額所得者への貸付けを行っているものや類似の資金の借入れについて確認を行っていないものなど、貸付けの必要性等が明らかとなっていないものがあった。

##### ウ 連帯保証人の保証能力が確認困難なものなど

借受者から返済されない場合の人的担保や物的担保の設定等について、連帯保証人の保証能力等、貸付決定の当否に係る基準等を定めていないものや要件を満たしていないもの、二人の借受者が相互に保証人となっているもので両者が滞納しているもの、後発的な事由により物的担保が不足しているものや担保の処分が困難となっているものがあった。

##### エ 貸付金の免除要件の確認を行っていないもの

一定の期間、特定の職業に就くことにより返済が免除される貸付金にあつては、免除要件である就業状況の確認を適切に行い、免除の決定又は収入金の調定のいずれかを行わなければならないが、就業状況の確認を行っていないため、いずれも行っていないものがあった。

##### オ 調定を行っていないもの

履行延期の特約を承認し、減額調定を行った債権については、分割納入計画に基づき再度、調定を行わなければならないが、これを行っていないものがあった。

#### (2) 貸付金等の収入未済金の徴収事務は適切に行われているか（着眼点2）。

納期限を経過しても納付されない場合の債務者への督促や催告、連帯保証人に対する催告、滞納処分や強制執行等の取組み等、徴収事務が適切に行われているかについて監査を行った。

ア 督促を行っていないものなど

債務者への督促については、時効の中断事由や延滞金等の発生根拠となるものであるが、督促を行っていないものや督促状発付の記録を行っていないことから、その実施が確認できないもの、督促状の発付が遅延しているものなどがあつた。

イ 債務者への催告を行っていないものなど

実務上行う文書や電話などによる催告は徴収事務の中心をなすものであるが、催告を行っていないものや長期間にわたって実施していないもの、滞納整理票を作成していないもの、催告に係る記録管理が行われていないもの、所属長への報告を行っていないもの、滞納者に係る滞納原因や資力を把握していないもの、分割納付の申し出を口頭により受理しているもの、分割納付の計画が履行されない者の状況を把握していないもの、所在不明者に係る調査を行っていないものなど、催告等が不十分なものが複数の貸付金等において多数あつた。

ウ 連帯保証人への催告を行っていないものなど

債務者への催告と同様に連帯保証人に対する催告等も適期に行う必要があるが、滞納額が高額になってから初めて連絡を行っているものや、一度も催告を行っていないもの、長期間にわたって催告を行っていないもの、記録管理が行われていないものなどが複数の貸付金等において多数あつた。

エ 延滞金等に係る規程が定められていないもの

収入未済金が督促の期限を過ぎて納付されたときは、公法上の債権については条例の定めるところにより延滞金を徴収することができることとされており、私法上の債権にあつては、契約の取決めにより遅延違約金や遅延利息等を徴収することができることとされているが、延滞金等に係る規程を定めておらず、調定及び徴収を行っていないものがあつた。

オ 延滞金等を徴していないものなど

延滞金や違約金、遅延利息等について、条例や契約の取決めにより、徴することとしている収入金について、延滞金等の額の計算を行っておらず、実際も徴していないものが多くの貸付金等においてあつたほか、延滞金等の免除等を行っているもので免除要件等が不明なものがあつた。

カ 滞納処分を行っていないものなど

公法上の債権のうち、国税又は地方税の例により滞納処分を行うこととされている収入金について、滞納処分に向けた財産調査を行っていないものがあつた。

キ 強制執行等に係る手続を行っていないものなど

財産調査や支払督促の申立て、強制執行等に係る手続を行っていないものが多くの貸付金等においてあつたほか、仮執行宣言付支払督促確定後の事務処理が明確になっていないものがあつた。

ク 不納欠損の整理が不適切なものなど

債権に係る消滅時効中断の措置を行うことなく、不納欠損の整理を行っているものや時効の完成要件となる債務者からの援用の有無の確認等を行わずに不納欠損の整理を行っているものがあつた。

(3) 徴収等に係る体制は整備されているか（着眼点3）。

制度を所管する本庁や徴収事務を行う部局等において、滞納を解消する取組や体制が整備されているかについて監査を行った。

ア 滞納整理方針の策定等が行われていないもの

滞納の解消のためには、個別の債権に係る現状の把握や分析とともに目標の設定や滞納整理方針等の策定が必要であるが、それらが行われていないものがあった。

イ 電子計算システムにおいて、必要な計算ができないものなど

電子計算システムを構築している収入金にあって、個人別の貸付額や滞納額などの必要な計算ができないものや道全体の財務会計トータルシステムと収入未済額が符合しないものなどがあった。

ウ 研修会が定期的、継続的に行われていないものなど

徴収事務等を行う職員への研修会が定期的、継続的に行われておらず、債権管理や徴収事務に関して、組織的な取組が行われていないものがあった。

(4) 平成18年度行政監査の改善意見に対する是正措置は適切に行われているか（着眼点4）。

平成18年度行政監査においては、道全体の滞納整理に係る諸規定が整備されているか、また、徴収態勢が効率的・効果的なものとなっているかなどのほか、収入金ごとの滞納整理事務が適切に行われているかなどの観点から監査を実施し、改善意見を付していたところである。

是正措置の状況は、「第4 道における歳入確保の取組等」に前述したとおり、「収入確保の取組に関する庁内会議」の開催や「収入事務ハンドブック（改訂版）」の作成、全庁への周知、指導が行われているが、実務を行う各監査対象部局においては、いまだ措置が行われていない、又は、措置が不十分と認められる事項が多数あったところである。

なお、それらについての未措置の状況は「2 監査結果及び改善意見」において、収入金ごとに記述を行ったが、主なものは次のとおりである。

ア 督促を適切に行っていないもの

イ 催告を適切に行っていないもの

ウ 滞納整理票による適切な収納管理を行っていないもの

エ 滞納者の納付意識や資力等を把握していないもの

オ 延滞金等を徴収していないもの

カ 強制執行に向けた整理を行っていないもの

## 2 監査結果及び改善意見

監査対象とした44種の収入金については、関連性のあるものを次のとおり、25種に区分し、記述を行った。

区分	収入金名	頁
<b>【貸付金】</b>		
(1)	○ 中小企業高度化資金貸付金収入 ・工場等集団化資金貸付金収入 ・共同施設資金貸付金収入 ・設備リース資金貸付金収入 ・工場共同利用資金貸付金収入 ・企業合同資金貸付金収入 ・店舗共同化資金貸付金収入 ・商店街近代化資金貸付金収入 ・集団化資金貸付金収入 ・集積区域整備資金貸付金収入	18
(2)	○ 中小企業設備近代化資金貸付金収入	23
(3)	○ 中小企業設備合理化資金貸付金収入等 ・中小企業設備合理化資金貸付金収入 ・公害防止施設改善資金貸付金収入	27
(4)	○ 母子福祉資金貸付金収入等 ・母子福祉資金貸付金収入 ・寡婦福祉資金貸付金収入 ・遺児福祉修学資金貸付金収入	31
(5)	○ 土地区画整理事業資金貸付金収入	40
(6)	○ 林業・木材産業改善資金貸付金収入等 ・林業・木材産業改善資金貸付金収入 ・違約金収入	42
(7)	○ 公立高等学校奨学資金貸付金収入等 ・公立高等学校奨学資金貸付金収入 ・公立高等学校定時制課程及び通信制課程生徒学資金返還金	47
(8)	○ 特用林産物振興資金貸付金収入	52
(9)	○ 農業改良資金貸付金収入等 ・農業改良資金貸付金収入 ・違約金収入	54
(10)	○ 看護職員等養成修学資金貸付金収入	58
(11)	○ 介護福祉士等修学資金貸付金収入	62
<b>【使用料】</b>		
(12)	○ 道営住宅使用料等 ・道営住宅使用料 ・道営住宅駐車場使用料 ・道営住宅、駐車場の使用権原喪失等に伴う不法占有により発生する損害金	65
(13)	○ 道路占用料等 ・道路占用料 ・堤塘使用料 ・海岸占用料	70
(14)	○ 高等学校授業料	78
<b>【その他の収入金】</b>		
(15)	○ 生活保護費返還金収入等 ・生活保護費返還金収入 ・生活保護費戻入（雑入）	82
(16)	○ 放置違反金収入	87
(17)	○ 違法駐車措置代執行収入	90
(18)	○ 児童保護措置費徴収金	93
(19)	○ 心身障害者扶養共済掛金収入	97
(20)	○ 産業廃棄物処理特別対策事業回収金収入	100
(21)	○ 児童扶養手当返還金	102
(22)	○ 過年度医業未収金	105
(23)	○ 特定疾患医療費返還金	109
(24)	○ 物件移転契約解除に伴う返還金	113
(25)	○ 知的障害者保護措置費徴収金	115

(1) 中小企業高度化資金貸付金収入（中小企業近代化資金貸付事業特別会計）

所 管 部	経済部	担 当 課	中小企業課
関係法令等	独立行政法人中小企業基盤整備機構法 北海道中小企業高度化資金貸付規則 北海道中小企業高度化資金債権管理指針 高度化事業に係る都道府県に対する資金の貸付に関する準則		
債権の性質	私法上の債権（民事執行手続により強制執行等を行うもの）		
債権の内容	<p>中小企業高度化資金貸付制度は、中小企業者で組織される事業協同組合などが、中小企業構造の高度化を図る事業（共同施設の設置、工場・店舗の集団化を行う事業や街ぐるみで商店街の店舗を改造する事業など）を実施する場合に、必要な施設の設置資金等を道が長期低利で直接貸し出す制度で、17種類の資金があり、一部の資金については税制上の優遇措置がある。</p> <p>このうち監査対象は、平成18年度の行政監査で対象となった資金（下記①～⑧）及び平成18年度の行政監査の対象ではなかったが平成22年度末で滞納金額が500万円以上生じている資金（下記⑨）の9資金に係る貸付金収入（本項において「高度化資金貸付金収入」という。）である。</p> <p>①工場等集団化資金      ②店舗共同化資金      ③共同施設資金 ④商店街近代化資金      ⑤設備リース資金      ⑥集団化資金 ⑦工場共同利用資金      ⑧集積区域整備資金      ⑨企業合同資金</p>		

○表1 平成23年度 調定・収入の状況（見込額）（単位：千円）

区 分	調 定 額	収 入 額	不納欠損額	収入未済額		収入未済率
現年度	1,794,023	1,469,191	0	25件	324,832	18.1%
過年度	8,999,315	486,304	168,588	564件	8,344,423	92.7%
計	10,793,338	1,955,495	168,588	589件	8,669,255	80.3%

○表2 収入未済額等の推移（単位：千円）

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
調 定 額	10,278,130	10,636,157	10,694,116	11,652,184	11,532,313
収 入 額	2,239,943	2,011,565	1,818,354	2,574,083	2,511,891
不納欠損額	0	0	0	223,160	21,107
収入未済額	8,038,187	8,624,592	8,875,762	8,854,941	8,999,315
収入未済率	78.2%	81.1%	83.0%	76.0%	78.0%

○表3 平成22年度末収入未済額の発生年度別内訳（単位：千円）

発 生（元調定）年 度 別 内 訳					
平成17年度以前	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
6,062,142	539,710	822,044	520,118	498,472	556,829

○表4 平成22年度末滞納者の滞納期間別内訳 (単位：人、件、千円)

区 分	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上
滞納者数	1	7	5	15	16
滞納件数	1	28	31	214	290
収入未済額	1,422	164,519	712,710	4,246,142	3,874,522

※ 1人で複数年度分を滞納している場合は、発生年度の最も古いものを基準として区分したため、収入未済額は表3の発生年度別内訳とは一致しない。

○表5 平成22年度末滞納者の滞納理由別内訳 (単位：人、件、千円)

区 分	納付意識・ 責任感希薄	低所得 経営不振	自己破産 倒産	死亡・清算 所在不明	不明・ 未調査
滞納者数	-	21	23	-	-
滞納件数	-	277	287	-	-
収入未済額	-	3,384,037	5,615,278	-	-

※ 区分のうち「不明」とは、滞納者が所在不明ではないが連絡が取れないなどの理由によるものである。

○表6 過去20年間の貸付状況等 (平成23年度末現在) (単位：件、千円、人)

貸付年度	申請件数	貸付件数	貸付金額	収入未済額	滞納者数
H 4	16	16	8,600,000	522,532	2
H 5	18	18	7,885,500	785,505	2
H 6	16	16	5,079,800	1,151,506	2
H 7	43	43	7,142,800	72,882	4
H 8	32	32	2,796,800	0	0
H 9	20	20	4,122,600	1,308,209	3
H 10	16	16	6,297,510	111,210	3
H 11	9	9	1,265,400	0	0
H 12	11	11	3,778,872	38,963	1
H 13	7	7	693,520	0	0
H 14	5	5	357,030	0	0
H 15	1	1	113,800	0	0
H 16	1	1	122,400	0	0
H 17	2	2	788,600	0	0
H 18	1	1	31,000	0	0
H 19	1	1	26,600	0	0
H 20	2	2	93,300	0	0
H 21	2	2	157,670	0	0
H 22	1	1	65,000	0	0
H 23	1	1	70,000	0	0

※ 平成3年以前の貸付金額に係る収入未済額があるため、表1の収入未済額とは一致しない。

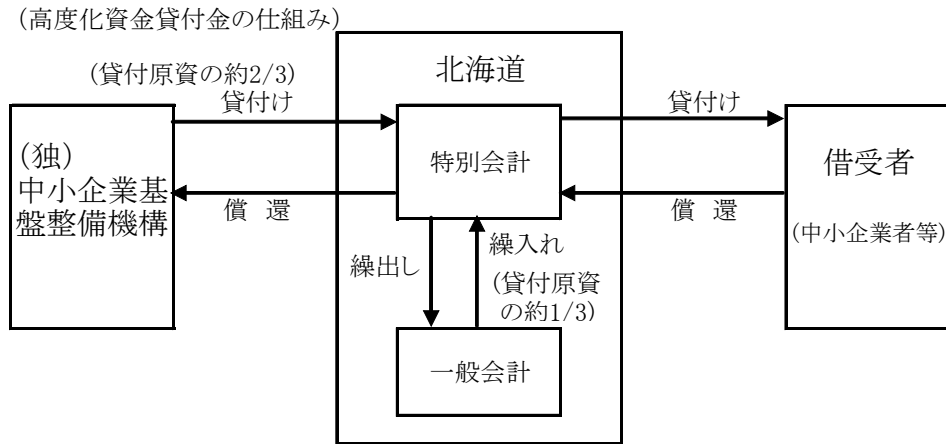
## ア 債権の概要等

### (ア) 貸付金の概要について

中小企業高度化資金貸付金 (以下本項において「高度化資金貸付金」という。) は、独立行政法人中小企業基盤整備機構法及び北海道中小企業高度化資金貸付規則に基づき、中小企業の振興を図るため、中小企業の連携、事業の共同化等に必要な資金を貸し付けることを目的に設けられた制度で、長期・低利 (又は無利子) で貸

付けを行い、償還期間は20年以内（据置期間3年以内）となっている。

貸付けは、独立行政法人中小企業基盤整備機構から道が資金の一部（約3分の2）を借り入れ、約3分の1を道が直接負担して行われている。



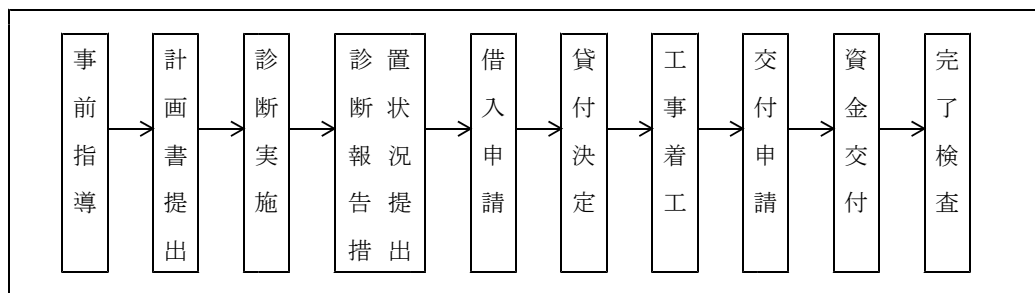
〔※H20～H25年度については、都道府県負担割合軽減措置により、都道府県の負担割合が約5分の1、中小企業基盤整備機構の負担割合が約5分の4となっている。〕

貸付けを希望する者は、借入金による事業の実施計画の作成について道の事前指導を受け、貸付希望年度の前々年度の12月28日までに事業実施計画書を道に提出することとされている。

道では、提出された計画書についてその妥当性や返済能力を判断するため、中小企業診断士に依頼して診断を行うこととしているが、診断により計画に問題点等があると判断された場合には、貸付希望者に計画の再検討を指示し、見直した計画書の提出後、貸付申請を行うこととなっている。

貸付けに当たっては、連帯保証人を立てること及び物的担保の提供を義務付けている。

(貸付手続き)



なお、貸付事務及び債権管理事務は、制度創設当初から、経済部の中小企業課において行っている。

(イ) 収入未済額等について

高度化資金貸付金収入の平成23年度末における調定額は、前年度から繰り越されるものと当該年度に発生するものを合わせて107億9,334万円、収入額は19億5,550万円、不納欠損額は1億6,859万円、収入未済額は86億6,926万円となっており、収入未済額のうち、過年度分が83億4,442万円と全体の96%を占めている（表1）。

過去5年間の状況を見ると、調定額は、前年度から繰り越されるものと当該年度に発生するものを合わせて平成18年度末の約103億円から平成22年度末の115億円へと増加しているが、それに伴い、収入未済額も約80億円から90億円と増加しており、



各年度とも調定額の約8割が収入未済となっている。

不納欠損の整理については、平成21年度に2億2,316万円、22年度に2,111万円行っている(表2)。

平成22年度末において収入未済となっているものを発生年度別に見ると、平成17年度以前に発生したものが、60億6,214万円と収入未済額全体の67%を占めており、このうち最も古いものは昭和45年度(貸付けは昭和40年度)に発生したもので、1件、21万8,500円となっている(表3)。

平成22年度末の収入未済に係る滞納者の数は44人であり、これを滞納期間別に見ると、1年未満の滞納者が1人、1年以上3年未満の間滞納している者が7人、3年以上5年未満の間滞納している者が5人、5年以上10年未満の間滞納している者が15人、10年以上滞納している者が16人となっており、5年以上滞納している者が全体の70%(31人)を占め、滞納期間が長期化している状況となっている(表4)。

これら滞納者の滞納理由について、所管部では、低所得・経営不振によるものが21人、33億8,404万円、自己破産・倒産によるものが23人、56億1,528万円であると把握している(表5)。

また、滞納の発生した原因について、所管部では、滞納に至った借受者の多くはバブル期の売上げ・収益を前提に事業を組んだため、結果として過大投資となったことなどによるものとしている。

平成23年度末における収入未済額86億6,926万円のうち、最も古いものは昭和40年度に貸し付けたものであるが、昭和40年度から平成23年度までの貸付総額は約1,300億円であることから、昭和40年度以降の貸付総額の約7%が滞納となっている現状にある。

過去20年間の貸付状況を見ると、平成4年度から12年度までにおいては、11年度を除き、毎年10件以上の貸付けがあり、貸付金額も年間で20億円以上となっているが、13年度以降においては、貸付件数、貸付金額とも減少傾向にあり、貸付件数は、13年度7件、14年度5件、15年度以降は1件又は2件となっており、貸付金額も2,600万円から8億円の間となっている(表6)。

なお、平成13年度以降に貸付けを行ったものについては、現時点で滞納は生じていない。

#### (ウ) 債権回収業務の民間委託について

高度化資金貸付金については、平成21年度から収入未済金に係る収納事務を民間会社に委託している。

対象債権は、過年度分に係る収入未済金であり、平成22年度末における収入未済額89億9,932万円を平成23年度に債権回収会社へ全額委託している。

### イ 監査結果及び改善意見

#### (ア) 債権について

貸付金に係る事務は適切に行われているかなどについて監査を行った。

##### 《監査結果》

##### a 借受者の返済能力の確認が不十分なもの

貸付金の償還に当たっては、貸付決定後、20年以内(据置期間3年以内)に償還することになっているが、償還開始当初から滞納しているものや償還開始前に貸付先が倒産しているものがあり、借受者の返済能力の確認が不十分と認められるものがあった。

- b 貸付けの当否に係る経営分析指標等が明らかとなっていないもの  
貸付けに当たっては、借受者の事業の計画の妥当性や返済能力について、事前に中小企業診断士の診断を受けることとされており、診断の結果、改善を要する点を指摘された場合においては、改善に係る措置状況を提出させ貸付決定しているが、貸付けの当否に係る経営分析指標等が明らかとなっていないものがあつた。
- c 滞納時に貸付決定の是非を検証していないもの  
貸付決定時においては、中小企業診断士による経営分析等に基づき、貸付先の返済能力の確認が行われているが、滞納が生じた時点において、貸付当初の経営分析等の妥当性について検証されていなかった。
- d 連帯保証人の保証能力について確認困難となっているもの  
連帯保証人は貸付けを受ける企業協同組合の役員等であるため、貸付先の事業業績が悪化した場合は、連帯保証人の保証能力も低下すると認められるが、貸付決定時において、連帯保証人の保証能力について明らかにならなかつた、確認が困難となっているものがあつた。
- e 物的担保が不足しているもの  
物的担保の設定については、平成17年3月31日までは北海道中小企業設備近代化資金等債権管理事務処理要領に基づき、平成17年4月1日以降は北海道中小企業高度化資金債権管理指針に基づき行われているが、破産処理等に伴い、担保物件を処分しているものの中には、後発的事由により、回収した配当額が債権額の5割にも満たないものが見受けられ、担保価値が不足していると認められるものがあつた。  
また、担保物件の競売・任意売却を検討しているものにあつて、買取先の見込みがなく、処分困難となっているものがあつた。

《改善意見》

- a 貸付けに当たっては、借受者の返済能力の確認を十分行うこと。
- b 貸付けの当否に係る経営分析指標等について明らかとすること。
- c 今後、滞納が発生した場合にあつては、当初の貸付決定に問題がなかつたか検証すること。
- d 連帯保証人の保証能力について確認を十分行い、確認した内容について明らかにしておくこと。
- e 貸付けに当たっては、十分な物的担保を確保すること。

(イ) 徴収について

督促や催告等の徴収事務は適切に行われているかなどについて監査を行った結果、改善を求める事項は認められなかつた。

(ロ) 徴収体制等について

徴収事務等に係る体制は整備されているかなどについて監査を行った結果、改善を求める事項は認められなかつた。

(エ) 平成18年度行政監査の是正措置について

平成18年度行政監査の改善意見に対する是正措置は適切に行われているかについて監査を行った結果、いまだ措置が行われていない、又は、措置が不十分と認められる事項はなかつた。

(2) 中小企業設備近代化資金貸付金収入（中小企業近代化資金貸付事業特別会計）

所 管 部	経済部	担 当 課	中小企業課
関係法令等	中小企業近代化資金等助成法 北海道中小企業近代化資金貸付規則 中小企業設備近代化資金事務処理要領 北海道中小企業設備近代化資金等債権管理事務処理要領		
債権の性質	私法上の債権（民事執行手続により強制執行等を行うもの）		
債権の内容	中小企業における設備の近代化に対して、これに必要な設備等の設置に要する費用を貸し付けたもので、当該貸付金の償還に係る債権である。（貸付実施期間 昭和29年度～平成11年度）		

○表1 平成23年度 調定・収入の状況（見込額）（単位：千円）

区 分	調 定 額	収 入 額	不納欠損額	収入未済額	収入未済率
現年度	-	-	-	-	-
過年度	438,934	541	0	466件 438,393	99.9%
計	438,934	541	0	466件 438,393	99.9%

○表2 収入未済額等の推移（単位：千円）

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
調 定 額	515,458	513,171	509,952	439,892	439,357
収 入 額	4,559	3,219	966	535	423
不納欠損額	0	0	69,094	0	0
収入未済額	510,899	509,952	439,892	439,357	438,934
収入未済率	99.1%	99.4%	86.3%	99.9%	99.9%

○表3 平成22年度末滞納者の滞納理由別内訳（単位：人、件、千円）

区 分	納付意識・ 責任感希薄	低所得 経営不振	自己破産 倒産	死亡・清算 所在不明	不 明	未 調 査
滞 納 者 数	-	-	115	-	-	-
滞 納 件 数	-	-	467	-	-	-
収入未済額	-	-	438,934	-	-	-

※ 区分のうち「不明」とは、滞納者が所在不明ではないが連絡が取れないなどの理由によるものである。

ア 債権の概要等

(ア) 貸付金の概要について

中小企業設備近代化資金貸付金（以下本項において「近代化資金貸付金」という。）は、中小企業近代化資金等助成法に基づき、資金調達力の弱い中小企業の設備の近代化を図るため、道が国の補助を受けて実施したものであり、負担割合は、国庫負担2分の1、道負担2分の1となっている。

貸付けの決定に当たっては、書類審査のほか、国が定めた「設備近代化診断要領」に準じ、企業の将来性、生産計画、設備計画及び本制度により資金を調達すること

の必要性と妥当性並びに償還能力等について調査分析することとされている。

連帯保証人については、確実な債務返済能力を有する者2人以上を立てることとし、貸付申請者から保証人の資産・負債、所得等の状況を聴取することとされており、貸付決定後、貸付申請者を通じて、自署による連帯保証確認書、債務保証能力を証する書面（前年の所得証明書、身分証明書、住民票抄本）を提出させることとなっている。

物的担保については、近代化資金貸付規則において、貸付金額が1,500万円を超える場合に、土地、建物、構造物又は機械設備に抵当権を設定し、担保物件所有者は必ず連帯保証人とするものと規定されているが、近代化資金等債権管理事務処理要領では、500万円を超える貸付金について、譲渡担保権又は抵当権を設定することとしている。

償還期間は、貸付金を利用して整備する設備の内容によって異なるが、5年から最大15年となっている。

なお、近代化資金貸付金は平成11年度に貸付けを終了しており、貸付終了時までは各振興局等において貸付事務、債権管理事務を行っていたが、12年度以降は経済部の中小企業課において債権管理事務を一元的に行っている。

#### (イ) 収入未済額等について

近代化資金貸付金収入は平成11年度で貸付けを終了し、現年度分については平成19年度償還のものが最後であることから、平成23年度末における収入未済額はすべて過年度分となっており、調定額は4億3,893万円、収入額は54万円、収入未済額は4億3,839万円となっている（表1）。

過去5年間の状況を見ると、平成12年度以降、新規貸付けを行っていないため、調定額の大半は前年度から繰り越されたものとなっており、毎年調定額は減少している。平成21年度末の調定額が大きく減少しているのは、前年度に約6,900万円の不納欠損の整理を行ったことによるものである（表2）。

収入未済額については微減となっており、収入未済率は毎年100%に近い数値となっている（表2）。

平成22年度末の収入未済に係る滞納者の数は115人であり、すべての滞納者が自己破産・倒産といった実態にある（表3）。

また、すべての滞納者が10年以上の長期間にわたって滞納している実態にあり、滞納の発生年度で最も古いものは昭和37年度に発生したもので、発生から50年が経過している。滞納の発生した原因について、所管部では、資金調達力の弱い中小企業の設備の近代化を図るため、道が国の補助を受けて実施したものであり、無利子、長期という中小企業者にとって大変有利なものとなっていたため、多くの利用者があったが、平成3年頃から発生したバブル崩壊の影響を受け、資金借受者の多くが自己破産等の状況となったことなどによるものとしている。

なお、近代化資金貸付金は、国の補助を受けて実施しているものであるため、調定を行った貸付金について不納欠損の整理を行った場合、不納欠損額の2分の1を国に返還しなければならない。

## イ 監査結果及び改善意見

### (ア) 債権について

貸付金に係る事務は適切に行われているかなどについて監査を行った。

#### 《監査結果》

#### a 借受者の返済能力について確認できないもの

近代化促進診断において、借受者の返済能力について問題なしと判定しているが、その根拠について記録した書面がなく、借受者の返済能力について確認できないものがあった。

#### b 連帯保証人の保証能力について確認できないもの

近代化促進診断時に、貸付申請者から連帯保証人の資産、負債、所得等の状況を聴取することとされているが、聴取した内容について記録した書面がなく、連帯保証人の保証能力について確認できないものがあった。

また、貸付決定後、連帯保証人から連帯保証確認書を提出させるとともに、債務保証能力を証する書面（前年の所得証明書、身分証明書、住民票抄本）の提出を求めることとされているが、当該書面がなく、提出されたか確認できないものがあった。

#### 《改善意見》

本貸付金は平成11年度で貸付けを終了しているが、今後、類似の貸付金を創設する場合には、貸付決定に係る文書について保存・整理を適切に行うこと。

### (イ) 徴収について

督促や催告等の徴収事務は適切に行われているかなどについて監査を行った。

#### 《監査結果》

#### a 滞納整理票を整備していないもの

収入未済金については、出納局長通知により滞納整理票を作成して処理経過等を記録し収納管理を行うこととされているが、督促や催告などこれまでの交渉経過等については決定書や報告書等により整理・保存しているのみで、滞納整理票を作成していなかった。

#### b 催告を適切に行っていないもの

分割納付が可能な債務者以外の債務者に対して、長期間催告などが行われていないものがあった。

#### c 滞納者の資力等を把握していないもの

平成19年度に連帯保証人等に係る調査を実施し、納付意識や資力等を把握したが、その後は滞納者の資力等を把握していないものがあった。

#### d 返済計画を口頭で確認し納付書を送付しているもの

分割納付の可能な債務者については、当該年度における返済計画について電話により協議しているが、返済計画書を文書で徴することをしておらず、電話で確認した内容に基づいて納付書を送付していた。

#### 《改善意見》

#### a 滞納整理票を作成して処理経過等を記録し、収納管理を適切に行うこと。

- b 債務者に対する催告等については、文書や電話などにより適期に効果的な方法で行うこと。
- c 連帯保証人の資力等を適期に把握し、必要に応じ催告等を行い、収入確保に努めること。
- d 分割納付が可能な債務者からは、書面により分割納付計画書を徴し、徴収事務を適切に行うこと。

(ウ) 徴収体制等について

徴収事務等に係る体制は整備されているかなどについて監査を行った結果、改善を求める事項は認められなかった。

(エ) 平成18年度行政監査の是正措置について

平成18年度行政監査の改善意見に対する是正措置は適切に行われているかについて監査を行った結果、いまだ措置が行われていない、又は、措置が不十分と認められる事項は次のとおりである。

《未措置等の状況》

a 催告を適切に行っていないもの

連帯保証人等に対して催告を適切に行い、収入の確保に努めるよう改善意見を付したが、分割納付が可能な債務者以外の債務者に対して、長期間催告が行われていないものがあった。

b 滞納者等の資力等を把握していないもの

連帯保証人等の所在確認を行うとともに、納付意識や資力等を把握して収入の確保に努めるよう、また、滞納が長期間に及ぶときは、連帯保証人等の所在確認が困難となることも想定されることから、定期的に所在確認等を行うよう改善意見を付したが、平成19年度に連帯保証人等に係る調査を実施し把握した以後、滞納者の資力等を把握していないものがあった。

(3) 中小企業設備合理化資金貸付金収入等

所 管 部	経 済 部	担 当 課	中 小 企 業 課
関係法令等	① 中小企業設備合理化資金貸付金収入 北海道中小企業設備合理化促進条例 北海道中小企業設備近代化資金等債権管理事務処理要領 ② 公害防止施設改善資金貸付金収入 北海道公害防止施設改善資金貸付規則 北海道中小企業設備近代化資金等債権管理事務処理要領		
債権の性質	私法上の債権（民事執行手続により強制執行等を行うもの）		
債権の内容	① 中小企業設備合理化資金貸付金収入 中小企業における設備の合理化を促進するため、これに必要な機械等の購入に要する資金を貸し付けたものの償還に係る債権である。 （貸付実施期間 昭和32年度～53年度） ② 公害防止施設改善資金貸付金収入 中小企業等の公害防止施設の改善を図るため、必要な資金を貸し付けたものの償還に係る債権である。 （貸付実施期間 昭和45年度～46年度）		

○表1 平成23年度 調定・収入の状況（見込額）

・ 中小企業設備合理化資金貸付金収入

（単位：千円）

区 分	調 定 額	収 入 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額		収 入 未 済 率
現年度	-	-	-	-	-	-
過年度	8,689	1	0	26件	8,688	99.9%
計	8,689	1	0	26件	8,688	99.9%

・ 公害防止施設改善資金貸付金収入

（単位：千円）

区 分	調 定 額	収 入 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額		収 入 未 済 率
現年度	-	-	-	-	-	-
過年度	8,130	0	0	54件	8,130	100.0%
計	8,130	0	0	54件	8,130	100.0%

○表2 収入未済額等の推移

・ 中小企業設備合理化資金貸付金収入

（単位：千円）

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
調 定 額	24,781	9,213	8,715	8,706	8,697
収 入 額	29	9	9	9	8
不 納 欠 損 額	15,539	489	0	0	0
収 入 未 済 額	9,213	8,715	8,706	8,697	8,689
収 入 未 済 率	37.2%	94.6%	99.9%	99.9%	99.9%

・ 公害防止施設改善資金貸付金収入 (単位：千円)

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
調 定 額	15,534	8,142	8,134	8,130	8,130
収 入 額	12	8	4	0	0
不納欠損額	7,380	0	0	0	0
収入未済額	8,142	8,134	8,130	8,130	8,130
収入未済率	52.4%	99.9%	99.9%	100.0%	100.0%

○表3 平成22年度末滞納者の滞納理由別内訳

・ 中小企業設備合理化資金貸付金収入 (単位：人、件、千円)

区 分	納付意識・ 責任感希薄	低所得 経営不振	自己破産 倒産	死亡・清算 所在不明	不 明	未 調 査
滞 納 者 数	-	-	3	-	-	-
滞 納 件 数	-	-	26	-	-	-
収入未済額	-	-	8,689	-	-	-

※ 区分のうち「不明」とは、滞納者が所在不明ではないが連絡が取れないなどの理由によるものである。

・ 公害防止施設改善資金貸付金収入 (単位：人、件、千円)

区 分	納付意識・ 責任感希薄	低所得 経営不振	自己破産 倒産	死亡・清算 所在不明	不 明	未 調 査
滞 納 者 数	-	-	2	-	-	-
滞 納 件 数	-	-	54	-	-	-
収入未済額	-	-	8,130	-	-	-

※ 区分のうち「不明」とは、滞納者が所在不明ではないが連絡が取れないなどの理由によるものである。

ア 債権の概要等

(ア) 貸付金の概要について

中小企業設備合理化資金貸付金(以下本項において「合理化資金貸付金」という。)は、中小企業における設備の合理化を促進するため、これに必要な機械等の購入に要する資金を貸し付けることを目的に昭和32年度に設けられた制度であり、昭和53年度に貸付を終了している。

また、公害防止施設改善資金貸付金(以下本項において「改善資金貸付金」という。)は、中小企業等の公害防止施設の改善を図るため、必要な資金を貸し付けることを目的に昭和45年度に設けられた制度であり、昭和46年度に貸付けを終了している。

なお、合理化資金貸付金は、貸付終了時までは各振興局等において貸付事務、債権管理事務を行っていたが、平成12年度以降は経済部の中小企業課において債権管理事務を一元的に行っており、改善資金貸付金は、制度創設時より中小企業課において貸付事務及び債権管理事務を行っている。

(イ) 収入未済額について

合理化資金貸付金は昭和53年度で貸付けを終了し、最終の償還期も経過していることから、平成23年度末における収入未済額はすべて過年度分となっており、調定額は8,689千円、収入額は1千円、収入未済額は8,688千円となっている。



また、改善資金貸付金も昭和46年度で貸付けを終了し、最終の償還期も経過していることから、平成23年度末における収入未済額はすべて過年度分となっており、調定額は8,130千円、収入額は0円、収入未済額は8,130千円となっている（表1）。

合理化資金及び改善資金貸付金収入の過去5年間の状況を見ると、合理化資金については昭和47年度以降、改善資金については昭和54年度以降、新規貸付けを行っていないことから、調定額は前年度から繰り越されるもののみとなっており、毎年微減している（表2）。

平成22年度末の収入未済に係る滞納者の数は5人であり、滞納発生の最も古いもので、合理化資金貸付金収入は昭和40年度、改善資金貸付金収入は昭和45年度となっており、発生年度が最も新しいものでも合理化資金貸付金収入の昭和53年度であり、発生から30年以上経過している。

これら滞納者の滞納理由について、所管部では、自己破産・倒産によるものと把握しており、連帯保証人も高齢で無資力であるため、早期の回収が困難な状況となっている（表3）。

## イ 監査結果及び改善意見

### (ア) 債権について

貸付金に係る事務は適切に行われているかなどについて監査を行った。

#### 《監査結果》

#### a 借受者に係る返済能力などの確認が不十分なもの

借受者が対象設備を購入するに当たっては、道の貸付けが購入費用の100分80以内の額であることから、貸付金以外に借主が2割以上負担する経営能力がなければならぬが、この2割の負担を他からの債務によっているものか確認がされていなかった。

また、中小企業設備合理化促進条例では、必要があると認めるときは、機械等購入資金の貸付けを受ける者から当該対象機械等を担保として提供させることができるとされているが、担保を求める基準が明確となっていなかった。

#### b 借受者の返済能力について確認できないもの

借受者の返済能力を確認するため、貸付時に、財産目録、貸借対照表、損益計算書等を提出させ、経営内容を確認したり、資産などの内容（平均月収、保有不動産等）について、借受者の自己申告により確認しているが、借受者の返済能力について判断した書面がなく、返済能力についてどのように判断したのか確認できないものがあった。

#### c 物的担保の設定状況が確認できないもの

貸付金により導入した設備に対する譲渡担保権の設定に係る書面がなく、設定状況について確認できないものがあった。

#### 《改善意見》

本貸付金はすでに貸付けを終了しているが、今後、類似の貸付金を創設する場合には、借受人の返済能力について十分確認して貸付けを行うとともに、物的担保を求める基準を明確にしておくこと。また、貸付決定に係る文書について保存・整理を適切に行うこと。

(イ) 徴収について

督促や催告等の徴収事務は適切に行われているかなどについて監査を行った。

《監査結果》

- a 債務者の状況を把握していないもの  
分割納付をさせているもので、計画どおり納入されていないにもかかわらず、債務者の状況を確認していないものがあった。
- b 連帯保証人に対する催告が不十分なものなど  
連帯保証人に対する催告が不十分となっているものや死亡した債務者の相続関係の調査が不十分となっているものがあった。
- c 滞納整理票を作成していないものなど  
滞納整理票を作成していないものや作成のされているものにおいて債務者との交渉経過等の記録が不十分なものがあった。
- d 督促の状況が確認できないもの  
督促を行ったことに関して記録された書面がなく、時効の中断等を確認できないものがあった。

《改善意見》

- a 分割納付計画どおりに返済されていない債務者に対しては、速やかにその状況を確認し、催告や納付計画の見直しなど必要な措置を行うこと。
- b 催告が不十分となっている連帯保証人については、連帯保証人の現況を確認し、必要な措置を講じること。  
また、死亡した債務者の相続関係の調査が不十分なものについては、調査を行い、必要な措置を講じること。
- c 滞納整理票を作成して処理経過等を記録し、収納管理を適切に行うこと。
- d 督促に係る文書について保存・整理を適切に行うこと。

(ウ) 徴収体制等について

徴収事務等に係る体制は整備されているかなどについて監査を行った結果、改善を求める事項は認められなかった。

(エ) 平成18年度行政監査の是正措置について

平成18年度行政監査の改善意見に対する是正措置は適切に行われているかについて監査を行った結果、いまだ措置が行われていない、又は、措置が不十分と認められる事項は次のとおりである。

《未措置等の状況》

- a 催告を適切に行っていないもの  
連帯保証人や相続人に対して催告などを行い、収入の確保に努めるよう、また、滞納が長期間に及ぶときは、連帯保証人等の所在確認が困難となることも想定されることから、定期的に所在確認等を実施するよう改善意見を付したが、連帯保証人に対する催告が不十分となっているものや死亡した債務者の相続関係の調査が不十分となっているものがあった。

(4) 母子福祉資金貸付金収入等（母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計及び一般会計）

所 管 部	保健福祉部	担 当 課	子ども未来推進局
関係法令等	母子及び寡婦福祉法 北海道母子・寡婦福祉資金貸付事務取扱要領 北海道遺児福祉修学資金貸付金貸付規則等		
債権の性質	私法上の債権（民事執行手続により強制執行等を行うもの）		
債権の内容	<p>① 母子福祉資金貸付金収入（特別会計） 母子及び寡婦福祉法の規定により、配偶者のない女子で現に児童を扶養している者又はその扶養している児童等に対し経済的自立の助成と生活意欲の助長、及び児童の福祉増進のために修学等に必要な資金を貸し付けたものの償還に係る債権である。</p> <p>② 寡婦福祉資金貸付金収入（特別会計） 同法の規定により、母子福祉資金と同様の資金を、寡婦又は母子家庭の母で20歳以上の子等を扶養している者等に対して貸し付けたものの償還に係る債権である。</p> <p>③ 遺児福祉修学資金貸付金収入（一般会計） 北海道遺児福祉修学資金貸付規則等に基づき、経済的に困窮している遺児が高等学校、高等専門学校、各種学校に進学又は在学する場合に修学資金を貸し付けたものの償還に係る債権である。</p>		

○表1 平成23年度 調定・収入の状況（見込額）

・母子福祉資金貸付金収入 (単位：千円)

区 分	調 定 額	収 入 額	不納欠損額	収入未済額		収入未済率
現年度	933,494	713,995	0	410件	219,499	23.5%
過年度	1,872,329	85,331	59,351	11,536件	1,727,647	92.3%
計	2,805,823	799,326	59,351	11,946件	1,947,146	69.4%

※ 過年度分における調定額は、年度内に増額を行ったため、平成22年度末収入未済額と一致しない。

・寡婦福祉資金貸付金収入 (単位：千円)

区 分	調 定 額	収 入 額	不納欠損額	収入未済額		収入未済率
現年度	50,009	41,307	0	7件	8,702	17.4%
過年度	73,203	3,107	2,708	267件	67,388	92.1%
計	123,212	44,414	2,708	274件	76,090	61.8%

・遺児福祉修学資金貸付金収入 (単位：千円)

区 分	調 定 額	収 入 額	不納欠損額	収入未済額		収入未済率
現年度	1,421	790	0	3件	631	44.4%
過年度	68,461	3,690	7,201	724件	57,570	84.1%
計	69,882	4,480	7,201	727件	58,201	83.3%

※ 過年度分における調定額は、年度内に減額を行ったため、平成22年度末収入未済額と一致しない。

○表2 収入未済額等の推移

・母子福祉資金貸付金収入 (単位：千円)

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
調 定 額	2,299,687	2,416,781	2,522,901	2,618,541	2,731,657
収 入 額	704,685	703,726	725,722	748,062	763,262
不納欠損額	38,652	61,099	71,642	47,699	96,181
収入未済額	1,556,350	1,651,956	1,725,537	1,822,780	1,872,214
収入未済率	67.7%	68.4%	68.4%	69.6%	68.5%

・寡婦福祉資金貸付金収入 (単位：千円)

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
調 定 額	98,457	106,571	112,583	122,957	123,763
収 入 額	40,434	43,899	43,998	50,889	47,215
不納欠損額	5,011	1,234	2,348	1,764	3,345
収入未済額	53,012	61,438	66,237	70,304	73,203
収入未済率	53.8%	57.6%	58.8%	57.2%	59.1%

・遺児福祉修学資金貸付金収入 (単位：千円)

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
調 定 額	157,177	141,012	121,922	102,384	87,233
収 入 額	15,116	11,602	8,479	6,366	4,863
不納欠損額	10,097	13,279	14,973	11,260	13,904
収入未済額	131,964	116,131	98,470	84,758	68,466
収入未済率	84.0%	82.4%	80.8%	82.8%	78.5%

ア 債権の概要等

(ア) 貸付金の概要について

a 母子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金

母子福祉資金貸付金は、母子及び寡婦福祉法の規定により、配偶者のない女子で現に児童を扶養している者又はその扶養している児童等に対し経済的自立の助成と生活意欲の助長、及び児童の福祉増進のために修学等に必要な資金を貸し付けるものである。

また、母子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金は、母子及び寡婦福祉法第36条に基づき、特別会計を設けて実施されている。平成23年度の新規貸付等に要した経費11億9,760万円の主な財源内訳は、返済金等7億4,244万円、国庫貸付金2億9,839万円、一般会計繰入金1億5,677万円などとなっている。

なお、国の負担について、現行は同法37条に基づき、一般会計から特別会計へ繰り入れる金額の2倍に相当する額を国から無利子で借り受ける制度となっている。

母子寡婦福祉貸付金の種類は、修学資金、就学支度資金、技能習得資金、生活資金など多岐にわたるが、平成23年度新規貸付額11億9,760万円のうち、修学資金と就学支度資金の合計額は10億7,658万円となっており約90%を占めている。

修学資金の貸付限度額は、学校の種別、公立、私立の種別、自宅、自宅外の区分毎に定められ、最低額は月額18,000円、最高額は96,000円となっている。

そのため、道外の私立大学へ進学し最高額の修学資金を借り入れるとすると4年間の借入総額は、4,608,000円と多額となり、20年間で均等償還する場合の毎月の返済額は19,200円となる。また、第2子以降の子が進学し借入れを行う場合や就学支度資金を借り入れる場合は、さらに借入総額及び毎月の返済額が増加することとなる。

当該貸付金は、母子・寡婦及びその扶養している児童等に対し、経済的自立の助成や児童の福祉増進など、いわゆる、法のもとに福祉施策として行われてきた経緯等もあり、借受者の収入基準等を設定することは行っていない。

また、未成年である子が借主となっている場合の貸付けについては、卒業時には、多額の債務を負い、以後、長期にわたり返済が続くこととなるが、子の返済能力の有無は将来的な問題であり、返済能力の判定は困難となっている。

なお、子が借主の場合は母親が連帯保証人となるが、母が借主の場合は子が連帯借主となっており、第三者の連帯保証人が確保できない場合にあっては貸付けを行っている。

b 遺児福祉修学資金貸付金

遺児福祉修学資金貸付金は北海道遺児福祉修学資金貸付規則等に基づき、経済的に困窮している遺児（父母又はいずれかが死亡した児童等）が高等学校又は高等専門学校に進学又は在学する場合、及び経済的自立又は就職のため各種学校に進学又は在学する場合に修学資金を貸し付けたものである。

なお、貸付事業については平成11年3月31日で終了しているため、現在は償還事務のみを母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計と共通の電算処理システムを使用して行っているが、納期限が到来したものは、現年度分として調定が行われ、平成23年度分の現年度調定額は、142万円となっている。

(イ) 収入未済額等について

a 母子福祉資金貸付金収入及び寡婦福祉資金貸付金収入

母子福祉資金貸付金収入の平成23年度末における調定額は、前年度から繰り越されるものと当該年度に発生するものを合わせて、28億582万円となっており、収入未済額は、19億4,715万円となっている。

なお、平成23年度末の現年度分の収入未済率23.5%に対し、過年度分の収入未済率は、92.3%と著しく高率となっている。

また、平成23年度末の滞納となっている貸付件数は11,946件であるが、調定件数は、貸付け1件に対し、償還期限が到来した月数分の調定が行われるため、およそ36万件と膨大となっている。

さらに滞納者の実人員数については、後述するように不明となっている。

寡婦福祉資金貸付金収入の平成23年度末における調定額は、1億2,321万円となっており、収入未済額は7,609万円となっている（表1）。

母子福祉資金貸付金収入の過去5年間の状況を見ると、調定額は、前年度から繰り越されるものと当該年度に発生するものを合わせて、22億9,969万円から27億3,166万円へと増加しているが、収入未済額も15億5,635万円から18億7,221万円へと増加しており、各年度とも調定額の7割弱が収入未済となっている。

寡婦福祉資金貸付金収入については、毎年約1億円から1億2,000万円が調定されているが、各年度とも調定額の6割弱が収入未済となっている（表2）。

b 遺児福祉修学資金貸付金収入

遺児福祉修学資金貸付金収入の平成23年度末における調定額は、前年度から繰り越されるものと当該年度に発生するものを合わせて6,988万円となっており、収入未済額は5,820万円となっている。

また、平成23年度末の滞納件数は727件となっている（表1）。

遺児福祉修学資金貸付金収入の過去5年間の状況を見ると、調定額は、前年度から繰り越されるものと当該年度に発生するものを合わせて、毎年度減少しており、平成18年度末に1億5,718万円であったものが、平成22年度末においては8,723万円となっている。

収入未済額についても調定額と同様に毎年度減少しているものの、収入未済率は各年度とも80%前後の状況が続いており、平成22年度末の収入未済額は6,847万円となっている（表2）。

(ウ) 収入率について

平成22年度末の母子福祉資金貸付金収入の収入率（現年度と過年度の計）の道の順位は47都道府県中、45位であり、低位に位置している。

また、収入率の全国平均が37.3%に対し、道の収入率は、27.9%であり、9.4ポイント下回っている。

仮に全国平均まで道の収入率の引き上げが行われる場合には、平成22年度末の調定額27億3,165万円にそれぞれの収入率27.9%と37.3%を乗じて算出すると道の収入は、7億6,213万円から10億1,890万円へと2億5,000万円程度、増加することとなる。

(エ) 債権回収業務の民間委託について

母子福祉資金貸付金、寡婦福祉資金貸付金及び遺児福祉修学資金貸付金収入については、平成23年10月から収入未済金に係る収納事務を民間会社に委託している。

対象債権は、過年度の収入未収金のうち過去10年間納付実績のないものなどであり、平成23年度において債権回収会社に委託した収入未済額は、平成22年度末における母子福祉資金貸付金18億7,221万円、寡婦福祉資金貸付金7,320万円、遺児福祉修学資金貸付金6,847万円の計20億1,388万円のうち、1億8,028万円である。

イ 監査結果及び改善意見

(ア) 債権について

貸付金に係る事務は適切に行われているかなどについて監査を行った。

なお、遺児福祉修学資金貸付金については、現在、新規の貸付けは行われていないため、本項の監査結果は母子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金に係るものである。

《監査結果》

a 貸付けの必要性等について、明らかとなっていないもの

当該貸付事業については、母子及び寡婦福祉法により行われているものであることから、道独自の基準の設定等が困難である側面も認められ、道では母子家庭であるなど要件を形式的に満たす場合には貸付決定することとしているが、所得の上限額を設定していないため、一部、高額所得者等に対する貸付けが行われるなど、貸付けの必要性について、明らかとなっていないものがあった。

b 類似の資金の借入れについて、確認を行っていないもの

母子寡婦福祉貸付金修学資金の貸付けにあたり、独立行政法人日本学生支援機構から貸付けを受けている者に対しては、修学資金貸付一般限度額と、特別限度額の差額を限度として、これを貸し付けることができるが、当該奨学金による貸付けの有無を確認せずに貸付けを行っているものがあつた。

また、道の介護福祉士等修学資金や財団法人北海道高等学校奨学会からの貸付金の他、社会福祉法人北海道母子寡婦福祉連合会、社会福祉法人北海道社会福祉協議会、市町村、学校法人などが独自に行っている貸付制度についても、その借入れについて確認しないまま貸付けを行っているものがあり、必要額以上の貸付けが行われる問題とともに借受者の返済時の過重な負担となる問題が認められた。

c 貸付金の使途を確認していないもの

就学支度資金の貸付けにおいて、申請時に貸付金の使途が分かる書類を提出させることとされているが、道において共通様式を定めていないため、使途の詳細について、記載されていないものがあるなど、貸付金の使途を確認していないものがあつた。

d 貸付金の目的を一部、達していないものなど

平成22年度の就学支度資金の貸付において、同支度資金は平成23年4月からの入学に当たって、事前に要する入学金等の費用に充てることを目的に貸し付ける貸付金であることから、遅くとも同年3月末までには貸付けが実行されるべきであるが、予算が不足したことにより、翌年度予算により同年4月に貸付けを行っているものがあつた。

e 特別会計から一般会計への科目更正を行っているものなど

平成20年度貸付事業特別会計の貸付金の増加や償還金の減少により、決算見込において、歳出が歳入を上回ることとなったため、所管部の指示により、平成20年度予算から支出した貸付金を取消して21年度への年度更正を行っているものや、特別会計において支出した旅費や役務費を一般会計へ科目更正を行っているものがあつた。

f 貸付決定の当否に借受者の返済能力を反映していないもの

借受者の返済能力の有無の判定については、貸付申請書に月収等を記載させるほか、償還計画書を提出させ、源泉徴収票、課税証明書等により確認を行うこととしているが、借受者に係る収入基準は設定されておらず、必要な書類が整っている場合は形式的に貸付決定が行われている。

そのため、既に母子寡婦福祉資金貸付金の借入れを受け、返済が滞っている者への追加貸付や生活保護受給中である者への貸付け、償還時に月の返済額が月収の70%程度を占めることとなる者への貸付けなど、貸付決定時において、将来的な返済が困難又は期待できないと認められる貸付けが散見された。

g 貸付決定時の面接調査が行われていないものなど

貸付申請書については、市町村や社会福祉協議会を経由して提出されるもののほか借受者から直接、郵送されるものがあるが、面接調査が行われない場合は、形式的に貸付決定が行われるため、貸付けの経緯等が把握できないものがあつた。

また、貸付決定に当たり、振興局職員や市町村職員が面接調査を行っているものがあるが、審査内容等が記録されておらず、貸付けの経緯等が把握できないものがあつた。

h 貸付決定の当否に係る基準等を設けていないものなど

貸付決定を行う場合の借受者の収入額の下限や他の借入金等を含めた将来的な返済の可能性等について、総合的に判断する基準を設けておらず、また、原則的な考え方も示していないため、振興局等によっては、貸付けの当否の判断が分かれる

ケースがあるものと認められたが、それらについて、客観的な判断を下すための協議等を行わずに決定を行っているものがあった。

- i 貸付申請時の提出書類が区々となっているもの  
貸付申請時において、申請者に提出させる申請書の添付書類が振興局等によって区々となっているものがあった。
- j 貸付申請時に借受者の他の債務等を確認していないもの  
借受者の他の借入金や税、公共料金等の債務の有無について、把握を行っていないものや把握を行っていても、その債務に係る内容や未納状況等を確認していないものがあった。
- k 連帯保証人の所得基準が設定されていないもの  
貸付申請時には、連帯保証人の所得証明書等を提出させているが、連帯保証人の所得基準は設定されておらず、貸付けの当否に反映させていないものがあった。
- l 連帯保証人の相互保証を認めているもの  
貸付けを受けようとする者が、他の貸付けを受けようとする者の保証人になること、いわゆる、相互保証を認めているが、二人の借受者が相互に保証人となっているもので両者が滞納しているものがあり、その際の保証能力の有無について、確認困難となっているものがあった。

《改善意見》

- a 貸付決定時において、貸付けの必要性等を明らかとするよう検討すること。
- b 借受者に係る類似の資金の借入れ状況について、確認を行うこと。
- c 貸付決定時において、借受者に係る貸付金の用途を確認すること。
- d 貸付金の目的に沿うよう適期に貸付けを行うこと。
- e 予算の執行管理を適切に行うこと。
- f 貸付決定の当否に借受者の返済能力を反映させるよう検討を行うこと。
- g 貸付決定に当たっては、原則、面接を行い、その結果を記録すること。
- h 貸付決定に当たっては、貸付基準等の考え方を示すとともに審査票を作成し、決定の判断が困難なものについては、組織的に審査するよう検討すること。
- i 貸付申請時において、必要な提出書類を統一するよう検討すること。
- j 借受者に係る他の債務の有無や未納状況等について、把握を行うこと。
- k 貸付決定の当否に連帯保証人の返済能力を反映させるよう検討を行うこと。
- l 貸付けを受けようとする者が、他の貸付けを受けようとする者の保証人になることの是非や貸付けを受けている者が他の借受者の連帯保証人となっていて、滞納となった場合の連帯保証人の変更等について、検討を行うこと。

(イ) 徴収について

督促や催告等の徴収事務は適切に行われているかなどについて監査を行った。

《監査結果》

- a 個人別の滞納額や返済額の把握を行っていないもの  
貸付決定1件ごとの滞納額や返済額については、母子福祉資金償還システムにおいて出力される貸付台帳により把握しているが、個人別の滞納額や返済額を把握する仕組みとなっておらず、また、実施機関である振興局等においても把握していないところがあった。  
また、パソコンの表計算ソフトにより、借受者ごとの滞納額等を把握している場合にあっても、日々の管理を行っていないため、借受者ごとの貸付額や収入未済額の確認が困難となっているものがあった。
- b 所在不明者に係る調査を行っていないもの  
滞納者が所在不明となった場合において、転居先等の調査を行っていないものがあった。



- c 催告等の滞納整理を行っていないもの  
滞納整理票を作成しておらず、催告等の滞納整理を行っていないものや長期間、催告を行っていないもの、電話のみにより催告を行っているものなどがあつた。
- d 催告の状況について、記録が不十分なもの  
催告の状況について、文書によるものは記録されているものの、電話によるものは、記録されておらず、内容の確認が困難となっているものがあつた。
- e 所属長等への報告を行っていないもの  
滞納整理票を作成し、催告の状況を記録しているものについて、所属長等への報告を行っていないものがあつた。
- f 分割納付について、口頭により申し出を受理しているもの  
分割納付について、申出書の徴取を行わずに、電話等により口頭受理しているものにあつて、滞納整理票や電話受理等の記録が行われていないため、時効の中断事由に該当するかどうか判然としないものがあつた。
- g 連帯保証人に対する催告を適期に行っていないもの  
連帯保証人に対し、借受者の滞納額が高額になってから初めて催告を行っているものなど、催告を適期に行っていないものがあつた。
- h 連帯保証人に対する催告が行われていないもの  
連帯保証人に対して、催告を行っていないものや催告を行っている場合にあつても文書や電話による催告のみで面談、訪問による催告を行っていないものがあつた。
- i 違約金を徴収していないものなど  
貸付けを受けた者が支払期日に償還金を支払わなかったときは、支払期日の翌日から支払当日までの日数に応じて違約金を徴収することとされているが、徴収した実績はなかった。また、違約金の免除の規定はあるものの、免除の決定を行っていない。
- j 強制執行等に係る手続きを行っていないもの  
簡易裁判所への支払督促の申立てや借受人の財産調査を実施したことはなく、また、強制執行等の措置を講じた事例も認められなかった。
- k 時効を中断するための必要な措置をとっていないものなど  
債権が時効によって消滅するおそれがあるときは債務承認書の徴取や裁判上の手続などにより、時効を中断するための必要な措置をとらなければならないこととされているが、これを行っていないものがあつた。  
また、借受者からの時効の援用があつて、消滅時効は完成することとなるが、不納欠損整理を行ったもののうち、援用の有無について、確認困難となっているものがあつた。

《改善意見》

- a 債権の管理のため、個人別の滞納額や返済額の把握について、検討を行うこと。
- b 所在不明者に係る調査を行うこと。
- c 滞納整理票を作成するとともに適期に催告等、滞納整理を行うこと。
- d 催告の状況について、文書によるもののほか、電話によるものについても滞納整理票への記録を行うこと。
- e 滞納整理票について、所属長等への報告を行うこと。
- f 分割納付の申し出については、申出書を徴取することとし、口頭により、申し出を受理する場合にあつては、滞納整理票や電話受理簿等への記録を行うこと。
- g 借受者の滞納時には、連帯保証人に対し早期に通知を行うこと。

- h 連帯保証人に対する催告を適切に行うこと。
- i 違約金の徴収や免除の在り方について、検討すること。
- j 強制執行等に係る手続の可否について、検討すること。
- k 時効を中断するための必要な措置をとるよう検討すること。また、不納欠損を行う際は時効の援用の有無を確認すること。

(ウ) 徴収体制等について

徴収事務等に係る体制は整備されているかなどについて監査を行った。

《監査結果》

- a 母子寡婦福祉償還金システムにおいて必要な計算ができていないものなど  
母子寡婦福祉資金貸付金に係る電子計算システムとして、「母子寡婦福祉償還金システム」が構築、運用されているが、個人別の滞納額や返済額、違約金の額、滞納者数、過年度未収金合計額等がシステム上、計算されない仕組みとなっていた。  
また、各振興局等においても、過去の入力状況等を確認していないため、北海道財務会計トータルシステムの額と符合しないものや額の正否が確認困難となっているものがあつた。  
さらに同システムの端末は、債権管理等を行う振興局等の課とは別の課に配置されている端末と共用のため、必要な事務処理が困難となっている場合があるほか、同システムにより本庁において出力され振興局等へ送付されている貸付台帳や督促状等の年間の出力枚数は50万枚にも達しており、台帳等の差替作業のみでも相当の日数を要するなど、システムの利活用が十分に行われていないものと認められた。
- b 滞納整理方針等が策定されていないもの  
収入未済額の解消のためには、滞納に係る現状の把握や分析、滞納整理方針の策定、収入率等に係る目標の設定が必要であるが、それらが行われていなかった。
- c 主に特別職非常勤職員が業務を担っているもの  
特別職非常勤職員である母子福祉資金等償還協力員、母子自立支援員及び家庭相談員が貸付事務や徴収事務に関する主たる役割を担っている状況にあり、複数職員による組織的、一体的な取組は認め難い状況となっていた。
- d 事務マニュアルの整備がされていないものなど  
事務マニュアルの整備はされておらず、研修会も定期的、継続的には開催されていなかった。

《改善意見》

- a 母子寡婦福祉償還金システムについては、債権管理のための必要な計算ができない状況となっていると認められることから、システムの改修を行う際には、所要の検討を行うこと。  
また、母子福祉資金償還システムを利用した滞納整理事務については、より効率的な処理方法の検討を行うこと。
- b 滞納に係る現状把握や分析、滞納整理方針の策定、収入率等に係る目標の設定などについて、検討すること。
- c 徴収事務等について、複数職員による組織的、一体的な取組を検討すること。
- d 事務マニュアルの策定や定期的、継続的な研修会の開催について、検討すること。

(エ) 平成18年度行政監査の措置状況について

平成18年度行政監査の改善意見に対する是正措置は適切に行われているかについて監査を行った結果、いまだ措置が行われていない、又は、措置が不十分と認められる事項は次のとおりである。

《未措置等の状況》

a 分割納付の手續に係る必要書類を定めていないもの

分割納付に係る滞納者からの申し出を口頭により受理していたことについて、申出書等の様式を定めるなどの改善意見を付したが、所管部では、分割納付に係る様式を定めたものの、振興局等においては、従前どおり、分割納付の申し出を口頭により受理しているものがあった。

b 滞納整理票による適切な収納管理を行っていないもの

催告の経過が滞納整理票に記録されていないことについて、改善意見を付したが、所管部では振興局等に対する通知や指導を行っていたものの、振興局等においては改善されていないものがあった。

c 滞納者の納付意識や資力等を把握していないもの

滞納者の納付意識や資力等を把握していないことについて、改善意見を付したが、所管部では振興局等に対する通知や指導を行っていたものの、振興局等においては改善されていないものがあった。

(5) 土地区画整理事業資金貸付金収入

所 管 部	建設部	担 当 課	都市環境課
関係法令等	都市開発資金の貸付けに関する法律 北海道土地区画整理組合資金貸付規則 北海道土地区画整理組合資金貸付金貸付要領		
債権の性質	私法上の債権（民事執行手続により強制執行等を行うもの）		
債権の内容	土地区画整理事業を施行する組合（土地区画整理組合）に対し、 保留地が処分されるまでの運営資金の不足に対して無利子で貸し付 けたものの償還に係る債権である。		

○表1 平成23年度 調定・収入の状況（見込額） (単位：千円)

区 分	調 定 額	収 入 額	不納欠損額	収入未済額		収入未済率
現年度	0	0	0	0件	0	-
過年度	280,900	2,395	0	4件	278,505	99.1%
計	280,900	2,395	0	4件	278,505	99.1%

○表2 収入未済額等の推移 (単位：千円)

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
調 定 額	-	-	115,000	315,000	284,715
収 入 額	-	-	0	30,285	3,815
不納欠損額	-	-	0	0	0
収入未済額	-	-	115,000	284,715	280,900
収入未済率	-	-	100.0%	90.4%	98.7%

○表3 平成22年度末収入未済額の発生年度別内訳 (単位：千円)

発 生 (元調定) 年 度 別 内 訳					
平成17年度以前	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
-	-	-	114,518	166,382	-

○表4 平成22年度末滞納者の滞納期間別内訳 (単位：人、件、千円)

区 分	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上
滞 納 者 数	-	2	-	-	-
滞 納 件 数	-	4	-	-	-
収入未済額	-	280,900	-	-	-

※ 1人で複数年度分を滞納している場合は、発生年度の最も古いものを基準として区分したため、上記の発生年度別内訳とは一致しない。

○表5 平成22年度末滞納者の滞納理由別内訳 (単位：人、件、千円)

区 分	納付意識・ 責任感希薄	低所得 経営不振	自己破産 倒産	死亡・清算 所在不明	不 明	未 調 査
滞 納 者 数	-	2	-	-	-	-
滞 納 件 数	-	4	-	-	-	-
収入未済額	-	280,900	-	-	-	-

※ 区分のうち「不明」とは、滞納者が所在不明ではないが連絡が取れないなどの理由によるものである。

## ア 債権の概要等

### (ア) 貸付金の概要について

土地区画整理組合資金貸付金は、土地区画整理事業を施行する組合（土地区画整理組合）に対し、組合の金利負担の軽減や保留地処分を促進を図るため、無利子資金を貸し付けるものである。

貸付けは、道の貸付額の2分の1以内を国から貸付けを受けて実施され、償還期間は8年以内（据置期間6年以内）で、かつ組合設立から10年以内で償還することとなっている。また、貸付けに当たっては、連帯保証人又は組合所有の保留地に抵当権の設定を求めている。

なお、平成19年度以降新規貸付けは行われていない。

道における組合施行土地区画整理事業に係る実績は、227地区、7,765.9haとなっており、道における施行済み及び施行中の土地区画整理事業の合計、561地区、28,566.3haのうち、面積割合では27.2%を占めている（平成23年3月末現在）。

土地区画整理事業資金貸付金収入は、建設部のまちづくり局都市環境課において所管する債権で、債権管理及び徴収に係る事務についても、同課で行っている。

### (イ) 収入未済額等について

土地区画整理事業資金貸付金収入の収入未済額は、平成23年度末では、2組合（2地区）、4件、2億7,851万円であり、平成23年度末の収入額は240万円となっている（表1）。

貸付金の償還は、保留地の売却により行うこととなるが、売却が進まないことから、組合員からの賦課金及び抵当権抹消承諾料により行われている。

収入未済が発生した原因について、所管部では、景気低迷などによる宅地分譲の不振と分譲価格の下落、近隣で複数の土地区画整理事業が同時期に実施されたことによる宅地供給過多などにより、保留地の販売が計画どおりに進まず、資金不足に陥ったためとしている（表5）。

## イ 監査結果及び改善意見

### (ア) 債権について

貸付金に係る事務は適切に行われているかなどについて監査を行った結果、改善を求める事項は認められなかった。

### (イ) 徴収について

督促や催告等の徴収事務は適切に行われているかなどについて、監査を行った結果、改善を求める事項は認められなかった。

### (ウ) 徴収体制等について

徴収事務等に係る体制は整備されているかなどについて、監査を行った結果、改善を求める事項は認められなかった。

### (エ) 平成18年度行政監査の是正措置について

平成18年度行政監査において、監査対象としていない。

(6) 林業・木材産業改善資金貸付金収入等（林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計）

所 管 部	水産林務部	担 当 課	林業木材課
関係法令等	林業・木材産業改善資金助成法 北海道林業・木材産業改善資金貸付規則 北海道林業・木材産業改善資金貸付事務処理要綱 北海道林業・木材産業改善資金貸付事務取扱要領 林業・木材産業改善資金債権保全等に係る事務取扱要領		
債権の性質	私法上の債権（民事執行手続きにより強制執行等を行うもの）		
債権の内容	① 林業・木材産業改善資金貸付金収入 林業・木材産業改善資金助成法に基づき、林業・木材産業経営の改善や林業労働災害の防止、福利厚生施設の導入促進等のために、林業従事者・木材産業に属する事業者等に貸し付けたものの償還に係る債権である。 ② 違約金収入 借受者が支払期日に償還すべき貸付金を支払わなかった場合に、延滞した金額につき年12.25%の割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した金額を徴収する違約金である。		

○表1 平成23年度 調定・収入の状況（見込額）

・林業・木材産業改善資金貸付金収入 (単位：千円)

区 分	調 定 額	収 入 額	不納欠損額	収入未済額		収入未済率
現年度	229,801	223,601	0	3件	6,200	2.7%
過年度	218,526	15,418	12,951	165件	190,157	87.0%
計	448,327	239,019	12,951	168件	196,357	43.8%

・違約金収入 (単位：千円)

区 分	調 定 額	収 入 額	不納欠損額	収入未済額		収入未済率
現年度	927	927	0	0件	0	-
過年度	105,719	3,064	323	1,694件	102,332	96.8%
計	106,646	3,991	323	1,694件	102,332	96.0%

○表2 収入未済額等の推移

・林業・木材産業改善資金貸付金収入 (単位：千円)

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
調 定 額	527,257	524,735	567,684	537,061	553,523
収 入 額	321,138	319,216	343,279	313,280	334,997
不納欠損額	0	0	0	0	0
収入未済額	206,119	205,519	224,405	223,781	218,526
収入未済率	39.1%	39.2%	39.5%	41.7%	39.5%

・違約金収入 (単位：千円)

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
調 定 額	104,423	111,651	110,627	109,249	107,421
収 入 額	1,870	1,449	1,731	2,001	1,702
不納欠損額	0	0	0	0	0
収入未済額	102,553	110,202	108,896	107,248	105,719
収入未済率	98.2%	98.7%	98.4%	98.2%	98.4%

○表3 平成22年度末滞納者の滞納期間別内訳

・林業・木材産業改善資金貸付金収入 (単位：人、件、千円)

区 分	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上
滞納者数	3	4	3	15	42
滞納件数	3	5	9	35	112
収入未済額	3,680	9,297	37,705	71,611	96,233

・違約金収入 (単位：人、件、千円)

区 分	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上
滞納者数	-	-	5	27	45
滞納件数	-	-	16	447	1,114
収入未済額	-	-	5,332	34,899	65,488

○表4 平成22年度末滞納者の滞納理由別内訳

・林業・木材産業改善資金貸付金収入 (単位：人、件、千円)

区 分	納付意識・ 責任感希薄	低所得 経営不振	自己破産 倒産	死亡・清算 所在不明	不 明	未 調 査
滞納者数	-	34	24	9	-	-
滞納件数	-	83	59	22	-	-
収入未済額	-	105,374	62,506	50,646	-	-

・違約金収入 (単位：人、件、千円)

区 分	納付意識・ 責任感希薄	低所得 経営不振	自己破産 倒産	死亡・清算 所在不明	不 明	未 調 査
滞納者数	-	42	24	11	-	-
滞納件数	-	929	451	197	-	-
収入未済額	-	53,415	37,912	14,392	-	-

※ 区分のうち「不明」とは、滞納者が所在不明ではないが連絡が取れないなどの理由によるものである。

## ア 債権の概要等

### (ア) 貸付金の概要について

林業改善資金は、昭和51年に創設された林業経営の改善等、施設の改良等に必要な資金、造林に必要な資金等が無利子で貸し付ける制度であったが、平成15年8月に林業・木材産業の一体的な構造改革を図るため、貸付対象を従来の林業従事者等から木材産業従事者までに拡大したのに合わせ、林業・木材産業改善資金へと改称したものである。

林業改善資金の貸付けについては、連帯保証人による人的保証と借受物件に対する譲渡担保の設定により債権保全措置を講じてきたが、木材産業への貸付けが可能となり貸付限度額が1億円となったこと、平成14年度末の滞納額が1億9千万円となったことから、平成15年9月に会社、団体等へ3千万円を超える貸付けを行う場合の審査基準を定めている。

さらに、平成20年4月から改善資金の償還金に滞納がないことなどを貸付けの要件として追加し、個人や会社等に500万円以上貸付けを行う場合の審査基準を定めている。

なお、林業・木材産業改善資金貸付金収入は、水産林務部林業木材課において所管する債権で、現在、貸付事務については各振興局等の林務課で行い、徴収事務については、平成9年以前の貸付分は林業木材課、平成10年以降の貸付分は林務課で行っている。

### (イ) 収入未済額等について

林業・木材産業改善資金貸付金収入（以下本項において「貸付金収入」という。）の平成23年度末における調定額は、4億4,833万円となっており、収入未済額は、1億9,636万円となっている。現年度分に限ると、収入未済率は2.7%と低い割合になっているが、過年度分の収入未済率は87.0%となっている。

同様に、違約金収入については、調定額は1億665万円、収入未済額は1億233万円となっており、収入未済額は全て過年度分となっている（表1）。

過去5年間の状況を見ると、貸付金収入については、調定額は約5億2,000万円から5億6,000万円となっているが、調定額の約4割にあたる約2億円から2億2,000万円が収入未済となっている。

同様に、違約金収入については、調定額は約9,600万円から1億1,000万円、収入未済額は約9,400万円から1億1,000万円の間に推移し、収入未済率はいずれも98%を超える高い割合となっている（表2）。

滞納期間別の収入未済額及び全体に占める割合を見ると、貸付金収入では5年以上10年未満の滞納期間では7,161万円、約33%、10年以上では9,623万円、約44%となっており、5年以上滞納している収入未済額は全体の収入未済額の約77%を占めている（表3）。

これらの滞納者の滞納理由について、所管部では、貸付金収入においては、低所得・経営不振によるものが、34人、1億537万円、自己破産・倒産によるものが24人、6,250万円であると把握しており、低所得・経営不振や自己破産・倒産を理由とするものが、全体の収入未済額の約8割を占めている（表4）。



## イ 監査結果及び改善意見

### (ア) 債権について

貸付金に係る事務は適切に行われているかなどについて監査を行った。

#### 《監査結果》

#### a 規程等が整備されていないもの

貸付けに当たっては、貸付けに係る規則や要綱などに基づいて決定しなければならないが、貸付け当時の規程等が整備されていないものがあった。

#### b 貸付け決定した理由が記載されていないもの

貸付けを否と判定しているものであっても、林業・木材産業改善措置に関する計画を実行することにより償還が見込める者に対しては貸付けができるとされているが、決定書に貸付けを決定した理由が記載されていないものがあった。

#### 《改善意見》

#### a 関係規程等を適切に管理すること。

#### b 貸付けに当たっては、規程等に定められた審査基準に基づいて決定し、貸付けを決定した理由を具体的に記載すること。

### (イ) 徴収について

督促や催告等の徴収事務は適切に行われているかなどについて監査を行った。

#### 《監査結果》

#### a 滞納整理票が適切に整理されていないもの

滞納整理票については、滞納整理の状況の記載を行うこととされているが、徴収督促の記録がなされていないものや督促状を発した記録がないなど、適切に整理されていないものがあった。

#### b 徴収督促の経過を報告していないもの

徴収督促の経過について、所属長まで報告していないものがあった。

#### c 催告を行っていないもの

督促指定期限までに返済がされない場合は催告を行うこととされているが、文書、電話、面談等による催告を行っていないものがあった。

#### d 違約金を徴収していないもの

林業・木材産業改善資金助成法に基づき、違約金を徴収することとしているが、これを行っていないものがあった。

#### e 督促状を適期に発していないもの

督促状は納期限後30日以内に発しなければならないが、これを経過して発しているものがあった。

#### f 納付金を充当する債務が明らかでないもの

複数の債務がある者の連帯保証人から、当該複数の債務を合算した1枚の返済誓約書を提出させているが、毎月の分割納付金をどの債務に充当するのか明らかになっていないものがあった。

《改善意見》

- a 徴収督促の記録や督促状を発した記録などを適切に記載するなど、滞納整理を適切に整理すること。
- b 催告を行うなど、徴収督促の経過があった場合は、所属長まで報告すること。
- c 催告等については、文書や電話などにより適期に効果的な方法で行うこと。
- d 違約金については、適切な事務処理を行うこと。
- e 督促については、適切な事務処理を行うこと。
- f 複数の債務がある場合は、納付金をどの債務に充当するのか明確にすること。

(ウ) 徴収体制等について

徴収事務等に係る体制は整備されているかなどについて監査を行った結果、改善を求める事項は認められなかった。

(エ) 平成18年度行政監査の是正措置について

平成18年度行政監査の改善意見に対する是正措置は適切に行われているかについて監査を行った結果、いまだ措置が行われていない、又は、措置が不十分と認められる事項は次のとおりである。

《未措置等の状況》

a 催告を適切に行っていないもの

催告を行うことにより収入の確保に努めるよう改善意見を付したが、催告を行っていないものがあった。

b 滞納整理に係る事務処理を組織的に行っていないもの

事務処理を組織的・効率的に行い滞納整理の促進を図るよう改善意見を付したが、徴収督促の経過について所属長まで報告していないものがあった。

(7) 公立高等学校奨学資金貸付金収入等

所 管 部	教育庁	担 当 課	高校教育課
関係法令等	① 公立高等学校奨学資金貸付金収入 北海道公立高等学校生徒学資金貸付条例 公立高等学校生徒学資金貸付規則 ② 公立高等学校定時制課程及び通信制課程生徒学資金返還金 北海道公立高等学校定時制課程及び通信制課程生徒学資金貸付条例 公立高等学校定時制課程及び通信制課程生徒学資金貸付規則		
債権の性質	私法上の債権（民事執行手続により強制執行等を行うもの）		
債権の内容	① 公立高等学校奨学資金貸付金収入 有用な人材を育成することを目的に、道内の公立高等学校に在学する優秀な生徒で、経済的理由により修学困難な者に対して学資金を貸し付けたものの償還に係る債権である（平成17年4月以降、新規貸付けについては、財団法人北海道高等学校奨学会が行っている。）。 ② 公立高等学校定時制課程及び通信制課程生徒学資金返還金 教育の機会均等を図ることを目的に、働きながら道内の公立高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に在学する生徒で、経済的理由により修学困難な者に対して学資金を貸し付けたもので、貸付決定の取消しにより返還させる債権である。		

○表1 平成23年度 調定・収入の状況（見込額）

・公立高等学校奨学資金貸付金収入

（単位：千円）

区 分	調 定 額	収 入 額	不納欠損額	収入未済額		収入未済率
現年度	40,858	28,326	0	745件	12,532	30.7%
過年度	107,245	9,197	0	5,191件	98,048	91.4%
計	148,103	37,523	0	5,936件	110,580	74.7%

※ 過年度分における調定額は、年度内に減額等を行ったため、平成22年度末収入未済額と一致しない。

・公立高等学校定時制課程及び通信制課程生徒学資金返還金

（単位：千円）

区 分	調 定 額	収 入 額	不納欠損額	収入未済額		収入未済率
現年度	638	196	0	31件	442	69.3%
過年度	13,510	121	672	1,023件	12,717	94.1%
計	14,148	317	672	1,054件	13,159	93.0%

○表2 収入未済額等の推移

・公立高等学校奨学資金貸付金収入

（単位：千円）

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
調 定 額	101,317	112,494	127,364	134,488	143,067
収 入 額	41,728	43,473	44,939	39,368	35,430
不納欠損額	0	0	0	0	0
収入未済額	59,589	69,021	82,425	95,120	107,637
収入未済率	58.8%	61.4%	64.7%	70.7%	75.2%

・公立高等学校定時制課程及び通信制課程生徒学資金返還金 (単位：千円)

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
調 定 額	13,629	15,380	15,305	14,642	14,446
収 入 額	1,096	1,850	1,592	1,058	936
不納欠損額	0	0	0	0	0
収入未済額	12,533	13,530	13,713	13,584	13,510
収入未済率	92.0%	88.0%	89.6%	92.8%	93.5%

○表3 平成22年度末収入未済額の発生年度別内訳

・公立高等学校奨学資金貸付金収入 (単位：千円)

発 生 (元調定) 年 度 別 内 訳					
平成17年度以前	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
42,283	9,629	10,598	14,133	14,804	16,190

・公立高等学校定時制課程及び通信制課程生徒学資金返還金 (単位：千円)

発 生 (元調定) 年 度 別 内 訳					
平成17年度以前	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
10,406	887	737	565	595	320

○表4 平成22年度末滞納者の滞納期間別内訳

・公立高等学校奨学資金貸付金収入 (単位：人、件、千円)

区 分	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上
滞 納 者 数	121	135	157	198	279
滞 納 件 数	186	567	1,003	1,552	2,456
収入未済額	3,862	8,104	22,375	31,489	41,807

・公立高等学校定時制課程及び通信制課程生徒学資金返還金 (単位：人、件、千円)

区 分	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上
滞 納 者 数	11	12	14	26	33
滞 納 件 数	28	65	118	282	659
収入未済額	320	1,160	1,624	4,308	6,098

※ 1人で複数年度分を滞納している場合は、発生年度の最も古いものを基準として区分したため、上記の発生年度別内訳とは一致しない。

○表5 平成22年度末滞納者の滞納理由別内訳

・公立高等学校奨学資金貸付金収入 (単位：人、件、千円)

区 分	納付意識・ 責任感希薄	低所得 経営不振	自己破産 倒産	死亡・清算 所在不明	不 明	未 調 査
滞 納 者 数	-	45	-	253	592	-
滞 納 件 数	-	306	-	1,590	3,868	-
収入未済額	-	6,064	-	27,538	74,035	-

・公立高等学校定時制課程及び通信制課程生徒学資金返還金（単位：人、件、千円）

区 分	納付意識・ 責任感希薄	低 所 得 経 営 不 振	自 己 破 産 倒 産	死 亡・清 算 所 在 不 明	不 明	未 調 査
滞 納 者 数	-	4	-	-	73	19
滞 納 件 数	-	66	-	-	1,014	72
収 入 未 済 額	-	535	-	-	12,060	915

※ 区分のうち「不明」とは、滞納者が所在不明ではないが連絡が取れないなどの理由によるものである。

ア 債権の概要等

(ア) 貸付金の概要について

公立高等学校奨学資金（以下本項において「奨学資金」という。）貸付金は、経済的理由により修学困難な者に対し、学資金の貸付けを行い、有用な人材を育成することを目的としており、貸付けに当たっての審査基準は、保護者等の所得が一定の基準以下の者としており、所得の下限については規定していない。

平成17年度からは財団法人北海道高等学校奨学会が貸付事務を行っており、貸付時の所得基準については日本学生支援機構の基準に準拠している。貸付け条件は無利子となっており、貸与終了後1年間据置、12年償還としている。なお、財団からの貸付金に係る滞納整理事務についても財団で実施している。

公立高等学校定時制課程及び通信制課程生徒学資金（以下本項において「学資金」という。）は、働きながら定時制課程又は通信制課程に在学する生徒で経済的理由により修学困難な者に対し、学資金を貸付け、教育の機会均等を図ることを目的としており、奨学資金と同様、貸付けに当たっての審査基準は、保護者等の所得が一定の基準以下の者としており、所得の下限については規定していない。

また、この学資金は、高等学校の全課程を修了したときは返済の責務を免除することとしているが、定時制課程又は通信制課程において退学（除籍）した場合に債務が発生する。

(イ) 収入未済額について

奨学資金貸付金収入の平成23年度末における調定額は、前年度から繰り越されるものと当該年度に発生するものを合わせて、1億4,810万円となっており、収入未済額は1億1,058万円、収入未済率は74.7%となっている。

同様に、学資金返還金については、調定額は1,415万円、収入未済額は1,316万円、収入未済率は93.0%となっている（表1）。

過去5年間の状況を見ると、奨学資金貸付金収入については、前年度から繰り越されるものと当該年度に発生するものを合わせて、毎年度約1億円から1億4,000万円強の調定がされているが、収入未済額は年々増加しており、平成21年度以降は調定額の約7割が収入未済となっており、平成22年度末においては、収入未済額が1億764万円となっている。

学資金返還金について、過去5年間の状況を見ると、毎年度1,300万円から1,500万円の調定がされているが、収入未済額は毎年度1,200万円を超え、収入未済率が約9割となっており、返還を受けるべき貸付金収入のほとんどが未収となっている（表2）。

平成22年度末において収入未済となっているものを滞納期間別に見ると、10年以上滞納している者が、奨学資金貸付金収入では279人、4,181万円、学資金返還金では33人、610万円となっており、長期間の滞納者が多くなっている（表4）。

滞納者の滞納理由について、所管部では、低所得・経営不振によるものが多いと把握しているが、大半のものについては滞納理由が不明となっている（表5）。

## イ 監査結果及び改善意見

### (ア) 債権について

貸付金や返還金に係る事務は適切に行われているかなどについて監査を行った結果、改善を求める事項は認められなかった。

### (イ) 徴収について

督促や催告等の徴収事務は適切に行われているかなどについて監査を行った。

#### 《監査結果》

#### a 貸付台帳の整備や管理を適切に行っていないもの

奨学資金貸付金収入及び学資金返還金については、貸付台帳を債権管理簿として使用しているが、督促や催告の経緯などが記載されていなかった。

#### b 催告を適切に行っていないもの

督促により指定した期限を経過してもなお納付しない者に対しては、年に1回の文書による催告を実施しているが、電話等による催告をほとんど実施していなかった。

また、保証人に対しては債務者が滞納している旨の通知は行っている（奨学資金）が、催告を行っていない。

#### c 延滞利息等を徴収していないもの

北海道公立高等学校生徒学資金貸付条例により、奨学資金貸付金が期限を経過して返還される時は、延滞利息を徴収することとしており、また、北海道高等学校定時制課程及び通信制課程生徒学資金貸付条例により、学資金返還金が期限を経過して返還される時は、違約金を徴収することとしているが、これらを徴収していなかった。

#### d 滞納者の納付意識や資力等を把握していないもの

分割納付などの納付方法について教育庁へ連絡を行うよう、滞納者に「学資金償還に係る連絡事項」を文書で発送しているが、平成22年度の状況では、滞納理由が不明となっているものが大半を占めており、滞納者の納付意識や資力等を把握していないものがあった。

#### e 支払督促申立等の法的措置に向けた整理を行っていないもの

奨学資金及び学資金の長期滞納者について、簡易裁判所に対して支払督促申立を行うなどの法的措置による未収金の解消に向けた検討は行われていなかった。

#### 《改善意見》

a 貸付台帳に債権の発生から消滅に係る経過等を記録し、債権管理を適切に行うこと。

b 文書による催告のほか、電話などによる催告を適切に行い、収入の確保に努めること。また、必要に応じ、保証人に対しても催告を実施すること。

c 延滞利息及び違約金の徴収について検討すること。

d 滞納者の納付意識や資力等の調査を適切に行うこと。

e 長期間の納付のない者に対しては、簡易裁判所に対して支払督促申立を行うなどの法的措置について検討すること。

(ウ) 徴収体制等について

徴収事務等に係る体制は整備されているかなどについて監査を行った。

《監査結果》

a 滞納整理方針等を策定していないもの

学資金については、平成23年度に督促や催告を強化したことにより未収金の解消が進められたが、奨学資金、学資金ともに収納目標の設定や滞納整理方針等の計画的な未収金解消のための取組は行われていなかった。

《改善意見》

a 収納目標の設定や滞納整理方針等を策定するなど、未収金の計画的な解消に向けた取組を行うこと。

(エ) 平成18年度行政監査の是正措置について

平成18年度行政監査の改善意見に対する是正措置は適切に行われているかについて監査を行った結果、いまだ措置が行われていない、又は、措置が不十分と認められる事項は次のとおりである。

《未措置等の状況》

a 貸付台帳の整備・管理を適切に行っていないもの

債権台帳を整備して債権の発生から消滅に係る経過等を記録し、債権管理を適切に行うよう改善意見を付したが、奨学資金貸付金収入については、貸付台帳を債権管理簿として使用しているが、督促や催告の経緯などが記載されていなかった。

また、学資金返還金については貸付台帳を整備し、改善がみられるが、催告の経緯などが記載されていなかった。

b 催告を適切に行っていないもの

文書による催告のほか、電話などによる催告を適切に行い、収入の確保に努めるよう改善意見を付したが、電話等による催告をほとんど実施していないものがあつた。

また、保証人に対しては債務者が滞納している旨の通知は行っているが、催告を行っていないあつた。

c 延滞利息等を徴収していないもの

延滞利息及び違約金の徴収について検討するよう改善意見を付したが、これらの検討が行われておらず、徴収していないあつた。

d 滞納者の納付意識や資力等を把握していないもの

滞納者の納付意識や資力等の調査を適切に行うよう改善意見を付したが、平成22年度の状況では、滞納理由が不明となっているものが奨学資金貸付金収入で592人、7,403万円、学資金返還金で88人、1,176万円となっているなど、滞納者の納付意識や資力等を把握していないものがあつた。

e 支払督促申立を行うなどの法的措置の検討が行われていないもの

長期間の滞納者に対しては、法的措置をとることについて検討するよう改善意見を付したが、簡易裁判所に対して支払督促申立を行うなどの法的措置についての検討は行われていなかった。

(8) 特用林産物振興資金貸付金収入

所 管 部	水産林務部	担 当 課	林業木材課
関係法令等	平成12年度特用林産物振興資金貸付要領		
債権の性質	私法上の債権（民事執行手続きにより強制執行等を行うもの）		
債権の内容	特用林産物振興資金貸付金は、椎茸等の生産振興のため、特定の農業協同組合の組合員が必要とするしいたけ原木・菌床ブロック等の購入に要する資金を当該組合に貸し付けたものの償還に係る債権である。		

○表1 平成23年度 調定・収入の状況（見込額） (単位：千円)

区 分	調 定 額	収 入 額	不納欠損額	収入未済額	収入未済率
現年度	-	-	-	-	-
過年度	53,000	8	0	1件 52,992	99.9%
計	53,000	8	0	1件 52,992	99.9%

○表2 収入未済額等の推移 (単位：千円)

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
調 定 額	53,000	53,000	53,000	53,000	53,000
収 入 額	0	0	0	0	0
不納欠損額	0	0	0	0	0
収入未済額	53,000	53,000	53,000	53,000	53,000
収入未済率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

ア 債権の概要等

(ア) 貸付金の概要について

特用林産物振興資金貸付金は、平成12年4月に平成13年3月を償還期限として、特定の農業協同組合1組合を対象に貸付けを行ったものである。

特用林産物振興資金貸付要領においては、貸付けに当たっての審査基準は具体的に定めておらず、担保物件や連帯保証人に関する規定も定められていなかった。貸付けに当たっては、事業計画書とともに決算書等を提出させ可否の判断をしているが、その判断理由の記載がなされていなかった。

同組合は、平成13年10月に組合の解散を決議し、翌年1月には解散が道により認可されたものの、現在に至るまで精算手続は終了していない。さらに金融機関の抵当権実行により土地、建物が売却されたため、組合の所有資産は事実上消滅している。

なお、当該貸付金収入は、水産林務部の林業木材課において所管する債権で、償還に係る事務についても同課で行っている。



(イ) 収入未済額等について

特用林産物振興資金貸付金収入については、利息及び違約金の返済を受けたが、元金全額が収入未済となっている。

道は、仮執行宣言付き支払督促申立てにより債務名義を取得し強制執行を行うなどしており、同貸付金の平成23年度末の収入未済額は元金52,992千円となっている。

イ 監査結果及び改善意見

(ア) 債権について

貸付金に係る事務は適切に行われているかなどについて監査を行った結果、改善を求める事項は認められなかった。

(イ) 徴収について

督促や催告等の徴収事務は適切に行われているかなどについて監査を行った結果、改善を求める事項は認められなかった。

(ウ) 徴収体制等について

徴収事務等に係る体制は整備されているかなどについて監査を行った結果、改善を求める事項は認められなかった。

(エ) 平成18年度行政監査の是正措置について

平成18年度行政監査の改善意見に対する是正措置は適切に行われているかについて監査を行った結果、いまだ措置が行われていない、又は、措置が不十分と認められる事項はなかった。

(9) 農業改良資金貸付金収入等（農業改良資金貸付事業特別会計）

所 管 部	農政部	担 当 課	農業経営課
関係法令等	農業改良資金助成法 北海道農業改良資金等貸付規則 北海道農業改良資金等取扱要領 北海道農業改良資金貸付債権保全等事務処理要領 農業改良資金等管理事務電算処理要領		
債権の性質	私法上の債権（民事執行手続により強制執行等を行うもの）		
債権の内容	① 農業改良資金貸付金収入 農業者等が、新たな農業部門や加工事業の経営開始や、新たな技術を導入することを支援するため、資金を貸し付けた償還に係る債権である。 ② 違約金収入 貸付けを受けた農業者等が、支払期日までに償還金を支払わなかった場合に、延滞金額につき年12.25%の割合をもって、支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した金額を徴収する違約金である。		

○表1 平成23年度 調定・収入の状況（見込額）

・農業改良資金貸付金収入 (単位：千円)

区 分	調 定 額	収 入 額	不納欠損額	収入未済額		収入未済率
現年度	509,742	508,409	0	1件	1,333	0.3%
過年度	38,157	220	0	10件	37,937	99.4%
計	547,899	508,629	0	11件	39,270	7.2%

・違約金収入 (単位：千円)

区 分	調 定 額	収 入 額	不納欠損額	収入未済額		収入未済率
現年度	88	88	0	0件	0	-
過年度	25,293	50	0	4件	25,243	99.8%
計	25,381	138	0	4件	25,243	99.5%

○表2 収入未済額等の推移

・農業改良資金貸付金収入 (単位：千円)

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
調 定 額	1,345,769	1,118,627	915,406	778,724	706,045
収 入 額	1,308,572	1,094,511	879,142	741,570	667,888
不納欠損額	0	0	0	0	0
収入未済額	37,197	24,116	36,264	37,154	38,157
収入未済率	2.8%	2.2%	4.0%	4.8%	5.4%

・ 違約金収入 (単位：千円)

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
調 定 額	25,361	34,091	25,360	25,561	25,424
収 入 額	60	8,790	59	260	131
不納欠損額	0	0	0	0	0
収入未済額	25,301	25,301	25,301	25,301	25,293
収入未済率	99.8%	74.2%	99.8%	99.0%	99.5%

○表3 平成22年度末滞納者の滞納理由別内訳

・ 農業改良資金貸付金収入 (単位：人、件、千円)

区 分	返済意識・ 責任感希薄	低所得 経営不振	自己破産 倒産	死亡・清算 所在不明	不 明	未 調 査
滞納者数	-	3	1	1	-	-
滞納件数	-	5	3	2	-	-
収入未済額	-	16,772	10,990	10,395	-	-

・ 違約金収入 (単位：人、件、千円)

区 分	返済意識・ 責任感希薄	低所得 経営不振	自己破産 倒産	死亡・清算 所在不明	不 明	未 調 査
滞納者数	-	-	2	1	-	-
滞納件数	-	-	3	1	-	-
収入未済額	-	-	24,738	555	-	-

※ 区分のうち「不明」とは、滞納者が所在不明ではないが連絡が取れないなどの理由によるものである。

ア 債権の概要等

(ア) 貸付金の概要について

農業改良資金貸付金については、農業者等が、新たな農業部門や加工事業の経営開始や、新たな技術を導入する場合等の資金を支援する無利子の貸付金である。償還期間は12年以内であり、据置期間は5年間となっている。

貸付金の用途については、新作物分野・流通加工分野・新技術にチャレンジするために必要な機械施設や資材などを購入するための資金として貸し付けした償還に係る債権である。

また、違約金収入については、貸付けを受けた農業者等が、支払期日までに償還金を支払わなかった場合に、延滞金額につき年12.25%の割合をもって、支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した金額を徴収する違約金である。

なお、本資金の貸付主体は、平成22年10月1日から日本政策金融公庫に移管されているが、平成22年9月30日以前に、道が貸し付けた農業改良資金に係る債権の残高管理や回収は、引き続き道が実施している。農業改良資金貸付金収入と違約金収入は、農政部の農業経営課において所管する債権であり、償還に係る事務については、振興局等で行っている。

(イ) 収入未済額等について

平成23年度末の状況を見ると、農業改良資金貸付金収入に係る現年度分については、収入未済率は0.3%（収入未済額133万円）とほぼ償還されており、違約金収入については、全額償還されている。

一方、過年度分の収入未済額は、農業改良資金貸付金収入で3,794万円、違約金収入で2,524万円となっており、いずれの収入についても収入未済率は100%近くに達しており、償還されていない状況にある（表1）。

過去5年間の状況を見ると、農業改良資金貸付金収入に係る収入未済額は、平成18年度末3,720万円が平成22年度末には3,816万円となっている。

また、違約金収入に係る収入未済額は、平成18年度から平成21年度までは2,530万円と同額の状況にあるが、平成22年度末は2,529万円である（表2）。

平成22年度末現在において収入未済額を有する振興局等は、5振興局（空知、後志、胆振、上川、宗谷）である。

イ 監査結果及び改善意見

(ア) 債権について

貸付金に係る事務は適切に行われているかなどについて監査を行った結果、改善を求める事項は認められなかった。

(イ) 徴収について

督促や催告等の徴収事務は適切に行われているかなどについて監査を行った。

《監査結果》

a 督促を行っていないもの

納入期限未到来の償還金について、行方不明等により直ちに債権回収に着手するため一時償還請求を行い納入期限を繰り上げているが、その一時償還金に係る督促を行っていないものがあった。

b 催告等を行っていないもの

滞納者と連絡が取れない場合などにおいて、居所等の確認を行っていないものや、1年以上催告を行っていないもの、連帯保証人へ催告を行っていないものなどがあった。

c 滞納者の資力回復等を確認していないもの

滞納者の資力回復の状況等を調査していないものや、分納誓約をした連帯保証人に対し、分納金額の増額等を要請することなく納入通知書だけを送っているものなど、収入未済額を早期に解消するための取組を行っていないものがあった。

《改善意見》

a 督促については、適切な事務処理を行うこと。

b 滞納者と連絡が取れない場合などにあつては、転居先等の調査を行うこと。

また、連帯保証人に対して催告を行うなど、適期に催告を行うこと。

c 滞納者等の納付意識や資力等の調査を適期行うとともに、調査結果に応じて定期的に分納額の増額を要請するなど、滞納の実態に即した滞納整理を促進すること。

(ウ) 徴収体制等について

徴収事務等に係る体制は整備されているかなどについて監査を行った。

《監査結果》

a 関係機関と連携を図っていないもの

貸付金の担保として抵当権を設定している借受人所有の土地について、他の所管課が差押えを行っているが、差押え後の対応や今後の滞納処分について情報交換するなど、振興局内での情報交換や連携が図られていなかった。

《改善意見》

- a 今後の滞納処分の進め方を情報交換するなど、関係機関や振興局内で連携を図り収入確保に努めること。

(エ) 平成18年度行政監査の是正措置について

平成18年度行政監査の改善意見に対する是正措置は適切に行われているかについて監査を行った結果、いまだ措置が行われていない、又は、措置が不十分と認められる事項はなかった。

## (10) 看護職員等養成修学資金貸付金収入

所 管 部	保健福祉部	担 当 課	医療薬務課
関係法令等	北海道看護職員養成修学資金貸付条例 北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例		
債権の性質	私法上の債権（民事執行手続により強制執行等を行うもの）		
債権の内容	保健師、助産師、看護師又は准看護師等の看護職員を養成する学校や養成所の在學生で、修学資金の貸付けを受けた者が、貸付金の返還を免除されない病院等へ就業した場合や学校等を退学した場合の返還金に係る債権である。		

○表 1 平成23年度 調定・収入の状況（見込額）（単位：千円）

区分	調定額	収入額	不納欠損額	収入未済額		収入未済率
現年度	105,515	100,155	0	254件	5,360	5.1%
過年度	15,933	1,475	912	394件	13,546	85.0%
計	121,448	101,630	912	648件	18,906	15.6%

※ 過年度分における調定額は、年度内に減額等を行ったため、平成22年度末収入未済額と一致しない。

○表 2 収入未済額等の推移（単位：千円）

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
調 定 額	88,766	112,223	116,409	136,741	122,826
収 入 額	66,562	90,658	96,979	119,279	104,602
不納欠損額	184	1,155	243	230	1,621
収入未済額	22,020	20,410	19,187	17,232	16,603
収入未済率	24.8%	18.2%	16.5%	12.6%	13.5%

○表 3 平成22年度末滞納者の滞納期間別内訳（単位：人、件、千円）

区 分	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上
滞納者数	20	17	9	23	1
滞納件数	130	167	63	124	18
収入未済額	3,419	4,972	3,217	4,419	576

※ 1人で複数年度分を滞納している場合は、発生年度の最も古いものを基準として区分したため、上記の発生年度別内訳とは一致しない。

○表 4 平成22年度末滞納者の滞納理由別内訳（単位：人、件、千円）

区 分	納付意識・ 責任感希薄	低所得 経営不振	自己破産 倒産	死亡・清算 所在不明	不 明	未 調 査
滞納者数	-	17	-	-	53	-
滞納件数	-	79	-	-	423	-
収入未済額	-	2,500	-	-	14,103	-

※ 区分のうち「不明」とは、滞納者が所在不明ではないが連絡が取れないなどの理由によるものである。

## ア 債権の概要等

### (ア) 貸付金の概要について

看護職員等養成修学資金貸付金は、北海道看護職員養成修学資金貸付条例及び北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例（以下本項において「貸付条例」という。）の規定により、保健師、助産師、看護師又は准看護師等の看護職員を養成する学校や養成所に在学する者等で、将来道内において看護職員として業務に従事しようとする者に対し、その修学に必要な資金を貸付けしているものである。

この貸付金は、貸付けを受けた者が、卒業後 1 年以内に免許を取得して、免許取得後 5 年間（貸付年度により 3 年間、7 年間の場合あり。）道内の特定の病院などにおいて看護業務に従事したときは償還債務が免除となるものであるが、この条件を満たさない場合においては、当該貸付金の償還に係る債権が発生する。

看護師修学資金の貸付金額は、平成19年度以降の貸付者については、在学期間中、月額 3 万 2,000 円となっている。

この収入金は、保健福祉部の医療薬務課で所管する債権で、貸付け及び償還に係る事務については、衛生学院以外の学校又は養成所の学生に係るものは同課で、衛生学院の学生に係るものは同学院で行っている。

なお、衛生学院については、平成24年度末に廃止となる見込みであり、当該債権等については、医療薬務課に引き継ぐ予定である。

### (イ) 収入未済額等について

看護職員等養成修学資金貸付金収入の平成23年度末における調定額は、前年度から繰り越されるものと当該年度に発生するものを合わせて1億2,145万円となっており、収入未済額は、1,891万円となっている（表1）。

過去 5 年間の状況を見ると、調定額は、前年度から繰り越されるものと当該年度に発生するものを合わせて毎年約8,000万円から 1 億3,000万円となっているが、調定額の12%から25%が収入未済となっており、収入未済額は平成18年度に2,202万円であったものが、平成22年度末では1,660万円となっている（表2）。

なお、衛生学院に係る分については、平成17年度末以降、収入未済はない。

また、平成22年度末の収入未済金に係る滞納者数は70人であり、これを滞納期間別に見ると 5 年以上10年未満の長期滞納者が23人と最も多く、次いで1年未満の者が20人となっている（表3）。

これら滞納者の滞納理由については、低所得・経営不振によるものが17人、250万円、連絡がとれないなどの理由で滞納事由を把握できないものが53人、1,410万円となっている（表4）。

## イ 監査結果及び改善意見

### (ア) 債権について

貸付金に係る事務は適切に行われているかなどについて監査を行った。

#### 《監査結果》

#### a 貸付金返還の免除要件に係る就業状況の確認を行っていないもの

看護業務従事状況報告書等の各種届出については、貸付金返還の免除要件に係る就業状況を確認するものであるが、提出時期を過ぎても未提出の者に対して確認を行っていないものがあった。

また、未提出の者に対する取扱いが明らかとなっていなかった。

#### 《改善意見》

#### a 看護業務従事状況報告書等の各種届出について、提出時期を過ぎても未提出の者に対しては、積極的な連絡等を行うこと。

また、未提出の者に対する取扱いを検討すること。

### (イ) 徴収について

督促や催告等の徴収事務は適切に行われているかなどについて監査を行った。

#### 《監査結果》

#### a 滞納整理票による適切な債権管理を行っていないもの

収入未済金については、出納局通知により滞納整理票を作成して処理経過等を記録し収納管理を行うこととされているが、処理経過等の記録を行っていないなど、適切な債権管理を行っていないものがあった。

#### b 催告を行っていないもの

督促により指定した期限を経過してもなお納付しない者に対し、平成23年度においては、催告を行っていないものがあった。

#### c 連帯保証人に対する催告を行っていないもの

貸付けに当たっては、連帯保証人による人的担保を徴しているが、滞納になっているものについて連帯保証人に対する催告を行っていなかった。

#### d 違約金を徴収していないもの

貸付条例の規定では、返還期限までに貸付金を返還しなかった場合には違約金を徴収することとされているが、これを徴収していなかった。

#### e 強制執行等に向けた整理を行っていないもの

看護職員等養成修学資金貸付金収入については、自治法の規定により督促をした後相当の期間を経過してもなお納付されないときは、強制執行等の措置をとらなければならないこととされている債権であるが、これまでに強制執行等の措置をとった例はなく、強制執行等に向けた債権の整理も行っていなかった。

#### 《改善意見》

#### a 滞納整理の処理経過については、適切な記録管理を行うこと。

#### b 督促により指定した期限を経過してもなお納付しない者に対しては、文書や電話などによる催告を適切に行い、収入の確保に努めること。



- c 督促した後相当の期間を経過しても貸付金が返還されない場合は、連帯保証人に対して催告を行うこと。
- d 違約金については、貸付条例の規定に基づき適切に処理すること。
- e 看護職員等養成修学資金貸付金収入については、債権の整理を行った上で、長期間納付のない者に対しては強制執行等の措置をとることについて検討すること。

(ウ) 徴収体制等について

徴収事務等に係る体制は整備されているかなどについて監査を行った結果、改善を求める事項は認められなかった。

(エ) 平成18年度行政監査の是正措置について

平成18年度行政監査の改善意見に対する是正措置は適切に行われているかについて監査を行った結果、いまだ改善が行われていない、又は、改善が不十分と認められる事項は次のとおりである。

《未措置等の状況》

a 催告を適切に行っていないもの

文書催告を行っても納付しない者に対しては、積極的な電話催告や面談等を行い、収入の確保に努めるよう改善意見を付したが、滞納者に対する催告を行っていないものがあつた。

b 連帯保証人に対する催告を行っていないもの

督促した後相当の期間を経過しても貸付金が返還されない場合は、連帯保証人に対して催告を行うよう改善意見を付したが、滞納になっているものについて連帯保証人に対する催告を行っていないものがあつた。

c 違約金を徴収していないもの

違約金については、貸付条例の規定に基づき適切に処理するよう改善意見を付したが、違約金を徴収していなかった。

d 強制執行等に向けた整理を行っていないもの

看護職員等養成修学資金貸付金収入については、債権の整理を行った上で、長期間納付のない者に対しては強制執行等の措置をとることについて検討するよう改善意見を付したが、これまでに強制執行等の措置をとった例はなく、強制執行等に向けた債権の整理も行っていなかった。

## (11) 介護福祉士等修学資金貸付金収入

所 管 部	保健福祉部	担 当 課	福祉援護課
関係法令等	社会福祉士及び介護福祉士法 北海道社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例 北海道社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例施行規則		
債権の性質	私法上の債権（民事執行手続により強制執行等を行うもの）		
債権の内容	介護福祉士等修学資金は、将来道内において社会福祉士又は介護福祉士としてその業務に従事しようとする者に対し、本人からの申請を受けてその修学に必要な資金を貸付けしているものである。 このうち、借受者が養成施設等を卒業後1年以内に介護等の業務に従事しなかったときや業務の従事期間が修学資金の貸付けを受けた期間に相当する期間に満たず退職した場合等における当該貸付金の償還に係る債権である。		

○表1 平成23年度 調定・収入の状況（見込額）（単位：千円）

区 分	調 定 額	収 入 額	不納欠損額	収入未済額		収入未済率
現年度	4,810	4,524	0	20件	286	5.9%
過年度	11,289	285	0	536件	11,004	97.5%
計	16,099	4,809	0	556件	11,290	70.1%

○表2 収入未済額等の推移（単位：千円）

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
調 定 額	26,198	27,117	26,649	17,809	18,201
収 入 額	18,342	18,606	16,421	6,599	6,912
不納欠損額	0	0	0	444	0
収入未済額	7,856	8,511	10,228	10,766	11,289
収入未済率	30.0%	31.4%	38.4%	60.5%	62.0%

○表3 平成22年度末収入未済額の発生年度別内訳（単位：千円）

発 生（元調定）年 度 別 内 訳					
平成17年度以前	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
3,049	1,073	2,632	2,384	1,415	736

○表4 平成22年度末滞納者の滞納期間別内訳（単位：人、件、千円）

区 分	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上
滞 納 者 数	1	7	12	8	2
滞 納 件 数	1	94	289	177	24
収入未済額	10	1,375	5,356	3,352	1,196

※ 1人で複数年度分を滞納している場合は、発生年度の最も古いものを基準として区分したため、上記の発生年度別内訳とは一致しない。

○表5 平成22年度末滞納者の滞納理由別内訳 (単位：人、件、千円)

区 分	納付意識・ 責任感希薄	低 所 得 経 営 不 振	自 己 破 産 倒 産	死 亡 ・ 清 算 所 在 不 明	不 明	未 調 査
滞 納 者 数	7	11	-	-	11	1
滞 納 件 数	84	211	-	-	289	1
収入未済額	2,531	4,129	-	-	4,619	10

※ 区分のうち「不明」とは、滞納者が所在不明ではないが連絡が取れないなどの理由によるものである。

## ア 債権の概要等

### (ア) 貸付金の概要について

介護福祉士等修学資金は、社会福祉士及び介護福祉士法の規定により文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設等に在学する者であって、将来道内において社会福祉士又は介護福祉士としてその業務に従事しようとするものに対し貸し付けるものである。

貸付額は、平成5年度から平成20年度までは月額3万6,000円以内で国費と道費が各2分の1であり、平成20年度の貸付枠は130名分(55,260,000円)であるのに対し、道内の養成施設等(介護福祉士24校、社会福祉士2校)の定員は4,982名で貸付枠を大幅に上回ることから、養成施設等からの推薦を受け定員等を勘案し貸付けを決定している。

貸付けを受けた借受者は、養成施設等を卒業後1年以内に介護等の業務に従事し、かつ、当該介護等の業務に従事した期間が、過疎地域において従事した場合等にあっては引き続き3年、その他の場合にあっては引き続き7年に達したときには、修学資金返還の免除者となるが、それまでの間は返還債務の免除については未確定の者であり、免除の要件を満たさなくなると返還義務者となる。平成5年度から20年度までの借受者は延べ1,375人であり、平成23年度末時点ではこのうち免除者が44%(602人)、返還義務者が30%(420人)であり、残り26%(353人)が未確定者となっている。最も古い未確定者は平成10年度の借受者3人であり、平成11年度は8人、平成12年度は9人となっており、その後も毎年度の借受者に未確定者が発生している。

介護福祉士等修学資金収入は、保健福祉部の福祉援護課が所管する債権で、平成5年度から20年度までの貸付け及びこの貸付けに伴い発生した債権の償還事務を同課で行っている。

なお、平成21年度以降は、社会福祉法人北海道社会福祉協議会が全額国費の貸付原資の交付を受けて月額5万円のほか入学準備金、就職準備金各20万円の貸付け及びこの貸付けに伴い発生した債権の償還事務を行っている。

### (イ) 収入未済額等について

介護福祉士等修学資金貸付金収入の平成23年度末の収入未済額は1,129万円となっており、そのうち過年度分が1,100万円と収入未済額の97%を占めている(表1)。

過去5年間の状況を見ると、平成18年度末から平成20年度末までは、前年度から繰り越されるものと当該年度に発生するものを合わせて、調定額は約2,700万円であり、収入未済率は約3割となっているが、平成21年度以降は福祉援護課で新規に貸し付けしていないことから、平成22年度末には調定額が減少し、調定額は1,820万円となっており、収入未済額は1,129万円、収入未済率は62%となっている(表2)。

## イ 監査結果及び改善意見

### (ア) 債権について

貸付金に係る事務は適切に行われているかなどについて監査を行った。

#### 《監査結果》

#### a 連帯保証人の保証能力が確認困難となっているもの

介護福祉士等修学資金の貸付けを受けようとする者は、連帯保証人2人を定める必要があるとされているが、連帯保証人は「独立の生計を営む成年者」であることとされているのみで、保証能力の要件が定められていないため、無職の者や高齢の者が連帯保証人となっているものなどがあった。

#### b 貸付金返還の免除要件の確認を行っていないもの

借受者は卒業後、従事期間が満了し修学資金等が全額免除されるまで毎年4月に介護等の業務従事報告書の提出が義務づけられているが、この未提出者に対する確認を行っていないものがあった。

#### 《改善意見》

a 連帯保証人に一定の保証能力の要件を定めるよう検討すること。

b 借受者に係る介護等の業務従事状況を確認すること。

### (イ) 徴収について

督促や催告等の徴収事務は適切に行われているかなどについて監査を行った。

#### 《監査結果》

#### a 催告を適切に行っていないものなど

督促状の指定期限の経過後も納付されない場合は、電話や文書、訪問等により催告を行うこととされているが、これを長期間行っていないものや年に一度程度しか行っていないものがあった。また、所在不明となったものについて、調査等を実施していないものがあった。

#### 《改善意見》

a 返還金の納付が滞っている債権について催告を適切に行うこと。

### (ウ) 徴収体制等について

徴収事務等に係る体制は整備されているかなどについて監査を行った。

#### 《監査結果》

#### a 滞納整理方針等を策定していないもの

個別の滞納状況の把握や滞納整理方針の策定など、収入未済額を解消するための取組がなされていなかった。

#### 《改善意見》

a 滞納整理方針の策定など収入未済の解消に向けた取組を行うこと。

### (エ) 平成18年度行政監査の是正措置について

平成18年度行政監査の改善意見に対する是正措置は適切に行われているかについて監査を行った結果、未だ措置が行われていない、又は、措置が不十分なものは認められなかった。

## (12) 道営住宅使用料等（道営住宅事業特別会計）

所 管 部	建設部	担 当 課	住宅課
関係法令等	公営住宅法 北海道営住宅条例 道営住宅家賃徴収事務取扱要領 北海道公営住宅駐車場使用料徴収事務取扱要領 道営住宅家賃滞納整理等事務処理要綱		
債権の性質	私法上の債権（民事執行手続により強制執行等を行うもの）		
債権の内容	<p>① 道営住宅使用料 道営住宅の入居可能日から入居者が明け渡した日までの間、入居者から家賃として徴収する債権である。</p> <p>② 道営住宅駐車場使用料 道営住宅駐車場の使用可能日から使用者が明け渡した日までの間、駐車場使用者から使用料として徴収する債権である。</p> <p>③ 道営住宅、駐車場の使用権原喪失等に伴う不法占有により発生する損害金 停止条件付き住宅明渡し請求で指定した期限までに明渡しをせず滞納家賃を完納しない者、裁判上の和解の条項を履行しない者、その他正当な権原なく道営住宅、駐車場を占有する者に対して、損害金として徴収する債権である。</p>		

※ 債権の性質については、私法上の債権、公法上の債権で見解が分かれているところであるが、所管部では私法上の債権として取り扱っていることから、私法上の債権として監査を実施した。

## ○表1 平成23年度 調定・収入の状況（見込額）

## ・道営住宅使用料 (単位：千円)

区 分	調 定 額	収 入 額	不納欠損額	収入未済額		収入未済率
現年度	4,905,344	4,829,067	0	3,660件	76,277	1.6%
過年度	591,332	77,508	39,196	20,489件	474,628	80.3%
計	5,496,676	4,906,575	39,196	24,149件	550,905	10.0%

※ 過年度分における調定額は、年度内に減額等を行ったため、平成22年度末収入未済額と一致しない。

## ・道営住宅駐車場使用料 (単位：千円)

区 分	調 定 額	収 入 額	不納欠損額	収入未済額		収入未済率
現年度	511,966	501,322	0	3,210件	10,644	2.1%
過年度	52,111	9,018	1,375	14,685件	41,718	80.1%
計	564,077	510,340	1,375	17,895件	52,362	9.3%

## ・道営住宅、駐車場の使用権原喪失等に伴う不法占有により発生する損害金 (単位：千円)

区 分	調 定 額	収 入 額	不納欠損額	収入未済額		収入未済率
現年度	16,215	73	0	536件	16,142	99.5%
過年度	108,413	1,867	39	915件	106,507	98.2%
計	124,628	1,940	39	1,451件	122,649	98.4%

○表2 収入未済額等の推移

## ・道営住宅使用料

(単位：千円)

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
調 定 額	5,759,943	5,875,107	5,917,678	5,801,524	5,714,316
収 入 額	5,017,372	5,124,970	5,190,887	5,113,817	5,066,501
不納欠損額	37,098	39,414	36,413	34,846	56,324
収入未済額	705,473	710,723	690,378	652,861	591,491
収入未済率	12.2%	12.1%	11.7%	11.3%	10.4%

## ・道営住宅駐車場使用料

(単位：千円)

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
調 定 額	501,020	517,582	557,185	570,410	570,436
収 入 額	464,289	474,547	510,778	519,582	516,471
不納欠損額	1,455	1,140	741	815	1,854
収入未済額	35,276	41,895	45,666	50,013	52,111
収入未済率	7.0%	8.1%	8.2%	8.8%	9.1%

## ・道営住宅、駐車場の使用権原喪失等に伴う不法占有により発生する損害金

(単位：千円)

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
調 定 額	30,877	47,123	69,988	81,537	110,239
収 入 額	701	845	1,322	2,036	1,190
不納欠損額	1,624	0	0	0	636
収入未済額	28,552	46,278	68,666	79,501	108,413
収入未済率	92.5%	98.2%	98.1%	97.5%	98.3%

## ア 債権の概要等

## (ア) 道営住宅使用料等の概要について

## a 道営住宅使用料

道営住宅の入居可能日から入居者が明け渡した日までの間、入居者から家賃として徴収する債権である。

道営住宅はもともと収入が低く住宅の確保に困窮している人たちのために設けられたものであり、入居条件には所得制限が設定されている。道営住宅使用料（以下本項において「住宅使用料」という。）の金額は、入居者の所得収入と家族構成等の階層により決定している。入居後は、毎年度、入居者から提出された収入申告書の収入の額等により翌年度の住宅使用料の金額が決定される。

## b 道営住宅駐車場使用料

道営住宅駐車場の使用可能日から使用者が明け渡した日までの間、駐車場使用者から使用料として徴収する債権である。

道営住宅駐車場使用料（以下本項において「駐車場使用料」という。）の金額は、近隣同種の駐車場の使用料以下の規則で定められた金額により住宅使用料と同時期に決定している。駐車場使用料の徴収事務は住宅使用料と一括して行っている。

c 道営住宅、駐車場の使用権原喪失等に伴う不法占有により発生する損害金

停止条件付き住宅明渡し請求（以下本項において「明渡し請求」という。）で指定した期限までに明渡しをせず滞納家賃を完納しない者、裁判上の和解の条項を履行しない者、その他正当な権原なく道営住宅、駐車場を占有する者に対して、損害金として徴収する債権である。

道営住宅、駐車場の使用権原喪失等に伴う不法占有により発生する損害金（以下本項において「損害金」という。）は、住宅使用料及び駐車場使用料の滞納者等への明渡し請求後の不法占有により生じた債権がほとんどであり、住宅使用料及び駐車場使用料との滞納整理事務と合わせて、損害金としての滞納整理事務を進めているが、収入があった場合には、先に発生した住宅使用料及び駐車場使用料の未収金から充当していくことになるため、損害金の収入未済額が解消するに至らない状況になっている。

なお、住宅使用料、駐車場使用料及び損害金は、建設部住宅局住宅課において所管する債権で、道営住宅の入居等に係る事務及び徴収に係る事務については、振興局等又は指定管理者が行っている。

(イ) 収入未済額等について

a 道営住宅使用料

住宅使用料の平成23年度末の状況を見ると、収入未済額 5 億5,091万円のうち、過年度分が 4 億7,463万円と、収入未済額の約 9 割弱を過年度分が占めている（表 1）。

過去 5 年間の状況を見ると、調定額は、前年度から繰り越されるものと当該年度に発生するものを合わせて、毎年度60億円弱となっているが、収入未済額は年々減少傾向にある（表 2）。

b 道営住宅駐車場使用料

駐車場使用料の平成23年度末の状況を見ると、収入未済額5,236万円のうち、過年度分が4,172万円と、収入未済額の約 8 割を過年度分が占めている（表 1）。

過去 5 年間の状況を見ると、調定額は、前年度から繰り越されるものと当該年度に発生するものを合わせて、毎年度 6 億円弱となっていて、毎年度増加傾向にあり、収入未済についても毎年度増加傾向にある（表 2）。

c 道営住宅、駐車場の使用権原喪失等に伴う不法占有により発生する損害金

損害金の平成23年度末の状況を見ると、収入未済額 1 億2,265万円のうち、過年度分が 1 億651万円と、収入未済額の約 9 割弱を過年度分が占めている（表 1）。

過去 5 年間の状況を見ると、調定額は、前年度から繰り越されるものと当該年度に発生するものを合わせて、平成18年度で3,000万円強であったものが、平成22年度は 1 億円強となっていて、毎年度増加傾向にあり、収入未済額についても毎年度増加傾向にある（表 2）。

(ウ) 収納業務の民間委託等について

住宅使用料及び駐車場使用料（以下本項において「住宅使用料等」という。）については、平成22年9月から収入未済金に係る収納業務を債権回収会社に委託している。

対象債権は、道営住宅を退去し所在が不明等の理由により収納が困難な退去者などに係る収入未済金であり、平成23年度において債権回収会社に委託した収入未済額は、平成22年度末収入未済額6億4,360万円のうち、2億8,696万円である。

また、平成18年度から入居者の公募や住宅使用料等の収納に関する業務などについて、指定管理者制度を導入しており、平成21年度において公募（指定期間：平成22年度から平成25年度）により指定管理者となった団体は、財団法人が4件、株式会社は5件、コンソーシアムが4件の合計13件である。

イ 監査結果及び改善意見

(ア) 債権について

住宅使用料、駐車場使用料及び損害金に係る事務は適切に行われているかなどについて監査を行った。

《監査結果》

a 収入申告書の回収が十分でないもの

北海道営住宅条例及び同条例施行規則により、入居者（毎年度10月1日現在で入居する者）に対して、振興局長等の定める期限までに振興局等又は指定管理者への収入申告書の提出を義務付けており、未提出者に対しては、道営住宅入居者の収入申告に関する事務取扱要領により、文書又は電話等により催告することになっているが、最終催告書の提出期限である10月末日までに収入申告書を回収していないものがあつた。

b 連帯保証人の所得を証明する書面が添付されていないもの

北海道営住宅条例及び同条例施行規則により、北海道営住宅入居請書に連署する連帯保証人の所得を証明する書面を添付する必要があるが、添付されていないものがあつた。

《改善意見》

a 入居者に提出を義務付けている収入申告書の未回収の解消に努めること。

b 北海道営住宅入居請書に連署する連帯保証人の所得を証明する書面を添付させること。

(イ) 徴収について

督促や催告等の滞納整理事務は適切に行われているかなどについて監査を行った。

《監査結果》

a 遅延利息の徴収を行っていないもの

遅延利息の徴収については、徴収根拠となる規定を定めていないため、これを徴収していなかった。



- b 民生部局に対し代理納付制度等の要請を行っていないもの  
滞納者に住宅扶助料を受給している生活保護世帯がある場合に、民生部局に対して代理納付制度の活用や納付指導の協力を要請していないものがあつた。

なお、代理納付制度とは、生活保護法第37条の2に規定する保護の特例（住宅扶助の代理納付）により、住宅扶助費について、被保護者に代わり保護の実施機関が住宅使用料を納付することを可能とする制度であり、同法改正後の平成18年4月1日から被保護者の同意及び委任状等は要しない。

《改善意見》

- a 遅延利息の徴収について、検討すること。  
b 滞納者に住宅扶助料を受給している生活保護世帯がある場合には、民生部局に対して納付指導の協力を要請するとともに、代理納付制度の活用について検討すること。

(ウ) 徴収体制等について

徴収事務等に係る体制は整備されているかなどについて監査を行った。

《監査結果》

- a 財務会計トータルシステムと道営住宅管理システムの収入未済額に不符合が生じているもの  
住宅使用料及び駐車場使用料の財務会計トータルシステムと道営住宅管理システムについて、収入未済額の全道計を比べると、現年度分及び過年度分で不符合が生じていた。  
b 道営住宅管理システムを活用していないもの  
住宅使用料及び駐車場使用料について、道営住宅管理システムに督励等の処理経過を入力することにより、振興局等と指定管理者の間に迅速な情報の共有を図ることができ、さらに滞納整理票として出力できるようになるが、操作方法の理解が不足しているなどのため、これらの機能を利用できず、道営住宅管理システムを活用していないものがあつた。

《改善意見》

- a 住宅使用料及び駐車場使用料について財務会計トータルシステムと道営住宅管理システムの収入未済額等の不符合の解消に努めること。  
b 道営住宅管理システムについて、振興局等の担当者や指定管理者に対し、研修などにより操作方法を周知するとともに、督励等の処理経過の入力を指導することにより、迅速な情報の共有や滞納整理票の出力などに活用できるようにすること。

(エ) 平成18年度行政監査の是正措置について

平成18年度行政監査の改善意見に対する是正措置は適切に行われているかについて監査を行った結果、いまだ措置が行われていない、又は、措置が不十分と認められる事項はなかった。

## (13) 道路占用料等

所 管 部	建設部	担 当 課	①道路課 ②河川課 ③砂防災害課
関係法令等	① 道路占用料 道路法 北海道道路管理規則 北海道道路占用料徴収条例 ② 堤塘使用料 河川法 河川法施行条例 河川法施行細則 ③ 海岸占用料 海岸法 海岸法施行細則 北海道海岸占用料等徴収条例		
債権の性質	公法上の債権（税の例による滞納処分ができるもの）		
債権の内容	① 道路占用料 道路法の規定により、道路管理者が道路区域内において、工作物等の占用を許可した者から、占用料として徴収する債権である。 ② 堤塘使用料 河川法の規定により、河川管理者が河川区域内（国管理区間を除く）において、土地の占用を許可した者から、土地占用料として徴収する債権である。 ③ 海岸占用料 海岸法の規定により、海岸管理者が海岸保全区域内において、海岸保全施設以外の施設又は工作物の設置を許可した者から、占用料として徴収する債権である。		

○表 1 平成23年度 調定・収入の状況（見込額）

## ・道路占用料

(単位：千円)

区 分	調 定 額	収 入 額	不納欠損額	収入未済額		収入未済率
現年度	393,767	393,188	0	56件	579	0.1%
過年度	3,210	147	498	185件	2,565	79.9%
計	396,977	393,335	498	241件	3,144	0.8%

※ 過年度分における調定額は、年度内に減額等を行ったため、平成22年度末収入未済額と一致しない。

## ・堤塘使用料

(単位：千円)

区 分	調 定 額	収 入 額	不納欠損額	収入未済額		収入未済率
現年度	460,750	445,778	805	236件	14,167	3.1%
過年度	75,592	5,506	5,773	546件	64,313	85.1%
計	536,342	451,284	6,578	782件	78,480	14.6%

※ 過年度分における調定額は、年度内に減額等を行ったため、平成22年度末収入未済額と一致しない。

## ・海岸占用料

(単位：千円)

区 分	調 定 額	収 入 額	不納欠損額	収入未済額		収入未済率
現年度	53,092	50,961	0	55件	2,131	4.0%
過年度	7,775	921	307	159件	6,547	84.2%
計	60,867	51,882	307	214件	8,678	14.3%

※ 過年度分における調定額は、年度内に減額等を行ったため、平成22年度末収入未済額と一致しない。

○表2 収入未済額等の推移

・道路占用料 (単位：千円)

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
調 定 額	676,227	677,572	465,512	467,437	464,792
収 入 額	667,577	671,308	458,751	463,167	460,713
不納欠損額	2,146	1,332	2,905	853	853
収入未済額	6,504	4,932	3,856	3,417	3,226
収入未済率	1.0%	0.7%	0.8%	0.7%	0.7%

・堤塘使用料 (単位：千円)

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
調 定 額	502,461	511,137	526,115	533,317	532,988
収 入 額	422,522	446,439	460,376	460,211	455,990
不納欠損額	15,811	4,954	2,087	6,174	1,330
収入未済額	64,128	59,744	63,652	66,932	75,668
収入未済率	12.8%	11.7%	12.1%	12.6%	14.2%

・海岸占用料 (単位：千円)

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
調 定 額	64,135	62,709	60,380	61,117	62,118
収 入 額	54,020	55,438	52,960	52,893	53,999
不納欠損額	1,745	1,827	277	261	322
収入未済額	8,370	5,444	7,143	7,963	7,797
収入未済率	13.1%	8.7%	11.8%	13.0%	12.6%

○表3 平成22年度末収入未済額の発生年度別内訳

・道路占用料 (単位：千円)

発 生 (元調定) 年 度 別 内 訳					
平成17年度以前	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
36	544	602	528	632	884

・堤塘使用料 (単位：千円)

発 生 (元調定) 年 度 別 内 訳					
平成17年度以前	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
12,487	11,684	13,594	9,668	12,529	15,706

・海岸占用料 (単位：千円)

発 生 (元調定) 年 度 別 内 訳					
平成17年度以前	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
1,117	1,007	805	1,359	1,305	2,204

○表4 平成22年度末滞納者の滞納期間別内訳

・道路占用料

(単位：人、件、千円)

区 分	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上
滞納者数	35	36	30	5	-
滞納件数	43	76	98	19	-
収入未済額	417	647	1,828	334	-

※ 1人で複数年度分を滞納している場合は、発生年度の最も古いものを基準として区分したため、上記の発生年度別内訳とは一致しない。

・堤塘使用料

(単位：人、件、千円)

区 分	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上
滞納者数	89	84	54	25	1
滞納件数	136	220	200	97	9
収入未済額	6,747	16,383	28,002	24,275	261

※ 1人で複数年度分を滞納している場合は、発生年度の最も古いものを基準として区分したため、上記の発生年度別内訳とは一致しない。

・海岸使用料

(単位：人、件、千円)

区 分	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上
滞納者数	30	50	25	4	-
滞納件数	30	72	68	18	-
収入未済額	268	1,898	3,733	1,898	-

※ 1人で複数年度分を滞納している場合は、発生年度の最も古いものを基準として区分したため、上記の発生年度別内訳とは一致しない。

○表5 平成22年度末滞納者の滞納理由別内訳

・道路占用料

(単位：人、件、千円)

区 分	納付意識・ 責任感希薄	低所得 経営不振	自己破産 倒産	死亡・清算 所在不明	不明・ 未調査	その他
滞納者数	58	16	5	20	7	-
滞納件数	116	48	7	45	20	-
収入未済額	1,311	755	78	704	378	-

※ 区分のうち「不明」とは、滞納者が所在不明ではないが連絡が取れないなどの理由によるものである。

・堤塘使用料

(単位：人、件、千円)

区 分	納付意識・ 責任感希薄	低所得 経営不振	自己破産 倒産	死亡・清算 所在不明	不明・ 未調査	その他
滞納者数	36	101	8	30	59	19
滞納件数	88	332	34	95	72	41
収入未済額	2,513	41,535	6,368	21,863	1,718	1,671

※ 区分のうち「不明」とは、滞納者が所在不明ではないが連絡が取れないなどの理由によるものである。

・ 海岸占用料

(単位：人、件、千円)

区 分	納付意識・ 責任感希薄	低 所 得 経 営 不 振	自 己 破 産 倒 産	死 亡 ・ 清 算 所 在 不 明	不 明 ・ 未 調 査	そ の 他
滞 納 者 数	63	29	2	2	9	4
滞 納 件 数	68	93	3	6	11	7
収入未済額	713	6,508	137	7	119	313

※ 区分のうち「不明」とは、滞納者が所在不明ではないが連絡が取れないなどの理由によるものである。

ア 債権の概要等

(ア) 使用料等の概要について

a 道路占用料

道路占用料は、道路法の規定により道路管理者が道路に工作物や物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする者に道路占用の許可を与えたときに、占用料として徴収する債権であり、電柱、電線、上下水道管、ガス管の設置のために占用を許可しているものが多い状況となっている。

b 堤塘使用料

堤塘使用料は、河川法の規定により、河川管理者が河川区域内（国管理区間を除く）において、土地の占用を許可した者から、土地占用料として徴収する債権であり、田、畑などの農地や、採草地、放牧地などの用に供するもののほか、電柱設置のために占用を許可しているものが多い状況となっている。

また、堤塘使用料については、河川法上、河川管理者は河川敷地における占用許可を行う条件として、堤塘使用料の納付義務を課することはできないとされている。したがって、許可期間中、倒産や所在不明など滞納となっている使用者がいたとしても、河川管理者は許可を取り消すことができず、結果として、使用者から占用の廃止届けが提出されない限り、毎年堤塘使用料が発生することとなり、滞納額が累積することとなる。

さらに、特別な理由がなく堤塘使用料を滞納したり、あるいは、滞納している使用者が占用許可の更新を申請する場合でも、河川管理者は、滞納を理由として許可の取り消しや更新を拒むことができず、このような制度的な問題が、収入未済が増加する大きな要因となっている。

c 海岸占用料

海岸法の規定により、海岸管理者が海岸保全区域内において、土地の占有として許可した者から土地占有料として徴収する債権であり、船揚場、漁獲物の干場、海産物等を洗浄するための取水施設の設置などのために許可しているものが多い状況となっている。したがって、海岸占用料の納付義務者は、個人及び法人の漁業事業者が多く、経営においては、その年々の漁獲量等に影響されるという問題があり、不漁等により事業の低迷が続く場合、収入未済額が増加する要因となっている。

なお、道路占用料は建設部の道路課、堤塘使用料は河川課、海岸占用料は砂防災課において所管する債権であり、占用許可及び徴収に係る事務については各総合振興局及び振興局の建設管理部で行っている。

(イ) 収入未済額等について

a 道路占用料

平成23年度末の状況を見ると、道路占用料に係る現年度分については、収入未済率0.1%（収入未済額58万円）とほぼ収納されている。

また、過年度分の収入未済額は、257万円となっており、収入未済率は79.9%と収納は進んでいない（表1）。

過去5年間の状況を見ると、調定額は、前年度から繰り越されるものと当該年度に発生するものを合わせて、4億6,479万円から6億7,757万円となっているが、収入未済額は、平成22年度末で323万円となっており、収入未済率は下降傾向であるとともに、1.0%から0.7%といずれも低率となっている（表2）。

平成22年度末に収入未済となっているものを発生年度別に見ると、発生してから5年以上経過したこととなる平成17年度以前に発生したものが4万円、平成18年度から平成21年度までに発生したものについては、平成21年度が63万円と最も多く、平成22年度に新たに発生したものは88万円となっている（表3）。

また、平成22年度末の収入未済に係る滞納者の数は106人であり、これを滞納期間別に見ると、1年以上3年未満の間滞納している者が36人と最も多くなっているほか、5年以上滞納している者もいる状況となっている（表4）。

これら滞納者の滞納理由について、所管部では、納付意識・責任感の希薄によるものが58人、131万円、死亡・清算・所在不明によるものが20人、70万円と把握している。

また、不明であるため滞納理由を把握していないものは、7人、38万円となっている（表5）。

b 堤塘使用料

平成23年度末の状況を見ると、現年度分については、収入未済率は3.1%（収入未済額1,417万円）となっており、平成22年度（収入未済率3.4%）よりも改善している状況にある。

また、過年度分の収入未済額は、6,431万円で、収入未済率は85.1%と高い状況にある（表1）。

平成23年度末現在において、建設管理部を有する全振興局等で収入未済額を有しているが、特に4建設管理部（札幌、函館、室蘭、釧路）は、収入未済額が1,000万円を超え、高額滞納が問題となっている。

過去5年間の状況を見ると、調定額は、前年度から繰り越されるものと当該年度に発生するものを合わせて5億246万円から5億3,332万円となっており、平成22年度末には収入未済額が7,567万円となっている（表2）。

平成22年度末に収入未済となっているものを発生年度別に見ると、発生してから5年以上経過したこととなる平成17年度以前に発生したものが1,249万円、平成18年度から平成21年度までに発生したものについては、平成19年度が1,359万円と最も多く、平成22年度に新たに発生したものは1,571万円となっている（表3）。

また、平成22年度末の収入未済に係る滞納者の数は253人であり、これを滞納期間別に見ると、1年未満の間滞納している者が89人と最も多くなっているほか、10

年以上の長期間にわたって滞納している者もいる状況となっている（表4）。

これら滞納者の滞納理由について、所管部では、低所得・経営不振によるものが101人、4,154万円、納付意識・責任感の希薄によるものが36人、251万円と把握している。

また、振興局等の滞納状況を毎月建設部土木局河川課に報告させ確認することとしたことなどから、不明や未調査であるため滞納理由を把握していないものは、平成18年度行政監査時よりも減少したが、59人、172万円となっている（表5）。

#### c 海岸占用料

平成23年度末の状況を見ると、現年度分については、収入未済率は4.0%（収入未済額213万円）となっており、平成22年度（収入未済率4.0%）と横ばいの状況にある。

また、過年度分の収入未済額は、655万円で、収入未済率は84.2%と高い状況にある（表1）。

平成23年度末現在において、占有料の許可対象である5建設管理部を有する振興局等で収入未済額を有しているが、ここ数年の漁業不振や景気の低迷等が、収入未済率が減少できない大きな要因となっているほか、一法人で収入未済が100万円を超える高額滞納者が過年度未収金の未収率を引き上げる要因となっている。

過去5年間の状況を見ると、調定額は、前年度から繰り越されるものと当該年度に発生するものを合わせて、6,038万円から6,414万円となっており、収入未済額は、平成22年度末では780万円となっている（表2）。

平成22年度末に収入未済となっているものを発生年度別に見ると、発生してから5年以上経過したこととなる平成17年度以前に発生したものが112万円、平成18年度から平成21年度までに発生したものについては、平成20年度が136万円と最も多く、平成22年度に新たに発生したものは220万円となっている（表3）。

また、平成22年度末の収入未済に係る滞納者の数は109人であり、これを滞納期間別に見ると、1年以上3年未満の間滞納している者が50人と最も多くなっているほか、5年以上滞納している者もいる状況となっている（表4）。

これら滞納者の滞納理由について、所管部では、納付意識・責任感の希薄によるものが63人、71万円、低所得・経営不振によるものが29人、651万円と把握しているが、不明や未調査であるため滞納理由を把握していないものが9人、12万円となっている（表5）。

### イ 監査結果及び改善意見

#### (ア) 債権について

占用料等に係る事務は適切に行われているかなどについて監査を行った結果、改善を求める事項は認められなかった。

#### (イ) 徴収について

督促や催告等の徴収事務は適切に行われているかなどについて監査を行った。

## 《監査結果》

### a 督促を適切に行っていないもの

督促については、時効中断の効力を有するほか、滞納処分的前提要件とされているものであり、また、延滞金の発生要件でもあることから、堤塘使用料を納期限までに完納しない場合は、徴収条例の規定に基づき納期限後30日以内に督促を行わなければならないこととされているが、30日を超えて督促しているものがあった。

### b 催告を適切に行っていないもの

催告については、文書、電話、訪問等を繰り返すことにより、滞納者の直近の状況把握や実効性の高い取組の実施につながり、結果として、滞納整理の促進となるほか滞納処分的前提要件となるが、1年間に1度しか催告を行っていないものがあった。

### c 必要な納付計画書の徴取を行っていないもの

滞納者から分割納付の申し出があり、これを認める場合は納付計画書を徴取することとなっているが、徴取していないものがあるため、申し出のとおり分割納付を履行しない者に対して、納付計画書を示すなどによる催告が行えない状態となっているものがあった。

### d 十分な滞納処分の検討を行っていないもの

平成19年7月策定の滞納整理強化推進3箇年計画で示した滞納処分の基準では、高額（10万円以上）・長期間（3年以上）の案件を優先して滞納処分を行うとされているが、少額な滞納案件については、滞納処分に係る十分な検討を行っていないものがあった。

### e 十分な財産調査等を行っていないものなど

平成19年7月策定の滞納整理強化推進3箇年計画で示した財産調査の基準では、1万円以上の滞納者の財産調査を実施することとされており、滞納整理を促進するとともに、不納欠損の整理や滞納処分的前提要件でもあるが、財産調査を行っていないものや所在不明者の調査を行っていないものがあった。

### f 不納欠損を適切に行っていないもの

時効により不納欠損としないために、催告や納付誓約書の徴取など、時効を中断させるための取組を特に行っていないものがあった。

また、道路占用料の不納欠損の整理について、時効完成前に不納欠損の決定を行っているものがあった。

## 《改善意見》

a 督促については、適切な事務処理を行うこと。

b 催告については、適切な事務処理を行うこと。

c 納付計画書については、必要性を十分に検討の上、徴取に努めること。

d 少額滞納案件の滞納処分の実施について、必要性を十分に検討すること。

e 財産調査や所在不明者の調査等を速やかに実施し、適切な事務処理を行うこと。

f 時効の完成による不納欠損の整理前に、時効を中断させる取組を実施するよう努めること。



(ウ) 徴収体制等について

徴収事務等に係る体制は整備されているかなどについて監査を行った。

《監査結果》

a 滞納整理取組結果を継承していないもの

平成19年7月に滞納整理強化推進3箇年計画を策定し、計画に基づいた取組を平成21年度まで行い、計画期間終了後に計画の達成状況等の取りまとめやその後の取組の必要性などを検討することとしていたが、これを行っていなかったため、計画終了後は部局等の徴収対策に差が生じていた。

b 徴収等担当職員ノウハウ向上のための組織としての取組が不足しているもの

人事異動があった場合は、担当者間の個人的な引継ぎのみが主に行われており、職場研修や課内検討会等の組織としての継承、実務的なノウハウ習得への取組が行われていない部局等があった。

《改善意見》

a 徴収技術の向上やノウハウの継承等のため、滞納整理強化の取組等の結果について、成果、達成状況などを取りまとめるなど、今後の取組に活用すること。

b 平成19年7月に策定された「占用料等滞納整理事務の手引き」を活用した職場研修や本庁主催の研修等の実施により、担当職員の滞納整理に関する法的知識や技術の向上を図ること。

(エ) 平成18年度行政監査の是正措置について

平成18年度行政監査の改善意見に対する是正措置は適切に行われているかについて監査を行った。

《未措置等の状況》

a 催告を適切に行っていないもの

催告等については文書や電話などにより適期に効果的な方法で行うよう、改善意見を付したが、1年間に1度しか催告を行っていないものがあった。

## (14) 高等学校授業料

所 管 部	教育庁	担 当 課	高校教育課
関係法令等	北海道立学校条例		
債権の性質	公法上の債権（民事執行手続により強制執行等を行うもの）		
債権の内容	道立の高等学校は自治法第244条に規定する「公の施設」であり、道立高等学校の設置主体である道は、同法第225条に基づき、授業料を高等学校という「公の施設」の使用料として徴収する債権である。		

○表 1 平成23年度 調定・収入の状況（見込額）（単位：千円）

区 分	調 定 額	収 入 額	不納欠損額	収入未済額		収入未済率
現年度	30,419	30,419	0	0	0	-
過年度	46,316	6,369	56	4,287件	39,891	86.1%
計	76,735	36,788	56	4,287件	39,891	52.0%

※ 過年度における調定額は、年度内に減額等を行ったため、平成22年度末収入未済額と一致しない。

○表 2 収入未済額等の推移（単位：千円）

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
調 定 額	10,223,048	10,086,097	10,016,418	9,840,585	95,407
収 入 額	10,125,763	9,966,591	9,924,173	9,771,273	47,432
不納欠損額	2,040	8,422	6,733	1,944	1,180
収入未済額	95,245	111,084	85,512	67,368	46,795
収入未済率	0.9%	1.1%	0.9%	0.7%	49.0%

○表 3 平成22年度末収入未済額の発生年度別内訳（単位：千円）

発 生（元調定）年 度 別 内 訳					
平成17年度以前	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
9,487	10,166	14,020	5,504	7,618	0

○表 4 平成22年度末滞納者の滞納期間別内訳（単位：人、件、千円）

区 分	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上
滞 納 者 数	192	263	165	89	1
滞 納 件 数	870	1,741	1,570	870	8
収入未済額	8,100	16,300	14,395	7,931	69

※ 1人で複数年度分を滞納している場合は、発生年度の最も古いものを基準として区分したため、上記の発生年度別内訳とは一致しない。

○表 5 平成22年度末滞納者の滞納理由別内訳（単位：人、件、千円）

区 分	納付意識・ 責任感希薄	低 所 得 経 営 不 振	自 己 破 産 倒 産	死 亡・清算 所 在 不 明	不 明	未 調 査 等
滞 納 者 数	253	205	8	3	50	191
滞 納 件 数	1,785	1,230	73	61	333	1,577
収入未済額	16,703	11,191	588	535	3,026	14,752

※ 区分のうち「不明」とは、滞納者が所在不明ではないが連絡が取れないなどの理由によるものである。また、「未調査等」は退学者で未納となったものなどである。

## ア 債権の概要等

### (ア) 高等学校授業料の概要について

道立の高等学校は、自治法第244条に規定する「公の施設」であり、道立高等学校の設置主体である道は、同法第225条に基づき、授業料を高等学校という「公の施設」の使用料として徴収する債権である。

高等学校授業料（以下本項において「授業料」という。）は、教育庁の高校教育課において所管する債権で、徴収に係る事務については、各教育局及び高等学校で行っている。

授業料の調定は、各教育局長が、学校別に年度間分を取りまとめて行っており、収納、督促及び催告に係る事務については、各高等学校が行っている。

平成20年度から教育局において学校長の依頼を受け、簡易裁判所への支払督促申立て及び、仮執行宣言申立てを行うことにより、未収金を解消する措置が取られている。

### (イ) 収入未済額等について

高等学校授業料については、平成22年度以降、専攻科を除き無償化されており、専攻科の授業料は完納されているため、平成23年度においては、新たな未収金は発生していない（表1）。

そのため、現在の滞納者は退学者及び卒業生のみとなったため、在校生の未納者はいない状況にある。

過去5年間の状況を見ると、調定額は、年々減少傾向であったが、授業料が無償化されたことに伴い、平成22年度末は9,541万円と激減している。収入未済額も年々減少し平成22年度末では4,680万円となっている（表2）。

平成22年度末に収入未済となっているものを発生年度別にみると、発生してから5年以上経過したこととなる平成17年度以前に発生したものが949万円、平成18年度から平成22年度までに発生したものについては、平成19年度が1,402万円と最も多くなっている（表3）。

これら滞納者の滞納理由について、所管部では、納付意識・責任感の希薄によるものが最も多く253人、1,670万円であると把握しているが、不明や未調査等であるため滞納理由を把握していないものが241人、1,778万円となっている（表5）。

## イ 監査結果及び改善意見

### (ア) 債権について

授業料に係る事務は適切に行われているかなどについて監査を行った結果、改善を求める事項は認められなかった。

### (イ) 徴収について

督促や催告等の徴収事務は適切に行われているかなどについて監査を行った。

#### 《監査結果》

- a 未納者整理表による未納状況の管理等を適切に行っていないもの  
授業料の未納がある場合にあっては、「道立高等学校授業料の未納対策について」

に基づき授業料未納者整理表を作成し、未納状況や督促・催告の経過を整理することとしているが、文書や電話による催告の実施状況や折衝状況などの処理経過の記録を行っていないもの、保証人の連絡先や家庭状況などの記載がないものなど適切な整理を行っていないものがあった。

また、学校から教育局へ支払督促申立て依頼後、教育局が催告等を行っているが、教育局における催告の状況等が記録されていないものがあった。

b 滞納者の納付意識や資力等を把握していないもの

滞納理由が未調査や不明となっているものがあるなど、滞納者の納付意識や資力等を把握していないものがあった。

c 催告を適切に行っていないもの

教育局において学校から簡易裁判所への支払督促の依頼を受け、手続を行った後は債権管理を行っているが、学校では教育局へ支払督促申立てを依頼した後、現地調査を行い卒業生の居住地の確認をするなど、債権管理を行う教育局と未収となった生徒の在学した学校が連携した未納対策が行われていないものがあった。

d 仮執行宣言付支払督促確定後の事務処理が明確となっていないもの

教育局において仮執行宣言申立てを行った未納者の仮執行宣言付支払督促確定以降に係る事務処理について、具体的な事務処理方法が明確となっていなかった。

《改善意見》

a 授業料未納者整理表に、納付状況や折衝内容を正確に記載するなど、収納管理等を適切に行うこと。

b 漫然と消滅時効を完成させることのないよう、未納者の納付意識や資力等の調査を適切に行い、収入の確保に努めること。

c 学校においても、現地調査による滞納者の居住地の確認など、債権管理を行う教育局と連携した未収金解消に向けた取組みを適切に行うこと。

d 仮執行宣言付支払督促後の取扱いについて、明確にするよう検討すること。

(ウ) 徴収体制等について

徴収事務等に係る体制は整備されているかなどについて監査を行った。

《監査結果》

a 滞納整理に関するノウハウ向上のための取組が不足しているもの

事務長会議や校長会議において、未納対策について説明しているが、担当者の研修会は行われていない。

《改善意見》

a 滞納整理に関する説明会や研修を実施するなど、担当職員の法的知識や技術の向上を図るよう努めること。

(エ) 平成18年度行政監査の是正措置について

平成18年度行政監査の改善意見に対する是正措置は適切に行われているかについて監査を行った結果、いまだ措置が行われていない、又は、措置が不十分と認められる事項は次のとおりである。

《未措置等の状況》

a 未納者整理表による未納状況の管理等を適切に行っていないもの

授業料未納者整理票を作成するとともに、納付状況や折衝内容を正確に記載するなど、収納管理等を適切に行うよう改善意見を付したが、文書や電話による催告の実施状況や折衝状況などの処理経過の記録を行っていないもの、保証人の連絡先や家庭状況の記載がないものなど適切な整理を行っていないものがあった。

また、学校から教育局へ支払督促申立て依頼後、教育局が催告等を行っているが、教育局における催告の状況等が記録されていないものがあった。

b 催告を適切に行っていないもの

督促により指定した期限を経過しても納付がされない者に対しては、その後の滞納整理事務を適切に行い、収入の確保に努めるよう改善意見を付したが、債権管理を行う教育局と未収となった生徒の在学した学校が連携した未納対策が行われていないものがあった。

c 滞納者の納付意識や資力等を把握していないもの

安易に消滅時効を完成させることのないよう十分な資力の調査や必要な措置を講ずるなど収入の確保に努めるよう改善意見を付したが、滞納理由が未調査や不明となっているものがあり、滞納者の納付意識や資力等を把握していないものがあった。

d 滞納整理に関するノウハウが不足しているもの

マニュアルに関する説明会や滞納整理に関する研修を実施するなど、担当職員の法的知識や技術の向上を図るよう改善意見を付したが、事務長会議や校長会議において、未納対策について説明しているが、担当者の研修会は行われていなかった。

## (15) 生活保護費返還金収入等

所 管 部	保健福祉部	担 当 課	福祉援護課
関係法令等	生活保護法 生活保護法施行細則 医療扶助運営要領 生活保護債権管理マニュアル		
債権の性質	公法上の債権（民事執行手続により強制執行等を行うもの）		
債権の内容	<p>① 生活保護費返還金収入 被保護者が急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けたときに、保護の実施機関の定める額を返還させる債権及び不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者があるときに、その費用の全部又は一部をその者から徴収する債権である。 また、被保護者に対する医療扶助において、指定医療機関が不正又は不当な診療報酬の請求を行ったことから過誤払いが認められた場合で、当該医療機関に翌月以降において控除すべき診療報酬がないときに、これを返還させる債権である。</p> <p>② 生活保護費戻入（雑入） 保護の変更・停止・廃止の決定に伴う過払い保護費の処理として、歳出に戻入する手続をとることがあり、これが当該年度の出納閉鎖日においても未納の場合は、現年度の歳入に組入れなければならないこととなっており、道においては、歳入科目の雑入（節）に組入れの調定を行っている債権である。</p>		

○表 1 平成23年度 調定・収入の状況（見込額）

・生活保護費返還金収入 (単位：千円)

区 分	調 定 額	収 入 額	不納欠損額	収入未済額		収入未済率
現年度	213,877	138,763	0	4,970件	75,114	35.1%
過年度	348,842	1,559	43,970	17,983件	303,313	86.9%
計	562,719	140,322	43,970	22,953件	378,427	67.2%

※ 過年度における調定額は、年度内に減額等を行ったため、平成22年度末収入未済額と一致しない。

・生活保護費戻入（雑入） (単位：千円)

区 分	調 定 額	収 入 額	不納欠損額	収入未済額		収入未済率
現年度	7,916	6,687	0	32件	1,229	15.5%
過年度	5,543	0	976	116件	4,567	82.4%
計	13,459	6,687	976	148件	5,796	43.1%

※ 過年度における調定額は、年度内に減額等を行ったため、平成22年度末収入未済額と一致しない。

○表 2 収入未済額等の推移

・生活保護費返還金収入 (単位：千円)

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
調 定 額	471,521	569,164	531,050	542,215	568,141
収 入 額	153,085	208,331	146,919	157,522	166,218
不納欠損額	13,921	32,978	38,036	51,100	34,708
収入未済額	304,515	327,855	346,095	333,593	367,215
収入未済率	64.6%	57.6%	65.2%	61.5%	64.6%

・生活保護費戻入（雑入）

（単位：千円）

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
調 定 額	11,161	11,097	9,573	10,097	6,809
収 入 額	94	133	48	209	336
不納欠損額	807	2,568	548	4,499	806
収入未済額	10,260	8,396	8,977	5,389	5,667
収入未済率	91.9%	75.7%	93.8%	53.4%	83.2%

ア 債権の概要等

(ア) 返還金収入等の概要について

生活保護費返還金収入については、被保護者が急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けたときに、保護の実施機関の定める額を返還させる債権（生活保護法第63条に基づく費用返還義務）、及び不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者があるときに、その費用の全部又は一部をその者から徴収する債権（生活保護法第78条に基づく費用の徴収）である。

生活保護は、国が生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とするものである。

また、被保護者に対する医療扶助において、指定医療機関が不正又は不当な診療報酬の請求を行ったことから過誤払いが認められた場合で、当該医療機関に翌月以降において控除すべき診療報酬がないときに、これを返還させる債権である。

生活保護費戻入（雑入）については、保護の変更・停止・廃止の決定に伴う過払い保護費の処理として、歳出に戻入する手続をとることがあり、これが当該年度の出納閉鎖日においても未納の場合は、現年度の歳入に組入れしなければならないこととなっており、道においては、歳入科目の雑入（節）に組入れの調定を行っている債権である。

生活保護費返還金収入及び生活保護費戻入（雑入）（以下本項において「返還金収入等」という。）の徴収事務については、被保護者に係るものは振興局等の社会福祉課及び社会福祉事務出張所で行い、指定医療機関に係るものは福祉援護課で行っている。

(イ) 収入未済額等について

生活保護費返還金収入において、平成23年度末の収入未済額 3 億7,843万円のうち、過年度分が 3 億331万円であり、収入未済額の 8 割を過年度分が占めており、生活保護費戻入（雑入）においても、同様に約 8 割を過年度分が占めている。また、収入未済率においても、いずれも過年度分は 8 割を超えている状況にある（表 1）。

過去 5 年間の状況を見ると、収入未済額は毎年度増加傾向にあり、平成18年度末では 3 億452万円であるが、平成22年度末においては収入未済額は 3 億6,722万円となっており、調定額 5 億6,814万円に対し、約 6 割が収入未済となっている。

収入未済率については、毎年度 6 割程度である（表 2）。

また、生活保護費戻入（雑入）について、過去5年間の状況を見ると、収入未済額の推移には減少傾向が見られるが、平成18年度から平成22年度の5年間の収入額の合計82万円に対し、不納欠損額の合計は923万円となっている。

なお、当該返還金収入等について、所管部では滞納となる可能性が高い不正等による返還金を発生させない取組として、ケースワーカーとの連携により、生活実態の把握や関係機関等における収入状況等の調査、また、保護開始時の保有資産調査の徹底や収入等の届出義務の周知などを実施し、未然に防ぐこととしている。

## イ 監査結果及び改善意見

### (ア) 債権について

返還金に係る事務は適切に行われているかなどについて監査を行った結果、改善を求める事項は認められなかった。

### (イ) 徴収について

督促や催告等の徴収事務は適切に行われているかなどについて監査を行った。

#### 《監査結果》

#### a 督促を適切に行っていないもの

督促の実施に当たって、納期限後30日以内に送付していないものや督促状の教示文における延滞金の率を誤って記載しているもの、また、督促状が返戻となったものについて、所在等の調査を行わず未処理となっているものがあった。

#### b 滞納整理票の作成等を行っていないもの

収入未済金については、滞納整理票に納付の状況や文書、訪問督促等の処理経過を記録し決裁を行うこととされているが、滞納整理票を作成していないものや催告等の折衝経過を記録していないもの、収納日や督促発付日が明確に記載されていないものなどがあった。

#### c 履行延期の特約等の手続等を適切に行っていないもの

履行延期の特約等を行う場合、担保及び利息を付すことになるが、これらを免除するに当たって、免除要件の検討が不十分なものがあった。

#### d 催告を適切に行っていないもの

督促状の指定期限の経過後も納付されない場合は、電話や文書、訪問等により催告を行うこととされているが、これを長期間行っていないものや年に一度しか行っていないものなどがあった。また、履行延期申請による返還計画が不履行となったものについて、催告等を行っていないものがあった。

#### e 滞納者の所在等の調査を行っていないもの

所在不明となった滞納者について、所在等の調査を実施していないものがあった。

#### f 延滞金を徴収していないもの

当該返還金収入等は公法上の債権であることから、督促の期限を経過して納付されるときは、徴収条例の規定により延滞金を徴収することとされているが、これを徴収していないものがあった。



g 強制執行等に向けた整理を行っていないもの

当該返還金収入等については、自治令の規定により督促をした後、相当の期間を経過してもなお納付されないときは、強制執行等の措置をとらなければならないこととされている債権であるが、債務名義を取得するなど、これまでに強制執行等の措置をとった例はなく、また、強制執行等に向けた債権の整理を行っていないものがあつた。

h 不納欠損の整理を適切に行っていないもの

公法上の債権については、消滅時効が完成したとき、不納欠損の整理をすることとなるが、消滅時効が完成するまでの間、催告などを行わずに不納欠損の整理をしているものがあつた。また、債務承認のため返済計画書を提出させ時効を中断しているが、返還金の一部を返済計画書に含めなかったため、その返還金に係る時効が完成し不納欠損の整理を行っているものがあつた。

《改善意見》

a 督促については、適切な事務処理を行うこと。また、督促状が返戻となったものについては、市町村等関係機関の協力を得るなど確認を行い適切に処理すること。

b 滞納整理票は、生活保護債権管理マニュアルに基づき作成するとともに、納付の状況や催告等の経過を記録すること。また、収納日等は明確に記録すること。

c 履行延期の特約等に係る担保及び利息を免除するに当たっては、免除要件を明確にし決定すること。

d 電話や文書、訪問等による催告を適期に行うなど、滞納の実態に即した滞納整理を実施すること。

また、返還計画が不履行となったものについては、早期に電話等で催告し、履行を継続させるよう努めること。

e 所在不明となった滞納者については、ケースワーカーや市町村等関係機関に確認するなど連携を図り、転出先等の調査を実施すること。

f 延滞金については、徴収条例の規定に基づき適切な事務処理を行うこと。

g 一度も納付のない者や長期間納付のない者については、必要な調査の実施により債権の整理を行い、強制執行等の措置を検討すること。

h 返済計画書の提出により債務を承認させ時効中断の措置を行うなど、滞納者への折衝を行い漫然と時効を完成させない取組を行うこと。

(ウ) 徴収体制等について

徴収事務等に係る体制は整備されているかなどについて監査を行った。

《監査結果》

a 滞納整理に係る取組を行っていないもの

滞納整理事務について、担当職員のほか管理職員が確認し助言等を行うことや、ケースワーカーとの情報共有や連携を図ることなど収入未済額の解消に向けた取組を行っていないものがあつた。

- b 滞納整理事務に関するノウハウ習得の機会を設けていないもの  
滞納整理事務に携わる職員のノウハウの維持や向上させるためには、研修会の開催や他団体主催の研修会への参加などが必要であるが、これらを行っていない。

《改善意見》

- a 滞納整理事務については、担当者のほか管理職員が確認するなど組織的な対応を行うとともに、ケースワーカーとの情報共有や連携を図り収入未済額の解消に向けた取組を行うこと。
- b 滞納整理事務に関するノウハウの維持や向上を図るため、道主催の研修会の開催や他団体主催の研修会への参加などについて検討すること。

(エ) 平成18年度行政監査の是正措置について

平成18年度行政監査の改善意見に対する是正措置は適切に行われているかについて監査を行った結果、いまだ措置が行われていない、又は、措置が不十分と認められる事項は次のとおりである。

《未措置等の状況》

- a 滞納整理票による適切な収納管理を行っていないもの  
滞納整理票を作成するなど、収納管理を適切に行うよう改善意見を付したが、滞納整理票を作成していないものや催告等の折衝経過を記録していないものなどがあつた。
- b 督促を適切に行っていないもの  
督促については、時効中断の効力を有することや延滞金の発生要件とされていることなどから、適切な事務処理を行うよう改善意見を付したが、納期限後30日以内に送付していないものや督促状の教示文を誤っているものなどがあつた。
- c 催告を適切に行っていないもの  
文書や電話などによる催告を適切に行い、収入の確保に努めるよう改善意見を付したが、催告を長期間行っていないものや年に一度しか行っていないものなどがあつた。
- d 強制執行等に向けた整理を行っていないもの  
必要な調査の実施により債権の整理を行い、特に一度も納付のないものなどについては強制執行等の措置をとることについて検討するよう改善意見を付したが、債務名義を取得するなどこれまでに強制執行等の措置をとった例はなく、また、強制執行等に向けた債権の整理を行っていないものがあつた。

## (16) 放置違反金収入

所 管 部	警察本部 各方面本部	担 当 課	交通指導課及び会計課 交通課及び会計課
関係法令等	道路交通法 放置違反金に係る納付、督促及び延滞金の徴収並びに滞納処分に関する規則 放置違反金の納付命令、督促及び滞納処分に関する事務処理要領		
債権の性質	公法上の債権（税の例による滞納処分ができるもの）		
債権の内容	違法駐車が発生を抑止することを目的に、平成18年6月1日から新たに導入された、放置車両の使用者に対して課すこととされた違反金に係る債権である。		

○表1 平成23年度 調定・収入の状況（見込額）（単位：千円）

区 分	調 定 額	収 入 額	不納欠損額	収入未済額		収入未済率
現年度	656,627	577,051	159	5,357件	79,417	12.1%
過年度	354,128	69,729	9,681	18,980件	274,718	77.6%
計	1,010,755	646,780	9,840	24,337件	354,135	35.0%

※ 過年度における調定額は、年度内に減額等を行ったため、平成22年度末収入未済額と一致しない。

○表2 収入未済額等の推移（単位：千円）

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
調 定 額	1,003,291	1,327,840	1,153,357	1,148,152	1,039,235
収 入 額	846,445	1,058,988	834,809	796,896	681,483
不納欠損額	13	0	29	15	1,808
収入未済額	156,833	268,852	318,519	351,241	355,944
収入未済率	15.6%	20.2%	27.6%	30.6%	34.3%

○表3 平成22年度末収入未済額の発生年度別内訳（単位：千円）

発 生（元調定）年 度 別 内 訳					
平成17年度以前	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
-	52,829	75,682	68,654	75,506	83,273

※ 制度発足が平成18年6月1日であることから、平成17年度以前の収入未済は発生無し。

○表4 平成22年度末滞納者の滞納期間別内訳（単位：件、千円）

区 分	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上
滞 納 件 数	5,540	14,963	3,793	-	-
収入未済額	83,273	219,842	52,829	-	-

## ア 債権の概要等

### (ア) 放置違反金収入の概要について

違法駐車においては、運転者が車両を離れており直ちに運転する事ができない状態にあるため、違反した運転者を捜査・特定し責任追及をしきれない場合を生じさせていたことから、平成18年6月1日から車両の使用者（使用の権限を有する者、通常自動車検査証の使用者）に対して放置違反金の納付を命ずることができることとする制度が導入された。

この放置違反金制度の導入により、従前からある違反者に対する反則通告制度は廃止された訳ではなく、運転者が判明したときは運転者に対し反則金の納付を求めることとなる。

なお、違反金の性格としては、金銭納付義務を負わせる行政制裁であり、刑事訴追は受けない。

### (イ) 収入未済額等について

放置違反金収入の平成23年度末における調定額は、前年度から繰り越されるものと当該年度に発生するものと合わせて、10億1,076万円となっており、収入未済額は3億5,414万円となっている（表1）。

過去5年間の状況を見ると、調定額は、前年度から繰り越されるものと当該年度に発生するものを合わせて、約10億円から約13億2千万円の間で推移しているが、収入未済額は年々増加傾向にあり、平成18年度末に1億5,683万円であったものが、平成22年度末では3億5,594万円となっている（表2）。

平成22年度末に収入未済となっているものを発生年度別に見ると、平成18年度の制度導入以降、平成22年度に新たに発生したものが8,327万円と過去最高となっている（表3）。

また、平成22年度末の収入未済に係る滞納件数は2万4,296件であり、これを滞納期間別に見ると、1年以上3年未満の件数が1万4,963件と最も多くなっている（表4）。

所管担当部署としては、警察本部の交通指導課及び会計課、各方面本部は交通課及び会計課となり、収納等に係る事務及び督促並びに催告に係る事務については、警察本部及び各方面本部で行っている。

## イ 監査結果及び改善意見

### (ア) 債権について

放置違反金に係る事務は適切に行われているかなどについて監査を行った結果、改善を求める事項は認められなかった。

### (イ) 徴収について

督促や催告等の徴収事務は適切に行われているかなどについて監査を行った。

## 《監査結果》

### a 督促を適切に行っていないもの

督促状を納期限後30日を超えて発しているもの、また督促状が返戻された時は照会対象者リスト（督促用）を作成し、滞納者の所在を調査することとされているが、このリストを作成していないものがあった。

### b 事務処理の方法が明確となっていないもの

現金書留により納付の依頼があったものについて、その収納後、領収証書を納入者に送付しているが、簡易書留により返送しているものや普通郵便により返送しているものがあるなど、その取扱いが区々となっており、事務処理の方法が明確となっていないものがあった。

### c 催告を適切に行っていないもの

訪問や文書による催告を長期間行っていないものがあった。また放置違反金の延滞金の年率については、平成23年4月8日通知分から率の変更が行われているが、催告書の記載を変更しないまま通知を行っているものがあった。

### d 滞納整理票の記録を整理していないもの

事務処理要領等において、滞納者に対する督促及び催告の状況、電話や訪問による納付催告の状況を記録整理することとされているが、記録を整理していないものがあった。

### e 不納欠損が適切な時期に行われていないもの

不納欠損を行う時期は、必要の都度あるいは1箇月分をまとめて実施することとされているが、2、3箇月分をまとめて行っているものや滞納者が死亡していることを把握した後、不納欠損の整理まで相当の期間を要しているものがあった。

## 《改善意見》

### a 督促は規則等に基づき適切に行うこと。

### b 現金書留により納付の依頼があったときの取扱いは、事務処理要領等により明確化を図ること。

### c 催告は事務処理要領等に基づき適切に行うこと。

### d 滞納整理票の記録整理を適切に行うこと。

### e 不納欠損の整理については、適切な時期に行うこと。

## (ウ) 徴収体制等について

徴収事務等に係る体制は整備されているかなどについて監査を行った結果、改善を求める事項は認められなかった。

## (エ) 平成18年度行政監査の是正措置について

平成18年度に導入された制度であるため、平成18年度行政監査において、監査対象となっていない。

## (17) 違法駐車措置代執行収入

所 管 部	警察本部 各方面本部	担 当 課	交通指導課及び会計課 交通課及び会計課
関係法令等	道路交通法 違法駐車車両の移動等に関する措置要領		
債権の性質	公法上の債権（税の例による滞納処分ができるもの）		
債権の内容	道路における交通の危険を防止し、交通の円滑を図るため、必要な限度において、違法駐車車両を移動させることができることとされており、車両の移動、車両の保管、公示その他の措置に要した費用として当該車両の運転者等又は使用者若しくは所有者に負担させる債権である。		

○表 1 平成23年度 調定・収入の状況（見込額）（単位：千円）

区 分	調 定 額	収 入 額	不納欠損額	収入未済額		収入未済率
現年度	0	0	0	0件	0	-
過年度	835	21	778	3件	36	4.3%
計	835	21	778	3件	36	4.3%

※ 過年度における調定額は、年度内に減額等を行ったため、平成22年度末収入未済額と一致しない。

○表 2 収入未済額等の推移（単位：千円）

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
調 定 額	11,888	5,937	3,955	2,758	1,900
収 入 額	6,655	1,597	446	131	133
不納欠損額	160	527	799	775	731
収入未済額	5,073	3,813	2,710	1,852	1,036
収入未済率	42.7%	64.2%	68.5%	67.2%	54.5%

○表 3 平成22年度末収入未済額の発生年度別内訳（単位：千円）

発 生（元調定）年 度 別 内 訳					
平成17年度以前	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
852	172	-	-	12	-

○表 4 平成22年度末滞納者の滞納期間別内訳（単位：件、千円）

区 分	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上
滞 納 件 数	-	1	12	59	1
収入未済額	-	12	184	833	7

○表 5 平成22年度末滞納者の滞納理由別内訳（単位：件、千円）

区 分	納付意識・ 責任感希薄	低所得 経営不振	自己破産 倒産	死亡・清算 所在不明	不 明	未 調 査
滞 納 件 数	26	4	1	37	5	-
収入未済額	329	48	9	553	97	-

※ 区分のうち「不明」とは、滞納者が所在不明ではないが連絡が取れないなどの理由によるものである。

## ア 債権の概要等

### (ア) 違法駐車措置代執行収入の概要について

違法駐車車両に対しては道路における交通の危険を防止し、交通の円滑を図るため、必要な限度において、移動させることができることとされており、当該車両の運転者等又は使用者若しくは所有者は、車両の移動、車両の保管、公示その他の措置に要した費用を負担しなければならないこととされている。

### (イ) 収入未済額等について

違法駐車措置代執行収入の平成23年度末における調定額は、現年度の発生がなく過年度の84万円のみであり、収入未済額は4万円となっている(表1)。

過去5年間の状況を見ると、調定額は、前年度から繰り越されるものと当該年度に発生するものを合わせて、平成22年度末では190万円となっているが、収入未済額は年々減少傾向にあり、平成22年度末では104万円が収入未済となっている(表2)。

なお、所管部では、収入額は平成19年度以降顕著に減少しているが、これは放置違反金制度の施行後、取締りの強化や広報啓発活動により、交差点内での駐車など危険性の高い長時間駐車が減少していることが大きな要因と考えている。

平成22年度末に収入未済となっているものを発生年度別に見ると、発生してから5年以上経過したこととなる平成17年度以前に発生したものが85万円、平成18年度から平成21年度までに発生したものについては、平成18年度が17万円と最も多く、平成22年度に新たに発生したものはない(表3)。

また、平成22年度末の収入未済に係る滞納件数は73件であり、これを滞納期間別に見ると、5年以上10年未満の件数が59件と最も多くなっている(表4)。

これら滞納者の滞納理由について、所管部では、納付意識・責任感の希薄によるものが26件、33万円であると把握しているが、連絡が取れないなどの理由により滞納理由が不明となっているものが5件、10万円としている(表5)。

所管担当部署としては、警察本部の交通指導課及び会計課、各方面本部は交通課及び会計課となり、違法駐車車両の移動及び保管並びに負担金等の収納等に係る事務については取扱警察署で行い、督促及び催告に係る事務については、警察本部及び各方面本部で行っているほか、電話等による催告は取扱警察署で行っている。

## イ 監査結果及び改善意見

### (ア) 債権について

代執行収入に係る事務は適切に行われているかなどについて監査を行った結果、改善を求める事項は認められなかった。

### (イ) 徴収について

督促や催告等の徴収事務は適切に行われているかなどについて監査を行った。

#### 《監査結果》

#### a 督促を適切に行っていないもの

督促状を納期限後30日を超えて発しているものがあつた。

- b 催告を適切に行っていないもの  
訪問や文書による催告は行っているが、電話等による催告を行っていないものや道外在住者に対する文書催告が長期間行われていないものがあった。
- c 滞納整理票の記録を整理していないもの  
事務処理要領等において、滞納者に対する督促及び催告の状況、電話や訪問による納付催告の状況を記録整理することとなっているが、記録を整理していないものがあった。
- d 延滞金の納付書の送付、催告等を適切に行っていないもの  
延滞金のみが未納となっているものについて、納付書の送付、催告等を行っていないものがあった。
- e 不納欠損の整理を適切に行っていないもの  
滞納者に対する資力等の調査を行わず、不納欠損の整理を行っているものがあった。

《改善意見》

- a 督促は規則等に基づき適切に行うこと。
- b 催告は事務処理要領等に基づき適切に行うこと。
- c 滞納整理票の記録整理を適切に行うこと。
- d 延滞金の徴収については規則等に基づき適切に行うこと。
- e 不納欠損の整理を行うに当たっては、滞納者に対する資力等の調査を行うこと。

(ウ) 徴収体制等について

徴収事務等に係る体制は整備されているかなどについて監査を行った結果、改善を求める事項は認められなかった。

(エ) 平成18年度行政監査の措置状況について

平成18年度行政監査の改善意見に対する是正措置は適切に行われているかについて監査を行った結果、いまだ措置が行われていない、又は、措置が不十分と認められる事項は次のとおりである。

《未措置等の状況》

- a 催告を適切に行っていないもの  
電話や面談等による催告を適切に行うとともに、滞納者の納付意識や資力等の調査を行うよう改善意見を付したが、電話等による催告を行っていないもの、また、道外在住者に対する催告は文書により行っているが、催告が長期間行われていないものがあった。
- b 滞納整理票の記録を整理していないもの  
滞納整理票の記録を適切に行うよう改善意見を付したが、滞納者に対する督促及び催告の状況、電話や訪問による納付催告の状況を整理していないものがあった。



## (18) 児童保護措置費徴収金

所 管 部	保健福祉部	担 当 課	子ども未来推進局
関係法令等	児童福祉法 北海道児童福祉施設費用徴収規則 北海道児童福祉施設費用徴収事務取扱要領 北海道児童福祉施設費用徴収金に係る滞納処分事務手続要領		
債権の性質	公法上の債権（税の例による滞納処分ができるもの）		
債権の内容	児童福祉法の規定により、保護者が様々な事情で児童を養育できない場合などにおいては、一定の施設に当該児童を入所させる措置をとらなければならないこととされている。 この場合において、道が当該児童の扶養義務者などから、その負担能力に応じて入所措置に係る費用の全部又は一部として徴収する債権である。		

○表1 平成23年度 調定・収入の状況（見込額）（単位：千円）

区 分	調 定 額	収 入 額	不納欠損額	収入未済額		収入未済率
現年度	46,699	29,515	0	2,612件	17,184	36.8%
過年度	131,693	2,250	2,410	12,909件	127,033	96.5%
計	178,392	31,765	2,410	15,521件	144,217	80.8%

※ 過年度における調定額は、年度内に増額等を行ったため、平成22年度末収入未済額と一致しない。

○表2 収入未済額等の推移（単位：千円）

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
調 定 額	483,277	243,050	215,462	204,927	187,314
収 入 額	261,500	26,403	34,137	36,274	32,713
不納欠損額	20,667	55,194	28,373	28,204	29,323
収入未済額	201,110	161,453	152,952	140,449	125,278
収入未済率	41.6%	66.4%	71.0%	68.5%	66.9%

○表3 平成22年度末滞納者の滞納理由別内訳（単位：人、件、千円）

区 分	納付意識・ 責任感希薄	低 所 得 経 営 不 振	自 己 破 産 倒 産	死 亡 ・ 清 算 所 在 不 明	不 明	そ の 他
滞 納 者 数	305	287	1	12	82	15
滞 納 件 数	7,352	6,319	48	395	1,011	402
収入未済額	61,298	47,899	1,688	1,868	9,481	3,044

※ 区分のうち「不明」とは、滞納者が所在不明ではないが連絡が取れないなどの理由によるものである。

## ア 債権の概要等

## (ア) 措置費の概要について

児童保護措置費徴収金については、児童福祉法の規定により、保護者が様々な事情で児童を養育できない場合などにおいては、一定の施設に当該児童を入所させる措置をとらなければならないこととされており、その入所措置に係る費用の全部又は一部を当該児童の扶養義務者などから、その負担能力に応じて徴収する債権である。

当該徴収金は、債権発生の原因となる児童保護措置を児童相談所が行い、発生した

債権の徴収事務を振興局等の保健行政室が行っている。所管部では、児童保護措置時における徴収金に関する説明がその後の徴収事務に大きく影響することから、児童相談所においては説明を徹底し、振興局等の保健行政室と相互の連携を密にすることとしている。

徴収金の額は、被措置者費用徴収基準における被措置者の収入等による階層区分や扶養義務者費用徴収基準における被措置者の属する世帯の税額等による階層区分に応じ、それぞれ額が定められている。

(イ) 収入未済額等について

平成23年度末の収入未済額は1億4,422万円となっており、そのうち過年度分が1億2,703万円で9割を占めている(表1)。

過去5年間の状況を見ると、平成18年度から平成19年度において、収入未済率が大幅に変動している。所管部では、平成18年10月から、障害児施設(知的障害児施設、知的障害児通園施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設など)の利用について、これまで当該徴収金の対象であったが、契約に基づく制度に変わったことから、調定額が大幅に減少したことなどによるものとしている(表2)。

また、滞納者の滞納理由別では、滞納者数702人のうち、305人が納付意識や責任感が希薄であるとしており、287人は低所得や経営不振によるものとしている(表3)。

当該措置費について、所管部では、電話や文書、訪問等による催告や滞納処分など滞納の実態に即し滞納整理を進めることとなるが、児童福祉法第28条に基づき扶養義務者の意向に反して被虐待児等を措置した場合があるなど、収入確保が難しい債権であるとしている。

イ 監査結果及び改善意見

(ア) 債権について

徴収金に係る事務は適切に行われているかなどについて監査を行った結果、改善を求める事項は認められなかった。

(イ) 徴収について

督促や催告等の徴収事務は適切に行われているかなどについて監査を行った。

《監査結果》

a 滞納整理票の作成等を行っていないものなど

督促状の指定期限の経過後も納付されない場合は、事後の処理に対処するため、様式で定められた滞納整理票を作成し催告等の経過を記録し、決裁に付することとしているが、滞納整理票を作成していないものや、督促状の発付日及び指定期限日を記録していないものがあった。

b 督促を適切に行っていないもの

督促状が返戻となり送付先等が判明しない場合は、公示送達を行わなければならないが、これを行っていないものがあった。

c 催告を適切に行っていないものなど

督促状の指定期限の経過後も納付されない場合は、電話や文書、訪問等により催告を行うこととしているが、これを長期間行っていないものや年に一度程度しか行っていないものがあった。また、所在不明となったものについて、調査等を実施していないものがあった。

- d 分割納付の手續等を適切に行っていないもの  
分割納付の手續を行う際、納入計画を口頭で受理しているものがあつた。
- e 延滞金を徴収していないもの  
児童保護措置費徴収金は公法上の債権であることから、督促の期限を経過して納付されるときは、徴収条例の規定により延滞金を徴収することとなるものであるが、これを徴収していないものがあつた。
- f 滞納処分に向けた財産調査等を行っていないもの  
児童保護措置費徴収金は、児童福祉法の規定により、地方税の例による滞納処分ができる債権であるが、これまでに滞納処分を行った例はなく、また、滞納処分に向けた財産調査や債権の整理を行っていないものがあつた。
- g 不納欠損の整理を適切に行っていないもの  
消滅時効が完成するまでの間、資力調査などを行わずに不納欠損の整理を行っているものがあつた。また、消滅時効が完成している債権について、不納欠損の整理を行わず放置しているものがあつた。
- h 電算システムを活用していないもの  
児童相談所においては、当該徴収金に係る基本台帳や相談受理台帳等を管理するシステムを配置し、過去の相談取扱記録等を検索できる状況にあるが、徴収事務を行う各振興局等の保健行政室には配置しておらず、情報等を共有していなかつた。

《改善意見》

- a 北海道児童福祉施設費用徴収事務取扱要領に基づき、滞納整理票を個人別に作成の上、納付計画や面接経過等を記録するなど適切な事務処理を行うこと。
- b 督促状が返戻となつた場合は、児童相談所への確認や市町村等関係機関の協力を得るなど再調査を行い、結果、住所等が不明な場合は、公示送達の方法により督促すること。
- c 電話や文書、訪問等による催告を行うなど、滞納の実態に即した滞納整理を実施すること。  
また、所在不明となつた場合は、児童相談所への確認や市町村等関係機関の協力を得るなど、調査を行うこと。
- d 分割誓約を行う当たっては、口頭によることなく文書により行うこと。
- e 延滞金については、徴収条例の規定に基づき適切な事務処理を行うこと。
- f 滞納処分に向けた財産調査や債権の整理を行うこと。また、長期間滞納となつているものや一度も納付のない滞納者がある場合にあっては、地方税の例による滞納処分を実施することについて検討すること。
- g 漫然と時効させない取組を行うこと。  
また、既に消滅時効が完成しているものについては、速やかに不納欠損の整理を行うこと。
- h 児童相談所と振興局等の保健行政室における電算システムの配置を検討するなど、情報等の共有を図ること。

(ウ) 徴収体制等について

徴収事務等に係る体制が整備されているかなどについて監査を行った。

《監査結果》

- a 滞納整理に係る報告を行っていないもの  
督促や催告などの処理経過について、管理職員等に報告を行っていないものがあつた。
- b 滞納整理に関する対応が不足しているもの  
督促の根拠、消滅時効の期間、時効中断の要件及び地方税の例による滞納処分の方法を理解していないなど、担当職員の滞納整理に関する法的知識や技術の向上のための対応が不足しているものがあつた。
- c 滞納整理に係る取組を行っていないもの  
徴収強化月間を設定するなど、具体的な取組を行っていない。

《改善意見》

- a 督促や催告などの処理経過について、管理職員等に報告を行うこと。
- b 滞納処分に係る研修会を開催するなど、法的知識や技術の向上を図るよう努めること。
- c 徴収強化月間を設定するなど、収入未済額の解消に向けた取組を行うこと。

(エ) 平成18年度行政監査の是正措置について

平成18年度行政監査の改善意見に対する是正措置は適切に行われているかについて監査を行った結果、いまだ措置が行われていない、又は、措置が不十分と認められる事項は次のとおりである。

《未措置等の状況》

- a 督促を適切に行っていないもの  
督促については、時効中断の効力を有することや延滞金の発生要件とされていることなどから、適切な事務処理を行うよう改善意見を付したが、督促状が返戻となり送付先等が判明しない場合に公示送達を行っていないなど、督促を適切に行っていないものがあつた。
- b 催告を適切に行っていないもの  
督促により指定した期限を経過してもなお納付しない者に対しては、文書や電話などによる催告を適切に行い収入の確保に努めるよう改善意見を付したが、長期間催告を行っていないものなどがあつた。
- c 延滞金の取扱いを適切に行っていないもの  
延滞金については、納期限までに納付する者との公平性を確保する観点からも、徴収条例の規定に基づき適切な事務処理を行うよう改善意見を付したが、これを行っていないものがあつた。
- d 滞納処分に向けた債権の整理を行っていないもの  
特に納付意識が希薄なものなどに対しては、地方税の例による滞納処分を実施することについて検討するよう改善意見を付したが、これを行っていないものがあつた。
- e 不納欠損の整理を適切に行っていないもの  
消滅時効が完成しているものについて、速やかに不納欠損の整理を行うよう改善意見を付したが、これを行っていないものがあつた。

(19) 心身障害者扶養共済掛金収入

所 管 部	保健福祉部	担 当 課	障がい者保健福祉課
関係法令等	北海道心身障害者扶養共済制度条例 北海道心身障害者扶養共済制度条例施行規則 北海道心身障害者扶養共済掛金徴収事務取扱要綱 北海道心身障害者扶養共済掛金徴収事務取扱要領		
債権の性質	私法上の債権（民事執行手続により強制執行等を行うもの）		
債権の内容	心身障害者扶養共済制度（保護者が死亡した場合などに障害者に終身年金が支給される任意加入の制度）の加入者が毎月納付する保険料（掛金）に係る債権である。		

○表 1 平成23年度 調定・収入の状況（見込額） (単位：千円)

区分	調定額	収入額	不納欠損額	収入未済額		収入未済率
現年度	134,561	132,781	0	125件	1,780	1.3%
過年度	75,403	2,154	0	13,193件	73,249	97.1%
計	209,964	134,935	0	13,318件	75,029	35.7%

※ 過年度における調定額は、年度内に減額等を行ったため、平成22年度末収入未済額と一致しない。

○表 2 収入未済額等の推移 (単位：千円)

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
調 定 額	202,940	203,834	246,075	233,155	225,794
収 入 額	134,582	133,344	173,682	157,345	144,952
不納欠損額	0	0	0	0	0
収入未済額	68,358	70,490	72,393	75,810	80,842
収入未済率	33.7%	34.6%	29.4%	32.5%	35.8%

ア 債権の概要等

(ア) 心身障害者扶養共済掛金収入の概要について

心身障害者扶養共済制度は、心身障害者の保護者が共済制度の加入者となって自らの生存中に毎月一定の掛金を納付することにより、加入者が死亡し、又は重度障害となった場合に、残された障害者に終身一定額の年金が支給される制度である。

心身障害者扶養共済掛金収入については、加入者との共済契約により毎月掛金を徴収し、独立行政法人福祉医療機構との保険契約により加入者の掛金相当分の保険料を支払うこととなっており、加入者が掛金を未納付であっても、未納付分を含めた掛金を道が立て替えて機構に支払うこととなるため、当該未納付分に相当する額を徴収する債権である。

なお、掛金を4箇月間滞納した加入者については、条例の規定により、加入者としての地位を失うこととされている。

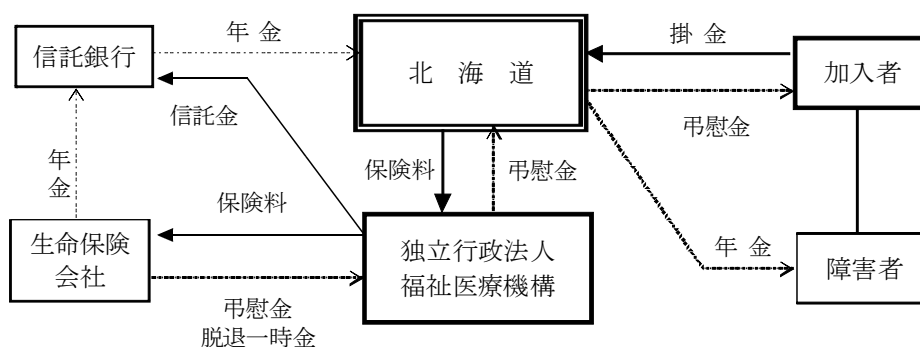
掛金の納付については、平成20年度以降加入で、加入時の年齢が35歳未満の場合は、1口あたり月額9,300円となっており、年金の給付額については、月額2万円

となっている。また、障害者1人につき、2口まで加入できることとなっている。

この収入金は、保健福祉部の障がい者保健福祉課において所管する債権で、徴収に係る事務についても同課で行っている。

心身障害者扶養共済制度の仕組みについては、次のとおりである。

(心身障害者扶養共済制度の仕組み)



#### (イ) 収入未済額等について

心身障害者扶養共済掛金収入の平成23年度末における調定額は、前年度から繰り越されるものと当該年度に発生するものを合わせて、2億996万円となっており、収入未済額は、7,503万円となっている(表1)。

過去5年間の状況を見ると、調定額は、前年度から繰り越されるものと当該年度に発生するものを合わせて、毎年2億円以上となっているが、収入未済額は、調定額の3割前後で推移している(表2)。

当該収入金について、所管部では、この債権の滞納者は、掛金を4箇月以上滞納したために、条例の規定により加入者としての地位を失った者が大半であり、未納分の掛金を納付しても、地位を喪失した滞納者にとって利益がないことなどから、徴収が難しい債権としている。

#### イ 監査結果及び改善意見

##### (ア) 債権について

収入金に係る事務は適切に行われているかなどについて監査を行った結果、改善を求める事項は認められなかった。

##### (イ) 徴収について

督促や催告等の徴収事務は適切に行われているかなどについて監査を行った。

##### 《監査結果》

###### a 不納欠損の整理を適切に行っていないもの

私法上の債権については、消滅時効が完成した場合は、滞納者からの時効の援用に基づき不納欠損の整理をすることとなるが、平成18年度以前における債権管理が

不十分だったことから、消滅時効が完成している債権について整理されていないため、不納欠損の整理を行っていないものがあった。

《改善意見》

a 消滅時効が完成している債権を特定し、不納欠損の整理を適切に行うこと。

(ウ) 徴収体制等について

徴収事務等に係る体制は整備されているかなどについて監査を行った結果、改善を求める事項は認められなかった。

(エ) 平成18年度行政監査の是正措置について

平成18年度行政監査の改善意見に対する是正措置は適切に行われているかについて監査を行った結果、いまだ改善が行われず、又は、改善が不十分と認められる事項は次のとおりである。

《未措置等の状況》

a 不納欠損の整理を適切に行っていないもの

消滅時効が完成している債権については、不納欠損の整理を適切に行うよう改善意見を付したが、平成18年度以前における債権管理が不十分だったことから、消滅時効が完成している債権について整理されていないため、不納欠損の整理を行っていないものがあった。

## (20) 産業廃棄物処理特別対策事業回収金収入

所 管 部	環境生活部	担 当 課	循環型社会推進課
関係法令等	民法 行政代執行法 廃棄物処理法		
債権の性質	一時除去費用に係るもの 私法上の債権（民事執行手続により強制執行等を行うもの） 行政代執行費用に係るもの 公法上の債権（税の例による滞納処分ができるもの）		
債権の内容	平成16年に京極町及び新ひだか町（旧静内町）で発生した硫酸ピッチの不法投棄事件における一時除去費用及び行政代執行費用の回収に伴う債権である。		

○表1 平成23年度 調定・収入の状況（見込額）（単位：千円）

区 分	調 定 額	収 入 額	不納欠損額	収入未済額		収入未済率
現年度	0	0	0	0	0	0
過年度	80,354	220	0	4件	80,134	99.7%
計	80,354	220	0	4件	80,134	99.7%

○表2 収入未済額等の推移（単位：千円）

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
調 定 額	81,674	80,674	80,674	80,674	80,584
収 入 額	1,000	0	0	90	230
不納欠損額	0	0	0	0	0
収入未済額	80,674	80,674	80,674	80,584	80,354
収入未済率	98.8%	100.0%	100.0%	99.9%	99.7%

## ア 債権の概要等

## (ア) 回収金の概要について

平成16年に京極町及び新ひだか町（旧静内町）で発生した硫酸ピッチの不法投棄事件における一時除去費用及び行政代執行費用の回収に伴う債権である。硫酸ピッチは、不正軽油を密造する際に、重油と灯油を混ぜ、濃硫酸で処理した後に残る黒いタール状の強酸性物質であり、平成16年の廃棄物処理法改正において保管・移動が厳しく規制された指定有害廃棄物である。

回収に係る規程等の整備については、平成19年3月13日に京極、静内硫酸ピッチ不法投棄事案行政代執行等費用回収事務処理要綱及びマニュアルが策定されている。

当該回収金について、所管部では、訪問、電話及び文書催告など債務者との連絡を絶やさないように努め、納入計画書も11名の全債務者（うち法人1件）のうち、徴取可能な者から定期的に徴している状況であり、債務者に係る資力等の確認についても、税務署（収入状況）、市役所等（生活保護状況及び財産状況）、銀行調査や現地聴き取り（本人及び近隣住人）調査を実施しているが、滞納処分可能な財産が確認されないなど、債権の回収が困難としている。



なお、産業廃棄物処理特別対策事業回収金収入は、環境生活部の環境局循環型社会推進課において所管する債権で、調定及び徴収に係る事務も同課で行っている。

また、徴収体制については、課内に北海道警察併任職員が配置されるなど、事件に係る収入未済金の対応についても可能な体制となっている。

(イ) 収入未済額等について

産業廃棄物処理特別対策事業回収金収入の過去5年間の状況を見ると、当該回収金は、平成18年度に調定し納入義務者に納付命令を行ったものであるが、不法投棄事件に伴う回収金であり、法人及び相続人以外の債務者9名は、いずれも懲役や罰金に処されていることなど回収が難しく、平成23年度末までの収入の合計は154万円となっている。

イ 監査結果及び改善意見

(ア) 債権について

回収金に係る事務は適切に行われているかなどについて監査を行った結果、改善を求める事項は認められなかった。

(イ) 徴収について

督促や催告等の徴収事務は適切に行われているかなどについて監査を行った結果、改善を求める事項は認められなかった。

(ウ) 徴収体制等について

徴収事務等に係る体制は整備されているかなどについて監査を行った結果、改善を求める事項は認められなかった。

(エ) 平成18年度行政監査の是正措置について

平成18年度行政監査において、監査対象としていない。

## (21) 児童扶養手当返還金

所 管 部	保健福祉部	担 当 課	子ども未来推進局
関係法令等	児童扶養手当法		
債権の性質	公法上の債権（民事執行手続により強制執行等を行うもの）		
債権の内容	児童扶養手当の支給を受けている者が受給資格を喪失し過払いが生じた場合に、その過払い金を返還させる債権である。		

○表 1 平成23年度 調定・収入の状況（見込額）（単位：千円）

区 分	調 定 額	収 入 額	不納欠損額	収入未済額		収入未済率
現年度	16,316	8,390	0	531件	7,926	48.6%
過年度	73,467	589	19,511	2,842件	53,367	72.6%
計	89,783	8,979	19,511	3,373件	61,293	68.3%

※ 過年度における調定額は、年度内に減額等を行ったため、平成22年度末収入未済額と一致しない。

○表 2 収入未済額等の推移（単位：千円）

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
調 定 額	161,563	144,742	138,483	128,341	107,924
収 入 額	11,141	7,488	10,493	8,105	12,702
不納欠損額	23,843	20,203	12,485	33,608	20,447
収入未済額	126,579	117,051	115,505	86,628	74,775
収入未済率	78.3%	80.9%	83.4%	67.5%	69.3%

○表 3 平成22年度末滞納者の滞納理由別内訳（単位：人、件、千円）

区 分	納付意識・ 責任感希薄	低 所 得 経 営 不 振	自 己 破 産 倒 産	死 亡 ・ 清 算 所 在 不 明	不 明	未 調 査
滞 納 者 数	154	98	1	4	-	-
滞 納 件 数	3,416	1,494	32	16	-	-
収入未済額	50,946	21,908	297	1,624	-	-

※ 区分のうち「不明」とは、滞納者が所在不明ではないが連絡が取れないなどの理由によるものである。

○表 4 滞納者の返還金発生理由別内訳（単位：人）

区 分	母の配偶者に 養育される こととなった (婚姻、事実 婚含む)	公的年金給 付を受給で きるよにな った(本人及 び児童)	児童が受給 者に監護又 は養育され なくなった	所得の高い 扶養義務者 に養育され ようになった (所得制限超 過を含む)	現況届にお いて所得額 等を誤った ため	そ の 他
滞 納 者 数	103	35	4	3	2	10

※ 上記の人数は、監査を実施した平成24年7月時点の状況を所管部において確認したものである。

## ア 債権の概要等

### (ア) 返還金の概要等について

児童扶養手当法の規定により、道及び市は、父又は母と生計を同じくしていない児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で児童扶養手当法施行令で定める程度の障害の状態にある者をいう。）が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について、その父若しくはその母又はその養育者に対し児童扶養手当を支給することとされている。手当の額は月額4万1,430円で、所得制限により一部支給となる場合は、9,780円から4万1,420円の範囲内で支給額が決定される。また、児童が2人以上いる場合は、2人目5,000円、3人目以降1人につき3,000円が加算される。手当の支給に要する費用については、3分の1相当額を国が、3分の2相当額を道が負担している。

児童扶養手当返還金は、児童扶養手当の支給を受けている者が、婚姻、公的年金受給、所得制限超過等の事由により受給資格を喪失することとなった際の届出、手続が遅れた場合などに生ずる過払い分を返還させる債権である。

なお、当該返還金は、保健福祉部の子ども未来推進局において所管する債権で、徴収に係る事務についても同局で行っているが、滞納者に対する電話・訪問による催告など、徴収に係る事務の一部については、同局との連携の下、各振興局等においても行っている。

### (イ) 収入未済額等について

平成23年度の児童扶養手当返還金のうち現年度分については、収入未済率が48.6%と、調定額の半分程度となっている状況であるが、過年度分については、収入未済率が72.6%と、調定額の4分の3程度に及んでいるほか、消滅時効が完成したことによる不納欠損額が、収入額59万円を大きく上回る1,951万円となっている（表1）。

過去5年間の状況を見ると、調定額は、前年度から繰り越されたものと当該年度に発生するものを合わせて、平成18年度に1億6,156万円であったものが平成22年度には1億792万円と約3分の2に減少しており、それに伴い収入未済額も平成18年度の1億2,658万円から平成22年度の7,478万円と大幅に減少しているところであるが、収入率は微増にとどまっており、収入未済額減少は、消滅時効が完成したことによる不納欠損処理を行った額が増加したことによりもたらされたものである（表2）。

児童扶養手当返還金の滞納理由について、所管部では、低所得等によるものが98人、2,191万円としている一方で、返還金についての納付意識や責任感が希薄であるために滞納している者が154名、5,095万円と最も多いとしており、滞納者に占める割合が、人数では6割弱、金額では7割弱に及んでいる（表3）。

また、滞納者157人について、返還金が発生した理由として最も多いものは、婚姻等により母の配偶者に養育されるようになった際の届出が遅延していたものであるが、それらの世帯は、いわゆる母子家庭で、かつ、所得水準も一定の額を下回っているために児童扶養手当の受給者として認定されたものであり、受給資格喪失時点まで遡及して返還金が生じ、その返還を求めても納付が困難な事例が多いことから、所管部においては、受給資格を喪失した場合の届出を速やかに行わせるよう入念に説明を行うなど、受給開始時において、返還金発生 of 未然防止を図ることが重要であるとしている（表4）。

イ 監査結果及び改善意見

(ア) 債権について

返還金に係る事務は適切に行われているかなどについて監査を行った結果、改善を求める事項は認められなかった。

(イ) 徴収について

督促や催告等の徴収事務は適切に行われているかなどについて監査を行った。

《監査結果》

a 延滞金を徴収していないもの

児童扶養手当返還金は公法上の債権であるため、納期限までに納付した者との公平性を確保する観点から、督促の期限を経過して納付される時は、徴収条例の規定により延滞金を徴収することとなるものであるが、これを徴収していなかった。

b 長期滞納者に対する強制執行等の手続を検討していないもの

児童扶養手当返還金は、自治令の規定により、督促をした後相当の期間を経過してもなお納付されないときは、強制執行等の措置をとらなければならないこととされている債権であるが、これまで、簡易裁判所への支払督促の申立てや、強制執行等の措置を講じた事例はなかった。

《改善意見》

a 延滞金については、徴収条例の規定に基づき、適切な事務処理を行うこと。

b 長期間にわたり納付のない滞納者などに対しては、強制執行等の措置を講じることについて検討すること。

(ウ) 徴収体制等について

徴収事務等に係る体制は整備されているかなどについて監査を行った結果、改善を求める事項は認められなかった。

(エ) 平成18年度行政監査の是正措置について

平成18年度行政監査の改善意見に対する是正措置は適切に行われているかについて監査を行った結果、いまだ措置が行われていない、又は、措置が不十分と認められる事項は次のとおりである。

《未措置等の状況》

a 滞納処分に係る手続の規程等を整備していないもの

不正利得に係る滞納の発生に備え、国税徴収の例により徴収を行う場合の具体的な事務手続を定める規程等を整備するよう改善意見を付したが、「児童扶養手当支給事務に関する留意事項」に新たに追加した「債権の管理」には、滞納整理や強制執行等の手続に関する記載がないなど、具体的な事務手続を定めた規程等を適切に整備していなかった。

b 延滞金の取扱いを適切に行っていないもの

延滞金について、納期限までに納付する者との公平性を確保する観点から、徴収条例の規定に基づき適切な事務処理を行うよう改善意見を付したが、延滞金を徴収したものはなかった。

c 強制執行に向けた債権の整理を行っていないもの

収入未済額が多額となっていることなどを踏まえ、強制執行等の措置をとることについて検討するよう改善意見を付したが、長期にわたり滞納している者に対しても、強制執行等の措置を講じたものはなかった。

## (22) 過年度医業未収金（病院事業会計）

所 管 部	保健福祉部	担 当 課	道立病院室
関係法令等	北海道病院事業条例 北海道病院事業未収金整理事務処理要領 個人分医業未収金法的措置実施要領		
債権の性質	私法上の債権（民事執行手続きにより強制執行等を行うもの）		
債権の内容	北海道病院事業条例に基づいて、道が設置する病院において医療又は助産を受ける者から、使用料又は手数料として徴収する債権である。		

○表1 平成23年度 調定・収入の状況（見込額）（単位：千円）

区 分	調 定 額	収 入 額	不納欠損額	収入未済額		収入未済率
現年度	-	-	-	-	-	-
過年度	1,430,081	1,377,678	7,910	1,299件	44,493	3.1%
計	1,430,081	1,377,678	7,910	1,299件	44,493	3.1%

○表2 収入未済額等の推移（単位：千円）

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
調 定 額	1,697,466	1,508,742	1,834,799	1,633,553	1,617,085
収 入 額	1,623,598	1,444,361	1,776,075	1,577,997	1,551,507
不納欠損額	9,626	12,083	7,777	6,790	10,781
収入未済額	64,242	52,298	50,947	48,766	54,797
収入未済率	3.8%	3.5%	2.8%	3.0%	3.4%

## ア 債権の概要等

## (ア) 過年度医業未収金の概要について

過年度医業未収金は、道が設置する病院において医療又は助産を受ける者から、使用料又は手数料として徴収するいわゆる診療費や入院費などの医療費が未収となった債権である。

所管は保健福祉部道立病院室であるが、徴収に係る事務は各道立病院で行っている。また、廃止された病院が行っていた過年度医業未収金に係る事務は、道立病院室が引き継いでいる。

なお、現年度の医業未収金には、保険者医業未収金のように納期限が到来していないものも含まれているため、今回の監査の対象は過年度医業未収金のみとした。

## (イ) 収入未済額等について

医療費の収入未済額は、平成23年度においては4,449万円、収入未済率は3.1%となっている（表1）。

医療費について、所管部では、診療前に医療等を受ける者の支払能力の有無を確認することなどが困難であるため、一部に未納を生じる状況にあるとしている。

## イ 監査結果及び改善意見

### (ア) 債権について

過年度医業未収金に係る事務は適切に行われているかなどについて監査を行った。

#### 《監査結果》

- a 滞納整理に必要な帳票を備えていないものや、滞納者との折衝経過が適切に記録されていないもの

過年度医業未収金については、北海道病院事業未収金整理事務処理要領（以下本項において「事務処理要領」という。）に基づき未収金整理簿管理表等の帳票を備え、また滞納整理票に債務者との折衝経過を記録することとされているが、帳票の一部が備え付けられていないものや、滞納整理票に債務者との折衝経過や所在不明の情報が記録されていないものがあった。

#### 《改善意見》

- a 事務処理要領に定める帳票を整備し、滞納整理の処理経過について、適切な記録管理を行うこと。

### (イ) 徴収について

督促や催告等の徴収事務は適切に行われているかなどについて監査を行った。

#### 《監査結果》

- a 納入誓約書を徴していないもの

事務処理要領では、退院時に支払がない場合は納入誓約書を徴することとされているが、徴していないものがあった。

- b 滞納通知書による催告を行っていないもの

督促状の指定期限を経過しても納付がなく、その後の電話や訪問等による催告によってもなお納付がない場合は、事務処理要領に定める様式「診療費の滞納通知書」により催告することとされているが、これを行っていないものがあった。

- c 保証人に対する催告を行っていないもの

事務処理要領では、診療費の滞納通知書を送付してもなお納付がない場合は、保証人へ催告することとされているが、保証人に対し催告を行っていないものがあった。

- d 保証人の要件を満たしていないものなど

保証人は、患者本人と別世帯の成年者で、原則として道内で独立の生計を営み支払能力を有する者とされているが、この要件を満たしていない者や要件の具備が不明な者が保証人となっているもの、また、保証人の要件について入院時に患者に周知していないものなどがあった。

- e 滞納者の資力等について、確認を行っていないもの

滞納者の勤務先や収入状況などについて、調査方法が難しいなどの理由から確認を行っていないものがあった。

- f 延滞金を徴収していないものなど

使用料等が完納し延滞金が発生するものについて、延滞金を徴収していないものがあった。また、生活困窮を理由に延滞金を減免しているが、所得証明書等が提出されておらず、減免要件が確認できないものがあった。

- g 徴収停止の可否について、調査が十分行われていないもの  
徴収停止を決定するに当たっては、要件である無財産等の状況について、具体的資料による慎重かつ厳正な調査を行って判断することとされているが、これが行われていないものがあった。
- h 分割納付について口頭で認めているもの  
分割納付について、書面によって債務者の意志を確認することなく、口頭で認めているものがあった。
- i 強制執行等に向けた債権の整理を行っていないもの  
督促を行った後、相当の期間を経過してもなお履行しない債務者に対しては、個人分医業未収金法的措置実施要領（以下本項において「実施要領」という。）に基づき道立病院室と協議の上、即決和解や支払督促等の法的措置を講ずることとされているが、措置に向けた債権の整理を行っていないものがあった。
- j 不納欠損の整理を適切に行っていないもの  
滞納者に対し時効の援用を確認することなく、不納欠損の整理を行っているものがあった。

#### 《改善意見》

- a 納入誓約書については、事務処理要領に基づき適切に徴すること。
- b 事務処理要領で定められた滞納通知書により適切に催告を行い、収入の確保に努めること。
- c 保証人に対する催告を適切に行うこと。
- d 入院時に保証人の要件について、患者へ十分説明するなど適切に行うこと。
- e 滞納者の資力等について、適切に確認を行うこと。
- f 延滞金の徴収に係る手続を、適切に行うこと。
- g 徴収停止の手続きを、適切に行うこと。
- h 分割納付を認める場合は、手続きを適切に行うこと。
- i 督促後、相当の期間を経過してもなお納付されない場合は、実施要領に基づき即決和解や支払督促等の強制執行に向けた債権の整理について検討すること。
- j 不納欠損の整理を適切に行うこと。

#### (ウ) 徴収体制等について

徴収事務等に係る体制は整備されているかなどについて監査を行った。

#### 《監査結果》

- a 徴収体制が整っていないもの  
債権に係る現状分析や滞納整理方針の策定を行っておらず、組織的な徴収体制の整備について検討していないものがあった。
- b 滞納整理に関する研修会等を開催していないもの  
滞納整理に関する研修会等を定期的・継続的に開催していなかった。

《改善意見》

- a 債権に係る現状分析や滞納整理方針の策定を行い、組織的な徴収体制の整備について検討すること。
- b 滞納整理事務担当者の事務処理要領や実施要領等に関する理解促進を目的とした定期的・継続的な研修会等の開催を検討すること。

(エ) 平成18年度行政監査の是正措置について

平成18年度行政監査の改善意見に対する是正措置は適切に行われているかについて監査を行った結果、いまだ措置が行われていない、又は、措置が不十分と認められる事項は次のとおりである。

《未措置等の状況》

- a 催告を適切に行っていないもの  
督促により指定した期限を経過してもなお納付しない者及びその保証人に対し、文書や電話などによる催告を適切に行うよう改善意見を付したが、保証人に対し催告を行っていないものがあつた。
- b 強制執行等に向けた整理を行っていないもの  
長期間納付のない滞納者などについては、強制執行等の措置をとることについて検討するよう改善意見を付したが、強制執行等に向けた債権の整理を行っていないものがあつた。
- c 滞納整理事務に関するノウハウ習得の機会を設けていないもの  
滞納整理事務に携わる職員のノウハウの維持・向上を図るため、研修会の開催や他団体主催に係る研修会への参加などについて検討するよう改善意見を付したが、専門的な研修を定期的・継続的に開催することについて、検討が行われていなかった。



## (23) 特定疾患医療費返還金

所 管 部	保健福祉部	担 当 課	地域保健課
関係法令等	特定疾患治療研究事業実施要綱 北海道特定疾患治療研究事業実施要領		
債権の性質	公法上の債権（民事執行手続により強制執行等を行うもの）		
債権の内容	道が特定疾患の治療研究を委託した医療機関が行う社会保険診療報酬の請求に不正又は不当な事実が認められた場合において、当該医療機関に社会保険診療報酬に含まれる特定疾患医療費を返還させる債権である。		

○表1 平成23年度 調定・収入の状況（見込額）（単位：千円）

区 分	調 定 額	収 入 額	不納欠損額	収入未済額		収納未済率
現年度	1,053	539	0	20件	514	48.8%
過年度	33,967	0	0	16件	33,967	100.0%
計	35,020	539	0	36件	34,481	98.5%

○表2 収入未済額等の推移（単位：千円）

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
調 定 額	40,017	36,245	37,513	38,994	35,800
収 入 額	2,414	2,481	3,546	5,027	1,833
不納欠損額	0	0	0	0	0
収入未済額	37,603	33,764	33,967	33,967	33,967
収入未済率	94.0%	93.2%	90.5%	87.1%	94.9%

○表3 平成22年度末収入未済額の発生年度別内訳（単位：千円）

発 生（元調定）年 度 別 内 訳					
平成17年度以前	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
26,726	7,034	1	206	-	-

○表4 平成22年度末滞納者の滞納期間別内訳（単位：人、件、千円）

区 分	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上
滞 納 者 数	-	2	4	4	-
滞 納 件 数	-	5	5	6	-
収入未済額	-	206	7,035	26,726	-

○表5 平成22年度末滞納者の滞納理由別内訳 (単位：人、件、千円)

区 分	納付意識・ 責任感希薄	低 所 得 経 営 不 振	自 己 破 産 倒 産	死 亡 ・ 清 算 所 在 不 明	不 明	未 調 査
滞 納 者 数	1	1	7	1	-	-
滞 納 件 数	2	1	12	1	-	-
収 入 未 済 額	14	245	31,810	1,898	-	-

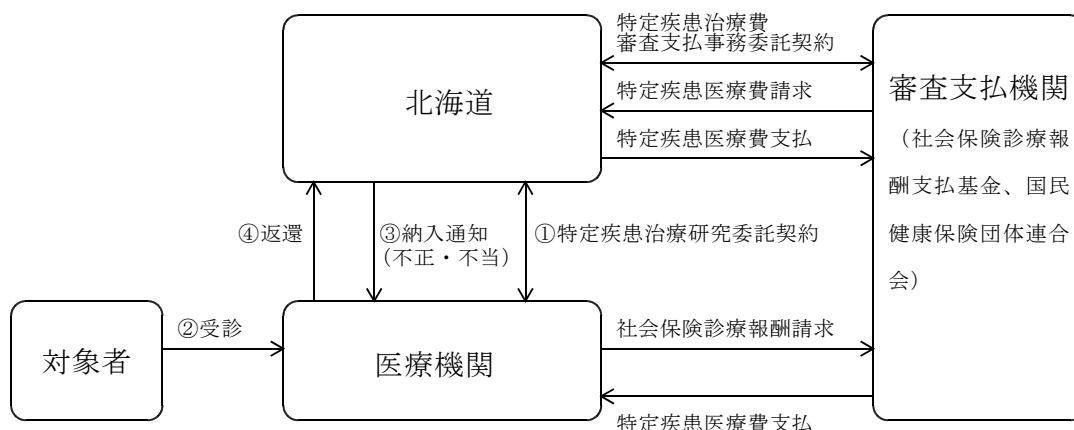
※ 区分のうち「不明」とは、滞納者が所在不明ではないが連絡が取れないなどの理由によるものである。

## ア 債権の概要等

### (ア) 返還金収入の概要について

特定疾患医療費は、道と特定疾患治療研究委託契約を締結した医療機関が審査支払機関に請求して支払いを受け、当該審査支払機関は、特定疾患治療費審査支払事務委託契約に基づき道に請求し、道はその内容を審査して当該審査支払機関に支払う仕組みとなっている。

### (特定疾患医療費の仕組み)



特定疾患医療費返還金は、道が特定疾患の治療研究を委託した医療機関が行う社会保険診療報酬の請求に不正又は不当な事実が認められた場合で、当該医療機関に対し社会保険診療報酬に含まれる特定疾患医療費分を返還させる債権である。

当該医療機関は審査支払機関から支払われる社会保険診療報酬から返還金相当額を控除されることによる返還か、道へ直接返還するかを選択し、直接返還する旨、返還同意書を道へ提出した場合に当該医療機関に対して道が直接返還させることとなる。

特定疾患医療費返還金は、保健福祉部の地域保健課において所管する債権で、徴収に係る事務についても同課で行っている。

### (イ) 収入未済額等について

平成23年度末の状況を見ると、収入未済額3,448万円のうち、過年度分が3,397万円であり、収入未済額の98%を占めている(表1)。

過去の状況を見ると、収入未済額は、平成18年度末において3,760万円であったものが平成19年度末では3,376万円と減少しているが、この要因について、所管部では、平成19年度において医療機関の返還金384万円を減額調定したために減少したものであるとしている(表2)。

平成22年度末に収入未済となっているものを発生年度別に見ると、平成17年度以前に発生したものが2,673万円、平成18年度から平成20年度にかけて発生したものが、724万円となっており、平成22年度に新たに発生したものはなかった（表3）。

また、平成22年度末の収入未済に係る滞納者の数は10人であり、これを滞納期間別に見ると、1年未満の滞納者はなく、1年以上3年未満の滞納者は2人、3年以上5年未満の滞納者が4人、5年以上10年未満の滞納者が4人となっている（表4）。

これら滞納者の滞納理由について、所管部では、納付意識・責任感希薄を理由とするものが1人、1万円、低所得・経営不振を理由とするものが1人、24万円、自己破産・倒産を理由とするものが7人、3,181万円、死亡・所在不明を理由とするものが1人、189万円と把握している（表5）。

## イ 監査結果及び改善意見

### (ア) 債権について

返還金に係る事務は適切に行われているかなどについて監査を行った。

#### 《監査結果》

#### a 調定を行っていないもの

履行延期の特約を承認し減額調定を行った債権については、分割納入計画に基づき再度、調定を行わなければならないが、これを行っていないものがあった。

#### 《改善意見》

#### a 履行延期の特約を承認し、減額調定を行った債権については、適期に調定を行うこと。

### (イ) 徴収について

督促や催告等の徴収事務は適切に行われているかなどについて監査を行った。

#### 《監査結果》

#### a 督促を行っていないもの

督促については、時効中断の効果を有するほか、延滞金の発生要件とされているものであり、収入金を納期限までに完納しない場合には督促を行わなければならないが、これを行っていないものがあった。

#### b 催告を適切に行っていないもの

電話による催告のみを行い、文書や訪問催告などを行っていないものがあった。

#### c 滞納者の状況等を把握していないもの

滞納者の状況等を把握していないものや滞納者の相続人に係る調査を行っていないものがあった。

#### d 延滞金を徴収していないもの

督促の期限を経過して納付されるときは、徴収条例の規定に基づき延滞金を徴収することとなるが、徴収していないものがあった。

#### 《改善意見》

#### a 督促については、徴収条例の規定に基づき適切な事務処理を行うこと。

#### b 催告については、文書や訪問催告などを行うこと。

#### c 滞納者の状況等や相続人に係る調査を行い状況を把握すること。

#### d 延滞金については、徴収条例の規定に基づき適切な事務処理を行うこと。

(ウ) 徴収体制等について

徴収事務等に係る体制は整備されているかなどについての監査を行った。

《監査結果》

a 滞納整理方針等を策定していないものなど

個別の滞納状況の把握や滞納整理方針の策定など収入未済額を解消するための取組がなされていなかった。

《改善意見》

a 滞納整理方針の策定など収入未済額の解消に向けた取組を行うこと。

(エ) 平成18年度行政監査の措置状況について

平成18年度行政監査の改善意見に対する是正措置は適切に行われているかについて監査を行った結果、いまだ措置が行われていない、又は、措置が不十分と認められる事項は次のとおりである。

《未措置等の状況》

a 適切な滞納整理票による収納管理を行っていないもの

収納管理については、出納局長通知による滞納整理票を作成し、適切に行うよう改善意見を付したが、滞納整理票は作成していたが、折衝記録などの経過等の記載がないものがあった。

b 督促を行っていないもの

督促については、時効中断の効果を有するほか、延滞金の発生要件とされていることなどから、適切な事務処理を行うよう改善意見を付したが、督促状を適期に発付していないものなどがあった。

c 催告を適切に行っていないもの

催告については、電話だけでなく面談を行うなど収入の確保に努めるよう改善意見を付したが、訪問による催告をしていないものや、文書等による催告を行っていないものがあった。

d 延滞金を徴収していないもの

延滞金については、徴収条例の規定に基づき適切な事務処理を行うよう改善意見を付したが、延滞金の発生状況は整理されていたが、徴収はしていなかった。

e 滞納者の資力等を把握していないもの

滞納者の資力等の調査や滞納者の相続人の調査を適切に行うよう改善意見を付したが、滞納者の資力等を把握していないものや滞納者の相続人に係る調査を行っていないものがあった。

f 組織的・効果的な徴収体制となっていないもの

滞納整理を促進するため、徴収事務を組織的・効果的に行う徴収体制について検討するよう改善意見を付したが、グループによる組織的な体制は整えられていたが、個別の滞納状況の把握など収入未済額を解消するための取組がなされていないものがあった。

## (24) 物件移転契約解除に伴う返還金

所 管 部	建設部	担 当 課	道路課
関係法令等	民法 地方自治法 北海道財務規則		
債権の性質	私法上の債権（民事執行手続により強制執行等を行うもの）		
債権の内容	公共事業工事のために必要な土地に存する物件について、所有者と物件移転契約を締結し前払金を支払ったが、物件の移転を履行しなかったため契約を解除し、前払金を返還させる債権である。		

○表1 平成23年度 調定・収入の状況（見込額）（単位：千円）

区 分	調 定 額	収 入 額	不納欠損額	収入未済額		収入未済率
現年度	0	0	0	0件	0	-
過年度	7,628	79	0	1件	7,549	99.0%
計	7,628	79	0	1件	7,549	99.0%

○表2 収入未済額等の推移（単位：千円）

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
調 定 額	21,128	21,128	7,628	7,628	7,628
収 入 額	0	0	0	0	0
不納欠損額	0	13,500	0	0	0
収入未済額	21,128	7,628	7,628	7,628	7,628
収入未済率	100.0%	36.1%	100.0%	100.0%	100.0%

## ア 債権の概要等

## (ア) 返還金の概要について

物件移転契約解除に伴う返還金は、振興局等の建設管理部で公共事業工事施行のために必要な土地に存する物件について、所有者と物件移転契約を締結し前払金を支払ったが、物件の移転が履行されないため、物件移転契約を解除し、所有者に前払金の返還を求めた債権である。

## (イ) 収入未済額等について

平成18年度末において、2件の滞納があり、そのうち1件は昭和60年の物件移転契約に係る返還金の未納で、督促、面談等を行い履行延期の手続を経るなど折衝を行ってきたが、履行延期後10年を経過した後もなお滞納者が無資力状態であり弁済の見込みがないため、自治令の規定により平成19年度に債務免除とし不納欠損の整理を行ったものである。

このため、平成23年度末現在で滞納となっているものは1件である。これは平成16年度に物件移転契約を締結し前払金を支払ったものであり、契約を履行しないため平成17年度に契約を解除し、その前払金及び法定利息分の返還を求めたもので、いまだ納付されていない状況にある。

当該返還金について、所管部では徴収事務を担当する振興局等の建設管理部と建設部道路課でこれまでに連携を取りながら督促状の送付や面談を行ってきたが、納付がないため仮執行宣言付支払督促により債務名義を取得し、債権差押命令の申立及び取立の実施など強制執行までの処置を実施してきているが、収入未済解消は極めて困難な状況としている。

イ 監査結果及び改善意見

(ア) 債権について

返還金に係る事務は適切に行われているかなどについて監査を行った結果、改善を求める事項は認められなかった。

(イ) 徴収について

督促や催告等の徴収事務は適切に行われているかなどについて監査を行った結果、改善を求める事項は認められなかった。

(ウ) 徴収体制等について

徴収事務等に係る体制は整備されているかなどについて監査を行った結果、改善を求める事項は認められなかった。

(エ) 平成18年度行政監査の是正措置について

平成18年度行政監査の改善意見に対する是正措置は適切に行われているかについて監査を行った結果、いまだ措置が行われていない、又は、措置が不十分と認められる事項はなかった。

## (25) 知的障害者保護措置費徴収金

所 管 部	保健福祉部	担 当 課	障がい者保健福祉課
関係法令等	知的障害者福祉法		
債権の性質	公法上の債権（民事執行手続により強制執行等を行うもの）		
債権の内容	知的障害者福祉法の規定により、知的障害者を一定の施設に入所させる措置をとった場合は、当該入所者やその扶養義務者から、その負担能力に応じて入所措置に係る費用の全部又は一部として徴収する債権である。		

○表1 平成23年度 調定・収入の状況（見込額）（単位：千円）

区分	調定額	収入額	不納欠損額	収入未済額		収入未済率
現年度	0	0	0	0件	0	-
過年度	72	39	0	1件	33	45.8%
計	72	39	0	1件	33	45.8%

○表2 収入未済額等の推移（単位：千円）

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
調 定 額	6,256	3,186	427	102	77
収 入 額	0	8	58	25	5
不納欠損額	3,069	2,751	267	0	0
収入未済額	3,187	427	102	77	72
収入未済率	50.9%	13.4%	23.9%	75.5%	93.5%

○表3 平成22年度末滞納者の滞納理由別内訳（単位：人、件、千円）

区 分	納付意識・ 責任感希薄	低 所 得 経 営 不 振	自 己 破 産 倒 産	死 亡 ・ 清 算 所 在 不 明	不 明	未 調 査
滞 納 者 数	-	1	-	-	-	-
滞 納 件 数	-	1	-	-	-	-
収入未済額	-	72	-	-	-	-

※ 区分のうち「不明」とは、滞納者が所在不明ではないが連絡が取れないなどの理由によるものである。

## ア 債権の概要等

## (ア) 知的障害者保護措置費徴収金の概要について

知的障害者保護措置費徴収金は、知的障害者福祉法の規定により、知的障害者を一定の施設に入所させる措置をとった場合、当該入所者やその扶養義務者から、その負担能力に応じて入所措置に係る費用の全部又は一部として徴収する債権である。

なお、平成15年4月の制度改正により、社会福祉施設の利用者は、当該施設との利用契約に基づき応分の費用を負担するとともに、市町村から支援費の支給を受けることとなったため、現在の収入未済金は、平成14年度以前に発生したものである。

(イ) 収入未済額等について

知的障害者保護措置費徴収金については、平成15年度以降新たな債権が発生していないことから、平成18年度末における収入未済額は319万円となっていたが、平成19年度に不納欠損の整理を275万円行うなどして、平成23年度末には、滞納者数1名、件数1件、収入未済額は3万3,200円となっている（表1、表2）。

イ 監査結果及び改善意見

(ア) 債権について

徴収金に係る事務は適切に行われているかなどについて監査を行った結果、改善を求める事項は認められなかった。

(イ) 徴収について

督促や催告等の徴収事務は適切に行われているかなどについて監査を行った結果、改善を求める事項は認められなかった。

(ウ) 徴収体制等について

徴収事務等に係る体制は整備されているかなどについて監査を行った結果、改善を求める事項は認められなかった。

(エ) 平成18年度行政監査の是正措置について

平成18年度行政監査の改善意見に対する是正措置は適切に行われているかについて監査を行った結果、いまだ措置が行われていない、又は、措置が不十分なものは認められなかった。



### 3 所見

今回の監査を通じての監査委員としての所見を述べる。

監査の対象とした税外諸収入金については、施策として行われる「貸付金」、行政財産等の利用の対価として発生する「使用料」、給付費等が過大となっているものについて返還を求めるものなどの「その他の収入金」に大別されるが、その収入未済額は平成23年度末において、約145億円と極めて多額に上っている。

その債権の性質、目的、発生時期、滞納の原因や割合、背景事情等は多様となっており、債権管理に係る詳細な分析と、その対策が急務である。

特に貸付金については、「貸付の問題」と「徴収の問題」があり、その結果、約119億円と多額の収入未済額が発生し、さらに近年、増加傾向にある。

貸付金は、公金を原資に賄われているものであることから、納期限内に返済を行う者との公平性の観点からも、積極的な滞納整理を行わずに漫然と収入未済の現状を看過することは、納税者たる道民の理解が得られず、許容されないものである。

また、貸付金に係る償還金や使用料、その他の収入金は、道が行う施策の貴重な収入となるものであるため、収入の確保が図られない場合にあっては、事業の継続を困難にし、ひいては行政サービスの低下を招くこととなることから、収入未済の解消のためには、適切な徴収事務の執行とともに滞納発生の未然防止や滞納の発生を抑制する制度の構築等が重要である。

個別収入金の監査結果については、各収入金ごとに、その規程の整備や徴収に係る問題点とともに改善意見を記述し、滞納が発生する制度的・構造的な問題点等についても併せて記述を行った。

それらは、各収入金の所管部等において、滞納の解消のため所要の検討と適切な措置が講じられるべきものである。

今回の監査においては、貸付金に係る借受者の返済可能性の判定方法が判然としないものや貸付けを行う際の基本的な方針が策定されていないもの、催告などの基本的徴収事務を怠っているものなどがあったほか、滞納の状況を把握していないものや滞納整理方針等の策定を行っていないものなどが多数あった。

特に平成18年度行政監査の改善意見に対する是正措置についても、いまだ措置が行われていないものなどが多々あったところである。

また、平成18年度と平成23年度の税外諸収入金の収入未済額を比較すると、全体として10億円増加しており、債権管理業務として収入未済額の解消という成果が見られない現状にある。

債権管理に係る事務体制等の状況についても、担当職員等から聴取を行ったところであるが、収入金によっては、膨大な件数の債権管理をごく少数の職員が担当しているため、基本的な徴収事務を適切に行えていないといった組織体制上の問題とともに、基本的な債権管理の知識の習得等が十分でないという問題も認められた。

一般的に債権管理を担当する職員は、他の業務も分掌していることから、個人ごとに知識やノウハウの蓄積を図りながら、十全に徴収事務を行うことは、容易ではない面もあることから、適切な職員配置など、徴収組織の強化が必要である。

担当職員等からは、滞納者を含めた借受者等の利便性向上や滞納の解消のため、夜間の振込みが可能なコンビニ徴収、道外居住者が容易に振り込める郵便局の追加についての提案もあったところであるが、所管部においては、研修会の開催や担当者会議などを通じて、実務を行う職員の意見等を集約するなど、検討の一助とすることを望むものである。

道においては、近年、道庁内組織における職員給与や旅費、財産管理等の総務業務の集中化を図ってきているが、他の地方公共団体においては、総務業務のほか、未収金を専門的に回収する組織を設置しているところが見られるところである。

また、貸付金においては、新規の貸付業務が終了し、過去に貸付けを行った債権の徴収事務のみを行っているものがあるが、既に述べたように、債権回収業務を民間事業者へ委託しているものもあることから、そうした債権についても民間委託による事務の効率化を検討すべきものと考えるところである。

以上のことから、税外諸収入の収入未済金に係る様々な問題点や課題の解消のためには、収入を担当する個々の職員の知識や意識を高めることはもとより、当該事務に対する管理職員の積極的な指導など、組織的な取組が極めて重要である。

それに加えて、債権管理という業務に着目した一元的管理、徴収事務としての共通の課題分析と改善、組織体制のあり方として徴収組織の集約化、民間委託の拡大など、税外諸収入所管部だけでなく全庁横断的な検討を行うことが必要である。

## 資料編

### 資料 参考法令等

① 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 抜粋	1
② 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 抜粋	1
③ 北海道税外諸収入金の徴収に関する条例 (昭和30年4月1日条例第15号) 抜粋	2
④ 北海道財務規則 (昭和45年4月1日規則第30号) 抜粋	2
⑤ 地方税法 (昭和25年7月31日法律第226号) 抜粋	3
⑥ 民事執行法 (昭和54年3月30日法律第4号) 抜粋	3
⑦ 民法 (明治29年4月27日法律第89号) 抜粋	3
⑧ 道路法 (昭和27年6月10日法律第180号) 抜粋	5
⑨ 河川法 (昭和39年7月10日法律第167号) 抜粋	5
⑩ 海岸法 (昭和31年5月12日法律第101号) 抜粋	5
⑪ 道路交通法 (昭和35年6月25日法律第105号) 抜粋	6
⑫ 児童福祉法 (昭和22年12月12日法律第164号) 抜粋	6
⑬ 行政代執行法 (昭和23年5月15日法律第43号) 抜粋	6
⑭ 児童扶養手当法 (昭和36年11月29日法律第238号) 抜粋	6

## 参 考 法 令 等

### ① 地方自治法（昭和22年法律第67号）抜粋

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

10 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。  
第231条の3（督促、滞納処分等）

分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合においては、条例の定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。

3 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入につき第1項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入並びに当該歳入に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

4 第1項の歳入並びに第2項の手数料及び延滞金の還付並びにこれらの徴収金の徴収又は還付に関する書類の送達及び公示送達については、地方税の例による。

第236条（金銭債権の消滅時効）

金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、5年間これを行なわないときは、時効により消滅する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

2 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利の時効による消滅については、法律に特別の定めがある場合を除くほか、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

3 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利について、消滅時効の中断、停止その他の事項（前項に規定する事項を除く。）に関し、適用すべき法律の規定がないときは、民法の規定を準用する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

4 法令の規定により普通地方公共団体がする納入の通知及び督促は、民法第153条（前項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

### ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）抜粋

第171条（督促）

普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第231条の3第1項に規定する歳入に係る債権を除く。）について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

第171条の2（強制執行等）

普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第231条の3第3項に規定する歳入に係る債権（以下「強制徴収により徴収する債権」という。）を除く。）について、地方自治法第231条の3第1項又は前条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第171条の5の措置をとる場合又は第171条の6の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

1 担保の付されている債権（保証人の保証がある債権を含む。）については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続きをとり、又は保証人に対して履行を請求すること。

2 債務名義のある債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続きをとること。

3 前2号に該当しない債権（第1号に該当する債権で同号の措置をとつてなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続きを含む。）により履行を請求すること。

③ 北海道税外諸収入金の徴収に関する条例（昭和30年4月1日条例第15号）抜粋

第2条（督促）

納付義務者が、納期限までに収入金を完納しない場合には、知事は、納期限後30日以内に、督促状により期限を指定して督促しなければならない。

2 前項の督促状により指定すべき期限は、督促状を発した日から起算して14日以内とする。

第4条（延滞金）

督促を受けた納付義務者が、督促状の指定期限までに収入金を完納しない場合において、その未納付額が2,000円以上であるときは、当該未納付額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、その納期限の翌日から完納の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該納期限の翌日から督促状の指定期限までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した延滞金を徴収する。ただし、延滞金額が1,000円未満であるときはその金額、延滞金額に100円未満の端数があるときはその端数金額は、徴収しない。

2 前項の規定により延滞金の額を計算する場合において、未納付額の一部が納付されているときは、その納付の日の翌日以後の期間に係る未納付額は、その納付された額を控除した金額（2,000円未満であるときはその金額、1,000円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てる。）とする。

第6条（滞納処分）

収入金のうち、分担金、過料又は法律で定める使用料その他の道税以外の収入金につき第2条の規定により督促を受けた納付義務者がその指定期限までに当該収入金及び延滞金を納付しない場合においては、知事は、督促状の指定期限後100日目までに、当該収入金及び延滞金について、滞納処分に着手しなければならない。

附則

2 当分の間、第4条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

④ 北海道財務規則（昭和45年4月1日規則第30号）抜粋

第49条（文書による納入の通知）

歳入徴収者は、歳入の調定（第43条第2項の規定による調定を除く。）をしたときは、直ちに、納入通知書又は納税通知書（第12章第2節を除き、以下「納入通知書等」という。）を作成して納入義務者に送付しなければならない。

2 歳入徴収者は、前項の納入通知書等に記載すべき納入期限については、法令その他の定めがある場合を除くほか、調定の日から20日以内において適宜の納入期限を定めるものとする。

第71条（督促）

歳入徴収者は、督促をしようとするときは、履行期限後30日以内に、督促状により、期限を指定して行わなければならない。

2 前項の督促状により指定すべき期限は、督促状を発した日から起算して14日以内とするものとする。

第72条（不納欠損の整理）

歳入徴収者は、調定済額について不納欠損の整理をしようとするときは、不納欠損決定書により不納欠損の整理をし、直ちにその旨を会計管理者に通知しなければならない。

第260条（強制執行等）

債権管理者は、その所掌に属する債権について、督促がされた後、督促状の指定期限後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、政令第171条の2の規定に基づく強制執行等の措置をとらなければならない。

⑤ 地方税法（昭和25年7月31日法律第226号）抜粋

第15条の7（滞納処分の停止の要件等）

地方団体の長は、滞納者につき次の各号の一に該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる。

1. 滞納処分をすることができる財産がないとき。
  2. 滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
  3. その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。
- 2 地方団体の長は、前項の規定により滞納処分の執行を停止したときは、その旨を滞納者に通知しなければならない。
- 3 地方団体の長は、第1項第2号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その停止に係る地方団体の徴収金について差し押えた財産があるときは、その差押を解除しなければならない。
- 4 第1項の規定により滞納処分の執行を停止した地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務は、その執行の停止が3年間継続したときは、消滅する。
- 5 第1項第1号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その地方団体の徴収金が限定承認に係るものであるときその他その地方団体の徴収金を徴収することができないことが明らかであるときは、地方団体の長は、前項の規定にかかわらず、その地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務を直ちに消滅させることができる。

⑥ 民事執行法（昭和54年3月30日法律第4号）抜粋

第22条（債務名義）

強制執行は、次に掲げるもの（以下「債務名義」という。）により行う。

- 1 確定判決
  - 2 仮執行の宣言を付した判決
  - 3 抗告によらなければ不服を申し立てることができない裁判（確定しなければその効力を生じない裁判にあつては、確定したものに限る。）
- 3の2 仮執行の宣言を付した損害賠償命令
- 4 仮執行の宣言を付した支払督促
- 4の2 訴訟費用若しくは和解の費用の負担の額を定める裁判所書記官の処分又は第42条第4項に規定する執行費用及び返還すべき金銭の額を定める裁判所書記官の処分（後者の処分にあつては、確定したものに限る。）
- 5 金銭の一定の額の支払又はその他の代替物若しくは有価証券の一定の数量の給付を目的とする請求について公証人が作成した公正証書で、債務者が直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載されているもの（以下「執行証書」という。）
- 6 確定した執行判決のある外国裁判所の判決
- 6の2 確定した執行決定のある仲裁判断
- 7 確定判決と同一の効力を有するもの（第3号に掲げる裁判を除く。）

⑦ 民法（明治29年4月27日法律第89号）抜粋

第144条（時効の効力）

時効の効力は、その起算日にさかのぼる。

第145条（時効の援用）

時効は、当事者が援用しなければ、裁判所がこれによって裁判をすることができない。

第146条（時効の利益の放棄）

時効の利益は、あらかじめ放棄することができない。

第147条（時効の中断事由）

時効は、次に掲げる事由によって中断する。

- 1 請求
- 2 差押え、仮差押え又は仮処分
- 3 承認

#### 第153条（催告）

催告は、6箇月以内に、裁判上の請求、支払督促の申立て、和解の申立て、民事調停法 若しくは家事審判法による調停の申立て、破産手続参加、再生手続参加、更生手続参加、差押え、仮差押え又は仮処分をしなければ、時効の中断の効力を生じない。

#### 第166条（消滅時効の進行等）

消滅時効は、権利を行使することができる時から進行する。

- 2 前項の規定は、始期付権利又は停止条件付権利の目的物を占有する第三者のために、その占有の開始の時から取得時効が進行することを妨げない。ただし、権利者は、その時効を中断するため、いつでも占有者の承認を求めることができる。

#### 第167条（債権等の消滅時効）

債権は、10年間行使しないときは、消滅する。

- 2 債権又は所有権以外の財産権は、20年間行使しないときは、消滅する。

#### 第168条（定期金債権の消滅時効）

定期金の債権は、第1回の弁済期から20年間行使しないときは、消滅する。最後の弁済期から10年間行使しないときも、同様とする。

- 2 定期金の債権者は、時効の中断の証拠を得るため、いつでも、その債務者に対して承認書の交付を求めることができる。

#### 第169条（定期給付債権の短期消滅時効）

年又はこれより短い時期によって定めた金銭その他の物の給付を目的とする債権は、5年間行使しないときは、消滅する。

#### 第170条（3年の短期消滅時効）

次に掲げる債権は、3年間行使しないときは、消滅する。ただし、第2号に掲げる債権の時効は、同号の工事が終了した時から起算する。

1. 医師、助産師又は薬剤師の診療、助産又は調剤に関する債権
2. 工事の設計、施工又は監理を業とする者の工事に関する債権

#### 第171条

弁護士又は弁護士法人は事件が終了した時から、公証人はその職務を執行した時から3年を経過したときは、その職務に関して受け取った書類について、その責任を免れる。

#### 第172条（2年の短期消滅時効）

弁護士、弁護士法人又は公証人の職務に関する債権は、その原因となった事件が終了した時から2年間行使しないときは、消滅する。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の事件中の各事項が終了した時から5年を経過したときは、同項の期間内であっても、その事項に関する債権は、消滅する。

#### 第173条 次に掲げる債権は、2年間行使しないときは、消滅する。

- 1 生産者、卸売商人又は小売商人が売却した産物又は商品の代価に係る債権
- 2 自己の技能を用い、注文を受けて、物を製作し又は自己の仕事場で他人のために仕事をするを業とする者の仕事に関する債権
- 3 学芸又は技能の教育を行う者が生徒の教育、衣食又は寄宿の代価について有する債権

#### 第174条（1年の短期消滅時効）

次に掲げる債権は、1年間行使しないときは、消滅する。

- 1 月又はこれより短い時期によって定めた使用人の給料に係る債権
- 2 自己の労力の提供又は演芸を業とする者の報酬又はその供給した物の代価に係る債権
- 3 運送賃に係る債権
- 4 旅館、料理店、飲食店、貸席又は娯楽場の宿泊料、飲食料、席料、入場料、消費物の代価又は立替金に係る債権
- 5 動産の損料に係る債権

#### 第174条の2（判決で確定した権利の消滅時効）

確定判決によって確定した権利については、10年より短い時効期間の定めがあるものであっても、その時効期間は、10年とする。裁判上の和解、調停その他確定判決と同一の効力を有するものによって確定した権利についても、同様とする。

2 前項の規定は、確定の時に弁済期の到来していない債権については、適用しない。

#### 第724条（不法行為による損害賠償請求権の期間の制限）

不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から3年間行使しないときは、時効によって消滅する。不法行為の時から20年を経過したときも、同様とする。

### ⑧ 道路法（昭和27年6月10日法律第180号）抜粋

#### 第73条（負担金等の強制徴収）

この法律、この法律に基づく命令若しくは条例又はこれらによつてした処分により納付すべき負担金、占用料、駐車料金、割増金、料金又は連結料（以下これらを「負担金等」という。）を納付しない者がある場合においては、道路管理者は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

2 前項の場合においては、道路管理者は、条例（指定区間内の国道にあつては、政令）で定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。ただし、手数料の額は督促状の送付に要する費用を勘案して定め、延滞金は年14.5パーセントの割合を乗じて計算した額を超えない範囲内で定めなければならない。

3 第1項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しない場合においては、道路管理者は、国税滞納処分の例により、前2項に規定する負担金等並びに手数料及び延滞金を徴収することができる。この場合における負担金等並びに手数料及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

4 手数料及び延滞金は、負担金等に先だつものとする。

5 負担金等並びに手数料及び延滞金を徴収する権利は、5年間行わない場合においては、時効に因り消滅する。

### ⑨ 河川法（昭和39年7月10日法律第167号）抜粋

#### 第74条（強制徴収）

この法律、この法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定又はこれらの規定に基づく処分により納付すべき負担金又は流水占用料等（以下これらを「負担金等」という。）をその納期限までに納付しない者がある場合においては、河川管理者（当該負担金等が、国の収入となる場合にあつては国土交通大臣、都道府県の収入となる場合にあつては当該都道府県を統括する都道府県知事とする。以下この条において同じ。）は、期限を指定して、その納付を督促しなければならない。

2 河川管理者は、前項の規定により督促をする場合においては、納付義務者に対し督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して20日以上経過した日でなければならない。

3 河川管理者は、第一項の規定による督促を受けた納付義務者がその指定の期限までにその負担金等及び第5項の規定による延滞金を納付しない場合においては、当該負担金等が国の収入となる場合にあつては国税の、都道府県の収入となる場合にあつては地方税の滞納処分の例により、滞納処分をすることができる。

4 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとし、その時効については、国税の例による。

5 河川管理者は、第一項の規定により督促をした場合においては、政令で定めるところにより、同項の負担金等の額につき年14.5パーセントの割合で、納期限の翌日からその負担金等の完納の日又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収することができる。

### ⑩ 海岸法（昭和31年5月12日法律第101号）抜粋

#### 第35条（強制徴収）

第11条の規定に基づく占用料及び土石採取料並びに第12条第9項、第30条、第31条第1項、第32条第3項及び第33条第1項の規定に基づく負担金（以下この条及び次条においてこれらを「負担金等」と総称する。）を納付しない者があるときは、海岸管理者は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

2 前項の場合においては、海岸管理者は、主務省令で定めるところにより延滞金を徴収することができる。

ただし、延滞金は、年14.5パーセントの割合を乗じて計算した額をこえない範囲内で定めなければならない。



- 3 第1項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、海岸管理者は、国税滞納処分の例により、前2項に規定する負担金等及び延滞金を徴収することができる。この場合における負担金等及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。
- 4 延滞金は、負担金等に先だつものとする。
- 5 負担金等及び延滞金を徴収する権利は、5年間行わないときは、時効により消滅する。

⑪ 道路交通法（昭和35年6月25日法律第105号）抜粋

第51条（違法駐車に対する措置）

- 17 警察署長は、前項の規定により納付を命ぜられた者が納付の期限を経過しても負担金を納付しないときは、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。この場合において、警察署長は、負担金につき年14.5パーセントの割合により計算した額の範囲内の延滞金及び督促に要した手数料を徴収することができる。
- 18 前項の規定による督促を受けた者がその指定期限までに負担金並びに同項後段の延滞金及び手数料（以下この条において「負担金等」という。）を納付しないときは、警察署長は、地方税の滞納処分の例により、負担金等を徴収することができる。この場合における負担金等の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

第51条の4（放置違反金）

- 13 公安委員会は、納付命令を受けた者が納付の期限を経過しても放置違反金を納付しないときは、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。この場合において、公安委員会は、放置違反金につき年14.5パーセントの割合により計算した額の範囲内の延滞金及び督促に要した手数料を徴収することができる。
- 14 前項の規定による督促を受けた者がその指定期限までに放置違反金並びに同項後段の延滞金及び手数料（以下この条及び第51条の7において「放置違反金等」という。）を納付しないときは、公安委員会は、地方税の滞納処分の例により、放置違反金等を徴収することができる。この場合における放置違反金等の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

⑫ 児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）抜粋

第56条（費用の徴収）

- 10 第1項から第3項まで又は第7項の規定により徴収される費用を、指定の期限内に納付しない者があるときは、第1項に規定する費用については国税の、第2項、第3項又は第7項に規定する費用については地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

⑬ 行政代執行法（昭和23年5月15日法律第43号）抜粋

第6条

代執行に要した費用は、国税滞納処分の例により、これを徴収することができる。

⑭ 児童扶養手当法（昭和36年11月29日法律第238号）抜粋

第23条（不正利得の徴収）

偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者があるときは、都道府県知事等は、国税徴収の例により、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。